

風水害・その他災害編

第1章 風水害・その他災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 甲斐市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。また、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。また、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

〔注〕 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。
 指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。
 指定公共機関：東日本電信電話株式会社等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。
 指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 甲斐市

市は、次の事項を実施する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、業務継続計画を策定するなど、組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制等を整備する。

（1）災害予防

ア 防災に関する組織の整備に関すること。

イ 防災に関する訓練の実施並びに教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報に関すること。

ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。

エ 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。

オ 災害に伴う調査及び被害状況の想定に関すること。

カ 危険物施設等の災害予防に関すること。

- キ 市内の公共的団体等住民の自主防災組織への指導育成に関すること。
- ク アからキまでのほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

(2) 災害応急対策

- ア 災害対策本部及び災害警戒本部の設置、運営に関すること。
- イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報の実施に関すること。
- ウ 防災資機材及び人員等の配備に関すること。
- エ 警報等防災情報の伝達に関すること。
- オ 避難の指示及び避難者の保護に関すること。
- カ 消防・水防その他応急措置に関すること。
- キ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- ク 被災者等からの相談窓口の設置に関すること。
- ケ 市が管理する施設等の応急措置に関すること。
- コ 犯罪の予防、交通規制その他災害における社会秩序の維持に関すること。
- サ 緊急輸送の確保に関すること。
- シ 清掃、防疫その他保健衛生等の措置に関すること。
- ス 被災者の食料、飲料水、生活必需品の供給に関すること。
- セ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- ソ 応急仮設住宅の建設と施設及び設備の応急復旧に関すること。
- タ 他関係機関に対する応援要請に関すること。
- チ 広域一時滞在に関する協定の締結に関すること。
- ツ アからチまでのほか、災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。

(3) 災害復旧対策

- ア 被災した施設等の原形復旧に関すること。
- イ 災害の再発防止に関すること。
- ウ ア、イのほか、将来の災害に備える措置に関すること。

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平常時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備に関すること。
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- エ 防災訓練の実施に関すること。
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- カ 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等に関すること。
- ク アからキまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- イ 警報の発令及び伝達、避難の指示並びに、市町村が避難指示を行う際において必要な助言の実施に関すること。
- ウ 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- エ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- オ 被災者等からの相談窓口の設置に関すること。
- カ 応急教育の実施に関すること。
- キ 被災施設及び設備の応急復旧に関すること。
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動に関すること。
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置に関すること。
- コ 緊急輸送の確保に関すること。
- サ 広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結に関すること。
- シ アからサまでのほか、災害発生の防ぎよ又は災害拡大防止のための措置に関すること。

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧に関すること。
- イ 災害の再発防止事業の推進に関すること。
- ウ ア、イのほか、将来の災害に備える措置に関すること。

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業）に関すること。

イ 融資関係

- (ア) 地方公共団体の災害復旧事業費の貸付に関すること。
- (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付に関すること。

ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

- (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置に関すること。
- (イ) 手形交換の特別措置に関すること。
- (ウ) 休日営業の特例措置に関すること。
- (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置に関すること。
- (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置に関すること。
- (カ) 保険料支払いの迅速化措置に関すること。

エ 国有財産関係

- (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与に関すること。
- (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与に関すること。
- (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可に関すること。

(2) 関東農政局（山梨県拠点）

ア 災害予防

- (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
- (イ) 防災ダム、溜池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
- イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - (カ) 応急用食料の調達・供給対策
- ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
- (3) 関東森林管理局山梨森林管理事務所
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成に関すること。
 - イ 民有林直轄治山事業の実施に関すること。
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査に関すること。
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整に関すること。
 - ウ 災害時における自動車の応援手配に関すること。
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導に関すること。
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
- (6) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
 - イ 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援に関すること。
 - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
- (7) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査に関すること。

- イ 事業場内労働者の二次災害の防止に関すること。
- ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予に関すること。
- エ 災害復旧工事における安全の確保に関すること。

(8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）

管轄する河川、砂防、道路について計画、工事及び管理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

- (ア) 災害対策の推進
- (イ) 危機管理体制の整備
- (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
- (エ) 防災教育等の実施
- (オ) 防災訓練
- (カ) 再発防止対策の実施

ウ 災害応急対策

- (ア) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- (イ) 活動体制の確立
- (ウ) 政府本部への対応等
- (エ) 災害発生直後の施設の緊急点検
- (オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- (カ) 災害発生時における応急工事等の実施
- (キ) 災害発生時における交通の確保等
- (ク) 緊急輸送
- (ケ) 代替輸送
- (コ) 二次災害の防止対策
- (サ) ライフライン施設の応急復旧
- (シ) 地方自治体等への支援
- (ス) 被災者・被災事業者に対する措置
- (セ) 災害発生時における広報
- (ソ) 自発的支援への対応
- (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興

- (ア) 災害復旧・復興の基本方針
- (イ) 災害復興の実施
- (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
- (エ) 都市の復興
- (オ) 借地借家制度等の特例の適用
- (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
- (キ) 被災事業者等に対する支援措置
- (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備に関する事。
- イ 関係機関との連絡・調整に関する事。
- ウ 災害派遣計画の作成に関する事。
- エ 防災に関する教育訓練に関する事。
- オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備に関する事。
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備に関する事。

(2) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣初動の準備に関する事。
- イ 災害等情報の収集に関する事。
- ウ 通信の確保に関する事。
- エ 要請等の確認及び派遣要領の決定に関する事。

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣に関する事。

(4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（甲府統括センター）

- ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転に関する事。
- イ 台風、大雨、豪雨、豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）に関する事。
- ウ 災害警備発令基準に基づく警戒に関する事。
- エ 災害発生のおそれがある河川の水位観測に関する事。
- オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借り上げに関する事。
- カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送に関する事。
- キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保に関する事。

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社N T T ドコモ山梨支店

- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する。
- エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
- オ 災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る。

(3) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施に関する事。
- イ 応援救護班の体制確立とその整備に関する事。
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事。
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整に関する事。
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整に関する事。
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄に関する事。
- キ 義援金の募集及び配分に関する事。

- (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信に関すること。
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置に関すること。
- (5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
 - ア 管轄する高速道路等の耐震整備に関すること。
 - イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保に関すること。
 - ウ 高速道路の早期災害復旧に関すること。
- (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保に関すること。
 - イ 災害対策用物資等の輸送に関すること。
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借り上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備に関すること。
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置に関すること。
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧に関すること。
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保に関すること。
- (8) 日本郵便株式会社（竜王郵便局、双葉郵便局等）
 - ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供に関すること。
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置に関すること。
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - オ 郵便局窓口業務の維持に関すること。
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）に関すること。
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用に関すること。
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道に関すること。
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道に関すること。
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集、配分への協力に関すること。
 - (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、社団法人山梨県トラック協会、赤帽山梨県軽自動車運送協同組合）
 - ア 安全輸送の確保に関すること。
 - イ 災害対策用物資等の輸送に関すること。
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借り上げ要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備に関すること。
 - (3) ガス供給機関（社団法人山梨県L Pガス協会、東京ガス山梨株式会社）
 - ア ガス供給施設の耐震整備に関すること。

- イ 被災地に対するガス供給の確保に関すること。
- ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。
- (4) 医師会（中巨摩医師会、北巨摩医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施に関すること。
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達に関すること。
- 7 甲斐警察署
 - ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置に関すること。
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導に関すること。
 - ウ 被災者の救出、救護に関すること。
 - エ 情報の収集、伝達に関すること。
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行に関すること。
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること。
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導に関すること。
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋に関すること。
 - エ 農林業生産資機材等の確保、斡旋に関すること。
 - (2) 商工会等商工業関係団体
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力及び融資の斡旋の協力に関すること。
 - イ 災害時における物価安定について協力に関すること。
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
 - (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
 - イ 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検に関すること。
 - ウ 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。
 - エ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
 - オ 災害時における被災者の収容及び助産に関すること。
 - カ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達に関すること。
 - (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
 - (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること。
 - ウ 児童・生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達に関すること。
 - エ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励に関すること。
 - オ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保に関すること。
 - カ 火気使用及び実験学習の中止に関すること。
 - (6) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施に関すること。
 - イ 災害時における応急対策に関すること。

- (7) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会
山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼

イ 民間賃貸住宅の情報の提供

ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供

9 その他の公共機関

- (1) 甲斐市社会福祉協議会

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること。

イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること。

- (2) 山梨県ボランティア協会

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること。

イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること。

資料編 。防災関係機関連絡先一覧

第2節 甲斐市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

- ・位置 東経 138° 28′ から138° 34′ 北緯 35° 37′ から 35° 48′
- ・標高 最高 1,752m 最低 264.9m
- ・面積 71.95km²

2 地勢

甲斐市は、旧竜王町、旧敷島町、旧双葉町の3町の合併により、平成16年9月1日に誕生した。

山梨県の北西部に位置し、北側は北杜市、南側は昭和町、東側は甲府市、西側は韮崎市、南アルプス市に接している。また、南北に細長い地形となっており、面積は71.95km²で山梨県の面積の1.6%を占め、北部に丘陵及び山岳地域、南部には釜無川左岸の平坦地が広がっている。

3 地質

甲斐市は甲府盆地の中西部に位置している。甲府盆地は、北部を除き断層によって形成された崖に囲まれている構造盆地であり、盆地床は北西側から流下する釜無川及び北東から流れる笛吹川の二大河川によって運搬された岩石、砂礫によって埋め立てられ、扇状地性の低地となっている。

本市の南部は、平坦地や丘陵地からなり、北部は山地が広がっている。平坦地は釜無川や荒川等の氾濫によって堆積した土砂等によって形成され、丘陵地は更新世における黒富士火山の火山灰、火山礫が火砕流として押し出され堆積している。断層もこれらの火山に沿って形成している。

また、河川上流部では、構成する花崗岩類、安山岩、粘板岩を原料とする砂礫からなり、上位は砂分の割合が高くなっている。昇仙峡の地域は花崗岩が風化して山砂化が進み、軟弱地盤が広く分布している。

4 気候

夏は蒸し暑く、冬は寒さが厳しい内陸型気候で、年平均気温は約15℃前後である。また、南北に長く標高差が大きい地形のため南部と北部とではかなり気温差が大きく、気温の格差は年間を通じて約10℃程度である。

一方、暖候期には風が弱く、降水量も比較的多い傾向を示し、寒候期には北西の季節風が強く、降水量は少ない。年平均降水量は約1,160mm程度である。

第2 社会的条件

1 人口

令和2年の国勢調査による本市の総人口は75,313人で、平成27年の総人口74,386人に比べ、5年間で927人増加しており、65歳以上の老年人口は1,602人増加している。

なお、増加率を比較すると、総人口の増加率が1.2%であるのに対して、老年人口は9.2%の増加となっている。

また、老年人口の総人口に占める割合を見ると、県割合及び全国割合と比べて低いものの、国勢調査ごとに増加しており、この増加傾向は今後も続くものと予想される。

一方、1世帯当たりの人口は減少化傾向による家族構成の変化がみられ、家族の介護力の低下や要配慮者の増加が予想される。

本市では、このような実態を把握し、防災面についても十分に反映させるよう、関係機関、関係団体と連携して防災対策を推進していくものとする。

年	人 口	増	減	世 帯 数	1 世 帯 当 たり 人数	老 年 人 口 (65歳以上)			
		数	率			人 口	割 合	県 割 合	全国割合
昭和60年	人 54,291	人 —	% —	16,303	人 3.3	人 4,247	% 7.8	% 12.9	% 10.3
平成2年	60,765	6,474	11.9	18,957	3.2	5,496	9.0	14.8	12.0
7年	66,628	5,863	9.6	22,483	3.0	7,131	10.7	17.1	14.5
12年	71,706	5,078	7.62	25,573	2.80	9,087	12.7	19.5	17.3
17年	74,062	2,356	3.29	27,626	2.68	11,327	15.3	21.9	20.1
22年	73,807	△ 255	- 0.3	28,207	2.61	13,986	19.0	24.6	23.0
27年	74,386	579	0.8	29,463	2.52	17,486	23.6	28.4	26.6
令和2年	75,313	927	1.2	31,039	2.43	19,088	25.3	31.1	28.7

*平成17年以前の数値は、旧竜王町、旧敷島町、旧双葉町の3町を合計したもの。

資料：国勢調査

2 産業

産業の就業構造は、令和2年でみると第一次産業就業者が2.5%、第二次産業就業者が29.0%、第三次産業就業者が68.0%となっており、第二次産業就業者数が年々減少している一方で、第三次産業就業者数は増加している。これは、産業構造の変化により、製造業からサービス業を中心とした第三次産業に人材のニーズが移行しているものとみられる。

3 土地利用

土地利用は、市北部の山間部を中心に豊かな自然環境が広がっている。また、市南部の平坦地には市街地が形成され、その周囲に田園集落や優良農地が広がっている。

市街地は、住居系の土地利用が多く、その中に商業系や工業系が点在している。また、農地も混在している。このうち、住居系については、全国的な少子・高齢化が進んでいる中で、現在でも宅地開発の需要がみられる。

市街地周辺の田園集落では、農地と住居系の土地利用が基本となっている。その一方で、近年は、耕作放棄地が増えつつある。

4 交通

高規格幹線道路は、中央自動車道と中部横断自動車道の2路線があり、双葉サービスエリアに設置されたスマートIC（ETC車専用）や本市の東部に隣接する甲府昭和IC、北西部に隣接する韮崎ICにより、全国と連絡されている。

このうち、中部横断自動車道が令和2年に全線開通し、中央自動車道に接続している。市北部には、地域高規格道路である新山梨環状道路（北部区間）の整備が位置づけられており、甲府都市圏内における交通の円滑化と周辺地域の連携の強化等が進められている。

一般道路は、国道20号や国道52号を中心に形成されている。

一方、公共交通機関として、JR中央線が市中心部を東西に横断しており、竜王駅や塩崎駅周辺を中心市街地として整備が進められている。

5 過去の主な災害

気象災害は梅雨期から台風期にかけての風水害が最も多く、被害の特徴としては短期間の集中豪雨によって中小河川排水の氾濫、急傾斜地や宅地造成地の崖崩れ、低地における浸水等が多くみられる。なお、本市の主な災害は資料編に掲載のとおりである。

今後も文献等により過去の災害被害記録の収集を行い、必要な記録を追加する。

資料編 ○過去の主な災害

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

第1 甲斐市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 分掌事務

- (1) 甲斐市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 甲斐市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりこの権限に属する事務

3 会長及び委員

- (1) 会長は、市長をもって充てる。
- (2) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - イ 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - ウ 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - オ 市の教育委員会の教育長
 - カ 消防長及び消防団長
 - キ 市の自治会（区）連合会の会長
 - ク 指定公共機関及び指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が任命する者

資料編	○甲斐市防災会議委員名簿 ○甲斐市防災会議条例
-----	----------------------------

第2 甲斐市災害対策本部（本編第3章第1節「応急活動体制」参照）

第3 甲斐市災害警戒本部（本編第3章第1節「応急活動体制」参照）

第4 甲斐市水防本部（本編第4章「水防計画」参照）

第5 甲斐市地震災害警戒本部（地震編第4章第2節「東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動」参照）

第6 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、各自治会（区）等を単位とした自主防災組織を組織する。

2 住民の責務

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄等自発的な防災活動に努める。

その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努める。

3 組織の編成及び活動

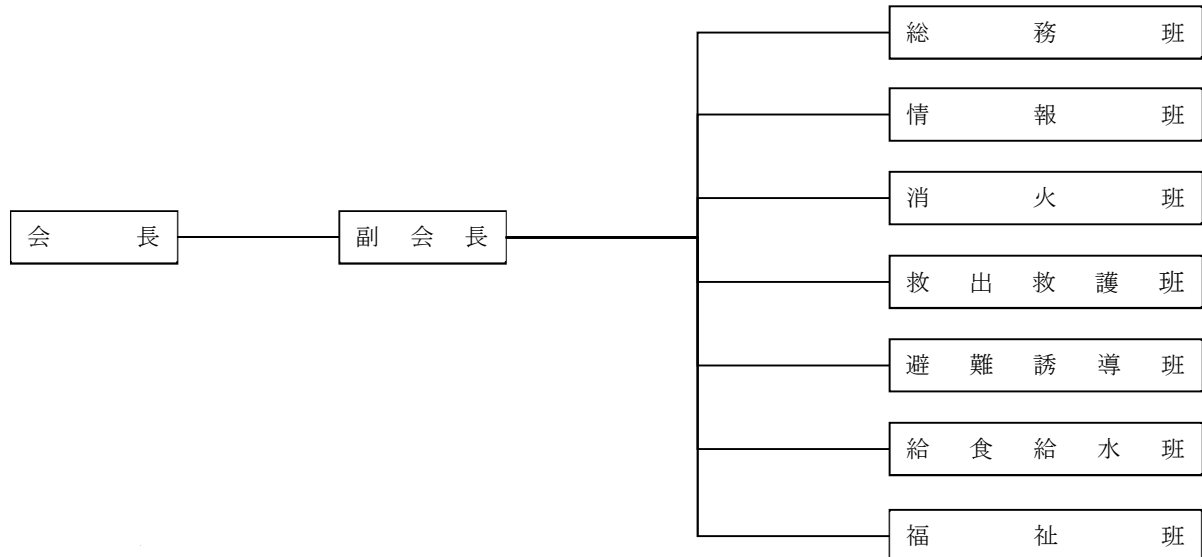
自主防災組織は、会長を長として、平素から家庭内の防災に関する啓発活動を行っているほか、毎年避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練等の訓練を行っているが、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、平常時から防災資機材の使用方法や

応急手当の習得に努め、市等が開催する講演会や研修会に積極的に参加するなど組織の充実強化を推進する。

また、災害発生時には、地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示の伝達、初期消火等の実施、救出・救護の実施及び協力、集団避難の実施、炊き出しや救助物資の配布に対する協力を行う。

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。



(2) 平常時の活動

対 策	内 容	担 当
全 体 統 括	1 全体調整 2 他機関との連絡調整	総 務 班 〃
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班 〃
救 出 対 策	1 救出用資機材の整備計画の立案 2 建設業者等への重機の事前協力要請	救 出 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救 出 救 護 班 〃 〃
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接自主防災組織、ボランティアとの連絡方法の確立	情 報 班 〃
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知	避 難 誘 導 班 〃
給 食 給 水 対 策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し、配分計画の立案	給 食 給 水 班 〃 〃
福 祉 対 策	1 自力で避難困難な者のリストアップ 2 要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制の整備	福 祉 班 〃
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各 班 〃
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班 〃

(3) 災害発生時の活動

対 策	内 容	担 当
全 体 統 括	1 全体調整 2 他機関との連絡調整	総 務 班 〃

	3 被害・避難状況の全体把握	
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 〃 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救出救護班 〃
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者等の医療機関への搬送	各 世 帯 救出救護班 〃
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と市等への報告 3 隣接自主防災組織との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 6 ボランティアに要請するための被災者ニーズの把握	各 世 帯 情 報 班 〃 〃 〃 〃
避 難 対 策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	避 難 誘 導 班 〃
給 食 給 水 対 策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料等の公平配分	給 食 給 水 班 〃 〃
福 祉 対 策	1 要配慮者（避難行動要支援者）への支援	福 祉 班

4 市が行う指導

- (1) 市は、県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座（地域防災リーダー養成講習）の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 市は、衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (3) 市は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- (4) 市は、それぞれの地区の実情に応じて、「自主防災組織規約」及び居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

資料編

- 自主防災組織規約
- 地区防災計画
- 甲斐市自主防災組織資機材整備事業費補助金交付要綱
- 甲斐市自主防災組織訓練事業費補助金交付要綱

第2節 防災知識の普及・教育に関する計画

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、市は、防災に携わる職員の資質を高めることと併せて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての国民が災害から自らの命を守るためには、国民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

第1 職員に対する防災教育

市の災害予防責任者は、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、次により職員に対して防災知識の普及・教育を図る。

1 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

2 検討会

防災訓練と併せて開催し、業務分担等の認識を深める。

3 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

4 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書等の印刷物を作成、配布し、防災知識の普及を図る。

5 先進自治体等の研究、調査

防災対策の先進事例を行っている自治体、関係団体等の取り組み内容の研究・調査を行い、市の施策への活用方策の検討を行う。

第2 住民に対する広報

市の災害予防責任者は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図る。

特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、住民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。

1 啓発の方法

- (1) 広報誌（広報甲斐）の活用
- (2) 防災行政無線の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) ハザードマップ等、防災関係資料の作成、配布
- (6) 防災映画、ビデオ等の貸出し
- (7) インターネットの活用
- (8) ソーシャルネットワークサービス（SNS）の活用

2 啓発の内容

- (1) 防災に対する一般的知識
- (2) 気象、災害発生原因等（大雨、台風、地震、噴火等）に関する知識
- (3) 災害予防措置
- (4) 災害危険箇所、適切な避難所、避難路等に関する知識
- (5) 災害発生時にとるべき措置
- (6) 高齢者や障がい者を把握、管理するための避難行動要支援者登録名簿に関する知識
- (7) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (8) 過去の災害にかかる教訓
- (9) 過去の市内の中小河川・農業用水路等の浸水被害
- (10) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

国〔国土交通省、気象庁等〕及び地方公共団体は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

国〔内閣府、厚生労働省、国土交通省等〕及び市町村（都道府県）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 学校教育における防災教育

市の災害予防責任者は、次により幼児・児童・生徒等に対し、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及・教育を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と併せた防災教育の実施に努めるものとする。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座等において、その内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。教育方法及びその内容は、次のとおりである。

1 講座

防災に関係の深い気象学等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座をカリキュラムに編成する。

2 実習

救助の方法、特に人工呼吸等に対する知識と技術について体得させる。

3 ワークショップ

ワークショップを取り入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談を素材として話し合い学習をすすめる。

4 見学

防災関係機関、施設並びに災害現場等の見学を行う。

5 印刷物

防災関係資料等を収集してパンフレットを作成配布する。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

主要事業所等においては、防火管理者及び安全管理者をして防災教育の徹底を図るほか、必要に応じて関係防災機関の職員が指導にあたる。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展 示 室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取り付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	防災関連品
視聴覚教室		120人収容、ビデオ、映写装置等
図書、相談室		400冊
訓練、実習室		応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

第7 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業

の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。このため、県及び市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 防災訓練に関する計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速適切な防災活動が実施できるように複合的な災害を視野に入れ、体制の整備強化と関係機関等の有機的な連絡調整を図り、技術を向上させるとともに住民に対する防災知識の普及を図ることを目的として訓練を行う。

また、訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

さらに、災害は、時間や季節、天候を問わず発生することから、それぞれの状況に対応できる訓練を実施する。

なお、訓練後には、事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練

市は、県、学校、自主防災組織（自治会）及びその他防災関係機関等と合同して、次により総合訓練を実施する。

1 実施時期

実施日 9月1日若しくは「防災週間」の間又は市長が別に定める日

2 実施内容

関係機関の協議により、その都度要綱を定めて実施する。

なお、できるだけ多くの機関が参加する訓練とする。

3 訓練重点事項

①情報通信連絡、②災害対策本部設置・運営、③避難、救出・救護、④災害警備、⑤消防、⑥水防、⑦避難所・福祉避難所開設、⑧救援物資輸送・調達、⑨防疫・給水、⑩応急復旧、⑪炊き出し、⑫安否確認・情報伝達等

4 機関別訓練例

機 関 名	訓 練 内 容
自 主 防 災 組 織 (自 治 会)	① 避難訓練 ② 消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い） ③ 救急救命訓練 ④ 安否確認・情報伝達訓練 ⑤ 炊き出し訓練 ⑥ 避難所開設・運営訓練 ⑦ 避難行動要支援者の避難・誘導・搬送・保護訓練
社 会 福 祉 協 議 会	① 災害ボランティアセンター設置訓練
事 業 所	① 情報収集・伝達訓練 ② 営業停止周知訓練 ③ 避難訓練 ④ 自主防災組織との協働（支援）訓練
医 療 機 関	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 傷病者の受入・選別等、医療機能の確保・復旧訓練
施 設	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練

	③ 避難所開設・運営訓練（避難所に指定されている施設）
学 校 等	① 避難訓練 ② 関係機関への伝達訓練 ③ 保護者への引き渡し訓練 ④ 引き渡しができない児童生徒の保護訓練 ⑤ 避難所開設・運営訓練
保育所、幼保連携型 認定こども園	① 避難誘導訓練 ② 保護者への引渡し訓練 ③ 引き渡しができない児童の保護訓練
土砂災害警戒区域内の 地域住民	① 避難訓練

5 防災関係機関と連絡

災害が甚大なものであるほど、他の防災関係機関との連携が重要となるため、県をはじめ自衛隊の総合訓練への参加要請等を検討する。

第2 気象警報伝達訓練

気象警報の伝達を正確、迅速に行うため、次により気象警報伝達訓練を実施する。

1 実施要領

関係機関と協議して実施するほか、市独自でも実施する。実施方法は、本編第3章第6節「予報及び警報等の伝達計画」を基にその都度定める。

2 実施時期

7月ごろとする。

第3 非常通信訓練

有線通信施設の途絶等の事態に備え、次により通信訓練を実施する。

1 参加機関

市、県、関東地方非常通信協議会の協力を得て実施する。

2 実施時期及び実施方法

関係機関の協議により、その都度定める。

第4 避難訓練

学校、病院、工場、事業所その他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するよう努めるものとする。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。この場合、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対しても必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意するものとする。

なお、学校（保育所を含む。）においては、次のことに留意する。

- （1） 災害の種類や規模、発生時間等、さまざまな場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。
- （2） 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- （3） 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第5 防疫訓練

1 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図り、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努める。

2 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

第6 消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練の実施のほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行う。

1 実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

2 実施場所

火災のおそれがある地帯又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

3 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第7 水防訓練

1 市は、管内水防団体の総合水防訓練を年1回以上実施する。

2 指定水防管理団体である市は、年1回以上県水防指導員の指導により水防訓練を実施する。

3 演習要領は、次のとおりとする。

(1) 市総合水防演習の要領については、別途定める。

(2) 指定水防管理団体の演習要領は、県総合水防演習に準じ中北建設事務所水防支部長と協議のうえ水防管理者が定める。

第8 地震防災訓練（活断層地震等）

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のように突発的に発生する直下型地震を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の実施、また防災関係機関による実働訓練等を中心とした地震防災訓練を実施する。また、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施する。

1 実施機関 県、市、防災関係機関、自主防災組織等

2 実施日 防災週間等、訓練効果のある適当な時期に実施する。

3 訓練項目 総合訓練に準じて行う。

第9 その他の訓練

災害への新たな対応や地域の実情に対応するために、臨時に訓練を実施することが必要と認められるときは、その状況に応じて訓練を実施する。なお、訓練の必要性や恒常性が高いと認められるときは、定期的かつ市民全体を対象にした訓練として実施する。

第4節 防災施設・資機材の整備計画

災害時における応急対策に必要な資材・器具を常時保有し、その機能を有効適切に発揮できるよう、次に掲げるものについて年1回以上点検整備を行う。

第1 倉庫等の整備

1 市役所

災害発生時等に災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等への確に伝達できるよう、通信施設の整備、充実を推進する。

また、突発的な災害にも迅速に対応できるよう、防災対策用資機材等の備蓄を推進する。

2 水防倉庫・防災倉庫

市内の水防倉庫は、5箇所あり、その使用は水防本部長が行う。このほか、防災備蓄倉庫、各指定避難所の防災倉庫、各地区の自主防災組織に自主防災倉庫が設置されている。

資料編 ◦水防倉庫及び資機材一覧 ◦防災備蓄倉庫一覧
--

3 資機材の整備等

定期的に資機材の点検を行うとともに、必要な資機材を計画的に整備する。

特に、災害による停電等に備えて非常用発電装置や、断水等に備えて浄水器、給水用資機材等の整備を推進する。

4 備蓄

「山梨県地震被害想定調査報告書」の本市の被害想定調査結果等を参考にし、また本市の人口の変化等を勘案して、計画的に備蓄を推進する。

第2 防災機能を備えた公園の整備

大規模災害に備え、一次避難地等としての機能を備えた公園（防災公園）を整備する。

現在、市内の防災公園は3箇所整備済みであり、山梨県緑化センター跡地に新たに整備する「（仮称）篠原地区公園」については、一次避難地としての防災機能を備えた都市公園として整備を進めている。また、既に供用開始してる赤坂台総合公園についても、既存施設に防災機能の拡充を行うことにより、一時避難地としての機能やその他防災機能を備えた都市公園として整備を行っていくこととする。今後も、計画的に防災公園や防災機能を備えた公園の整備を進める。

（1） 備蓄倉庫等を備えた管理施設等の整備

大規模災害に対処するための防災資機材や非常食等を保管できる備蓄倉庫、救援物資集積所等に利用可能なホールを備えた施設を公園内に整備する。

（2） 芝生広場の整備

応急仮設住宅等の建設に対応できる芝生広場を整備する。

（3） その他施設の整備

大規模災害時に使用できるマンホールトイレの設置スペースやかまどベンチ等を整備する。

資料編 ◦防災公園一覧
--

第3 資機材、物資の充実、点検

- 点検整備は、各自主防災組織にあつては会長、各施設（機関）、各事業所にあつては施設責任者、消防団にあつては各部長があたり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。また、市は防災資機材の整備について、補助金を交付するので、これを活用して実施する。

資料編 ○甲斐市自主防災組織資機材整備事業費補助金交付要綱

- 2 点検を要する主たる資機材は、水防用備蓄資機材、救助用資機材及び医薬品、消防用資機材及び施設、防疫用資機材、給水用資機材、備蓄食料、湛水防除用資機材、各施設復旧に必要な資機材等とする。

3 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の改善	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第5節 消防計画

第1 消防力の充実強化

市は、消防力の充実強化を推進する。

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の整備強化

市は、消防施設・設備の拡充強化を推進するとともに、地域消防の要である消防団組織の強化を図る。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る。

さらに、消防団との連携を強化し、消防団員の増員と設備や装備品の強化を図るとともに、消防署との連携を強化し、消防体制の充実を図る。その際、女性消防団員についても、その能力が発揮できるような環境整備に配慮する。

(2) 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所においては初期消火活動が十分発揮できるよう、消火器や可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

市並びに甲府地区広域事務組合消防本部及び峡北広域事務組合消防本部は、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

本市に常備消防として、甲府地区消防本部西消防署が設置され、西消防署を本署とする敷島出張所が置かれている。双葉地区の常備消防については、峡北消防本部葦崎消防署が行っており、双葉分署が置かれている。また、地域消防・防火の核として消防団が重要な役割を果たしている。

資料編 ○消防力の現況 ○消防水利一覧

(3) 消防団員の教育訓練

市は、救急業務の高度化に対応するために、消防団員等の応急手当普及員の養成を図る。また、消防団員の総合訓練等を通じて救急救助技術等専門的技術の向上を図るとともに、消防学校等への入校を促進し、警防、予防等の専門的な知識の習得に努める。

2 地域の自主防災組織の整備強化

(1) 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促進する。

(2) 市は、平常時に自主防災組織の研修、訓練の場となり災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図る。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し防災活動の推進を図る。

3 自然水利等の利用

(1) 河川、堀、池等の自然水利及び井戸、プール等も消防水利として活用できるように調査を実施しておく。

(2) 河川をせきとめての消防水利は、消防団及び各自主防災組織において確保するものとし、必要に応じ標識等により表示しておく。

資料編 ◦ 消防力の現況 ◦ 消防水利一覧

4 消防計画の確立

市は、消防機関が大規模地震災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として、次のような消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 防災のための調査
- (3) 防災教育訓練
- (4) 災害の予防・警戒及び防ぎょ方法
- (5) 災害時の避難・救助及び救急方法
- (6) その他災害対策に関する事項

資料編 ◦ 消防防災施設等整備計画

5 広域消防応援体制の確立

- (1) 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要であることから、市は、県内市町村間で締結している相互応援協定の内容充実を図る。
- (2) 市は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。また、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第2 火災予防対策の指導強化

1 建築同意制度の効果的活用

市及び消防署は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図る。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ火災発生時における初期消火活動の徹底と、防火訓練への積極的参加の促進を図る。

3 防火対象物の防火体制の推進

- (1) 消防署は、不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の人命の危険が大きいことから、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。
- (2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行う。

4 予防査察の強化指導

- (1) 消防署は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行うものとする。
- (2) 管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

消防署は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言をするものとする。

6 危険物取扱者に対する保安教育

消防署は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質向上に努めるものとする。

7 火災危険区域

火災危険区域として次のとおり危険区域を指定（消防長）し、当該区域の延焼防止、人命保護に重点をおき消防活動を行うものとする。

事業所	火 災 危 険 区 域		指 定
	区 域	指 定 理 由	
E N E O S 株式会社甲府油槽所	甲斐市竜王新町地内	同一事業所において、特に大量の危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所が存する区域	平成31年4月1日

8 防火防災思想、知識の普及強化

市は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及を図る。

第3 林野火災予防対策

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、住民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の事項について計画の確立を図る。

（1）防火管理計画

・特別警戒区域 ・特別警戒時期 ・特別警戒実施要領等

（2）消防計画

・消防分担区域 ・出動計画 ・防ぎょ鎮圧計画 ・他市町村等応援計画
・資機材整備計画 ・防災訓練実施計画 ・啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

国、県、恩賜林保護組合等は、相互に連絡を密にするとともに、市と連絡をとり、消防計画を策定し、自衛消防体制の確立を図る。

5 関係職員の研修指導

予防対策、消火対策についてより万全を期するため森林組合職員等関係者への指導を行う。

第4 消防相互応援協定

市は、近隣市町と資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。市は、災害時には協定

に基づき迅速に応援要請ができるよう連絡体制の整備を推進する。

資料編 〇災害時相互応援協定一覧

第6節 風水害等災害予防計画

第1 流域治水

気候変動により増大する水災害リスクに備えるため、“あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消”を目標に、流域全体でのあらゆる関係者の協働による総合的な防災減災対策である流域治水を推進する。

第2 山地の災害予防

本市の地勢、地質、地盤及び市街地等の実態等を十分調査し、崖崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに住民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、崩壊防止工事の実施等、関係機関と緊密な連絡を保ち鋭意適切な予防措置に努める。

また、森林整備事業や治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

なお、森林のもつ土砂災害防止等の公益的機能を十分発揮させるため、県が森林環境税等を導入し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していくことから、市は、その推進が図られるよう、県との連携に努める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、県等と連携・協力して予防治山事業を重点的に実施する。

特に、公民館、集会所、保育園等「要配慮者関連施設等」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業の実施を県に働きかけていく。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりにより被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づいて地すべり防止区域に指定された場合は、積極的に地すべり防止対策の実施を県に働きかけていく。

4 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

資料編 ○山地災害危険地一覧

第3 河川対策

本市には、釜無川、荒川、塩川、貢川、鎌田川、亀沢川等多くの河川があるが、流域の開発や地域の都市化に伴う保水力の低下により、大雨時には流出量が増大し、氾濫のおそれがある。このため、河川改修を含めた総合的な排水対策が課題となっている。

洪水等の災害から住民を守り、住民が安心して生活できるようにするため、小規模河川や水路改修等適正な管理を進めていくとともに、一級河川等の改修促進を施設管理者に働きかけていく。

また、出水についても早期予報や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、市内及び近隣市町に設置されている水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立に努める。

資料編 。市内雨量・水位観測所

第4 浸水想定区域

水防法第14条第1項の規定により指定された浸水想定区域において円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置について定める。

なお、市内には多くの中小河川・水路が流れていることから、中小河川・水路に対して溢水の可能性を把握し、必要に応じて浸水想定区域の指定に向けた取組を推進する。

1 洪水予報等の伝達方法

洪水予報又は水位情報の伝達方法については、風水害・その他災害編第3章第6節「予報及び警報等の伝達計画」を準用する。

2 避難場所

洪水時の避難場所については、風水害・その他災害編第3章第16節「避難計画」を準用する。

資料編 。水害時指定緊急避難場所一覧

3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等

次に掲げる施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し避難訓練を実施するとともに、避難確保計画及び避難訓練の実施結果報告を市長に提出しなければならない。

市は、これらの施設における避難計画の作成、避難訓練の実施状況等について把握に努め、必要な指導に努める。

資料編 。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

4 洪水ハザードマップ

市長は、上記1から3までの事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

第5 砂防対策（土砂災害対策）

敷島地区の北部はほとんどが丘陵、山地で、地質的にも脆弱な地層が多く、しかも荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。また、双葉地区でも、釜無川流域で土石流の発生の可能性があり、これらの両地区には公民館、集会所、保育園等がある。

したがって、こうした現状を把握し、豪雨の際の溪流における生産土砂の防止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定等のため、今後も引き続き県に砂防事業の実施を要請していく。

市内における土石流危険溪流は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 。土石流危険溪流一覧

第6 急傾斜地崩壊防止対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、急傾斜地付近に存在する人家も多いため、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想され、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合には、県に対して擁壁や斜面对策などの崩壊対策事業の実施を要請する。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導する。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

市内には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定されている箇所があり、崖崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県に

より行われている。

今後、未指定の急傾斜地崩壊のおそれがある箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図る。

資料編 ○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

3 警戒避難体制の整備

市は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとに災害警報の発令、避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市は、県と協力して警戒区域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6 防災のための集団移転促進事業

市は、県と協力して災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7 崖地近接等危険住宅移転事業

市は、県と協力して災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

第7 土砂災害警戒区域等における対策

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域は、土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りが発生するおそれがある区域をいい、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域をいう。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、これら土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立する。また、土砂災害警戒区域内に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等の支援を行い、警戒避難体制の整備を定める。なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を配布その他の必要な措置を講じなければならない。

資料編 ○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表

2 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に活用できることを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき

に、県と気象台が共同で作成し市町村単位で発表する。

(3) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象とはしていない。

(4) 土砂災害警戒情報の補足情報

県は、土砂災害の危険度等をメッシュ単位で分割し地図上に表示した情報（補足情報）をインターネットで公開することから、市は、随時必要な情報を把握する。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達は、本編第3章第6節「予報及び警報等の伝達計画」第1「予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達」1「(6) 甲府地方気象台の伝達経路」のとおりとする。

第8 警戒・避難対策計画の策定

市は、土砂災害警戒区域については県の指導を得て、警戒・避難対策計画を策定する。策定にあたっては、次の事項に考慮する。

1 避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

2 避難収容施設の指定

(1) 避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。

(2) 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

ア 地域の実情を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。なお、設備（電気、給排水）についても十分考慮すること。

イ 避難対象地区との経路が比較的近距離で、かつ、安全なこと。

ウ 当該施設の所有者又は管理者の承諾が得られること。

3 避難路の設定

(1) 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

(2) 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。

イ 崩壊、倒壊のおそれがある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

ウ その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

第9 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、土砂災害危険区域図（土砂災害ハザードマップ）を作成し、風水害や地震による危険性を周知徹底するとともに、集中豪雨時、警戒宣言発令時、東海地震の発生時、あるいは地震発生時に速やかに警戒体制や避難体制がとれるよう、広報紙等により啓発する。

また、大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、県が緊急調査を行った場合、市は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

第10 農業対策

1 農業施設

(1) 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

ア 用排水路の法面崩落防止等により、農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設について、長寿命化や耐震化を見据えた点検・調査を行い、計画的に整備・補修を行うものとする。

イ 湛水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

(2) 土砂災害等防ぐ農業用水利施設等の整備、要排水施設の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで 緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。

(3) 農 道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。また、老朽化の著しい橋梁及びトンネルについて、耐震化や長寿命化に向けて、計画的な整備を行う。

(4) 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流亡や崩壊を防止する。

(5) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設について、最小限に災害を防止するため補強の措置を促進する。

2 農作物に対する措置

気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導する。

3 農業用溜池の防災・減災対策

本市の溜池は、資料編に掲載のとおりであるが、築造年数が古いものが多い。

県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用溜池について、「防災重点農業用溜池」に選定するとともに、公表している。

このため、市は、県と連携し、この「防災重点農業用溜池」を中心として、耐震や豪雨等に対して必要な機能を有していない溜池や老朽化した施設について、地域の合意形成を図りつつ、計画的な耐震化・豪雨時の洪水対策に取り組む。また、県に対して、定期的に調査を行い、危険と判断される溜池については、速やかに改修を図る。

なお、決壊の危険が想定された溜池について、県が作成した浸水想定地域等をもとに「ハザードマップ」を作成し、周辺地域の住民を中心に情報提供を行う。また、県との情報連絡体制や管理体制の強化について、県と調整する。

資料編 ○溜池の現況

4 家畜に対する措置

家畜施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種等）を徹底しておく。

なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第11 林業対策

1 林業対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等、適正措置に努める。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいので、その取扱い如何によっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなりかねないので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止に努める。

第7節 雪害予防対策計画

平成26年2月14日の大雪により、山梨県全域において観測史上最大の大雪となり、大きな被害が発生し、県内各地の各ライフラインに大きな影響を及ぼした。

本市は、豪雪地帯ではないものの、今後も同様の雪害が発生する可能性がある。

今後、このような豪雪においても、市民生活の安心・安全を確保し、円滑な経済活動等が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、又は被害の軽減を図るため、関係機関は、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施する。

第1 雪害予防体制の整備

- 1 市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。
- 2 市は、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。
- 3 市は、「降雪対応マニュアル」を随時点検し、必要性に応じて見直しを行う。

第2 雪害安全対策

- 1 公共施設の安全確保
 - (1) 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備する。
 - (2) 施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれがある場合は、立入禁止や雪庇除去等の応急対策を講じる。
- 2 住民の安全対策
市及び県は、建築物の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

第3 ライフライン確保対策

ライフライン管理者については、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、市及び県と連携して、対策を進めていく。

第4 避難行動要支援者の安全確保

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、市及び県は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動等が行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。

また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行う。

第5 広報活動

市、県等防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等にかかる注意喚起に継続的に努める。

また、市及び県は、市民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持ち出し品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動等について、防災知識の普及啓発を図る。また、道路交通に関しては、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

第6 農業関係雪害予防対策

- 1 災害予防対策
予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達と被害を回避、又

は、最小限に食い止めることができるような応急的技術手法の提供、耐雪性等、気象災害に強い施設や栽培技術の普及等、諸対策を講ずる。

なお、豪雪に対する農業施設等の強化対策、保全対策については、「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策」の活用を図る。

- (1) 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底
 - ア 伝達システムの構築
 - イ 気象観測網の充実
 - ウ 気象災害の被害予測の確立
 - エ 被害ほ場の追跡調査
- (2) 気象に強い施設の普及
 - ア 農業用施設の安全構築
 - イ 既存施設の点検及び補強の促進
- (3) 気象災害に強い栽培・技術管理
 - ア 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及
- (4) 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進
 - ア 共同作業、救援システムづくりの推進
 - イ 地域農業ボランティアの育成
- (5) 農業共済制度への加入促進
 - ア 農業共済制度への加入促進活動への支援

第8節 建築物災害予防計画

建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備等の維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者等の建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓発を図る。

第1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう建築確認審査業務の指導を県に要請し、安全で安心なまちづくりの実現を図る。

さらに違反建築物に対する指導を強化し、非不燃化建築物の建築の防止に努める。

第2 公共施設災害予防計画

1 老朽建物の改築促進

発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

- （1）老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物へ改築を図る。
- （2）建物の定期点検等を実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については、次の措置を行い、災害の防止に努める。

- （1）国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- （2）移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- （3）消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- （4）定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第3 住宅の不燃化の推進

市営住宅の不燃化及び耐火構造への建替等を図る。

第4 防災査察

西消防署、韮崎消防署等は、中北建設事務所と連携し、旅館、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第9節 文化財災害予防計画

第1 国、県及び市指定の文化財

文化庁、県及び市教育委員会は、文化財保護法、山梨県文化財保護条例及び甲斐市文化財保護条例によって指定された文化財が、適切に保存されるよう取り組んでいる。

第2 文化財の管理

文化財保護法・山梨県文化財保護条例及び甲斐市文化財保護条例により、所有者、管理団体及び管理責任者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告等をなし、市民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献することとする。

また、所有者、管理団体及び管理責任者の変更、指定を受けた文化財の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更をしようとする場合は、市教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財は県教育委員会又は市教育委員会に届け出るものとする。

資料編 市内指定等文化財一覧

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設については、文化財所有者及び管理責任者の申請に基づいて、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助金の率は、国指定では国庫補助残50%が上限、県指定では50%が上限である。

1 建築物火災警報装置

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を促進しているが、その設備状況は、次のとおりである。

県別	指定件数	要設備件数	設備状況	
			設備済	未設備
国指定	1	1	1	0
県指定	5	2	2	0
市指定	9	5	0	5
計	15	8	3	5

2 建造物の防災施設

建造物の周囲の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により、貯水槽、消火栓、避雷針等消火施設についてもこれを促進し、その設備状況は、次のとおりである。

県別	指定件数	要設備件数	設備状況	
			設備済	未設備
国指定	1	1	1	0
県指定	5	2	2	0
市指定	9	5	5	0
計	15	8	8	0

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理責任者の事情を考慮して、消防用設備や消火避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、西消防署、韮崎消防署や地元消防団の協力により行うとともに、所有者の教育に努める。

第10節 原子力災害予防対策計画

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力（株）福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺等さまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」（※）にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力（株）浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改定を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設からの種類に応じ、当該施設からの距離に応じて次のとおり設定している。（ア～イは、実用発電原子炉の場合）

ア 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域（おおむね半径5km圏内）

イ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

緊急時防護措置を準備する区域（おおむね半径30km圏内）

本節及び第3章第12節における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」・・・原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害をいう。
- ・「原子力緊急事態」・・・原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」・・・原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」・・・原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」・・・原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51.3.17	S53.11.29	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18
運転終了年月日	H21.1.30		—	—	—

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、県を通じて国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

第3 モニタリング体制等の整備

市は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、市内でモニタリングが必要と判断された場合には、県から可搬型測定機器等の貸出しを受ける。

第4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

市は、県とともに、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

第5 防災業務職員に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、防災業務職員等に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

- 1 原子力防災体制に関すること。
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 8 その他緊急時対応に関すること。

第11節 特殊災害予防対策計画

第1 火薬類、高圧ガス、危険物等の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行う。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実情把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

市は、事業所が自主的に保安体制の充実に取り組むよう、次のような指導を行う。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び峡北広域行政事務組合消防本部は、化学消防自動車の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

資料編 ○危険物施設箇所数

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の措置

ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練
- (2) ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
- (3) 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結

ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立合い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い

- (4) 一般ガス導管事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化
- (5) 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強
- (6) 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
- (7) 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人員、器材

を整備

- (8) ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及びガス事故処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練

2 ガス小売事業（旧簡易ガス）の措置

ガス小売事業（旧簡易ガス）は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保守点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) 特定製造所の耐震化の促進及び容器等の転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

3 市の措置

市は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きの勧告又は指示

第3 毒物、劇物の災害対策

毒物及び劇物取締法に基づき、危害を防止するため、次の措置をとる。

1 毒物、劇物施設における自主保安体制の確立

- (1) 毒物、劇物施設の管理者等は、当該施設を常に基準に適合するよう維持し、従事者に対して教育訓練を行い、毒物、劇物による危害防止を図る。
- (2) 毒物、劇物施設の管理者等は、毒物、劇物により住民の生命及び身体に、保健衛生上の危害を及ぼすおそれがあるときは、保健所、警察署、消防署関係機関への通報及び危害を防止するための応急措置がとり得る体制を確立する。

2 火薬類、高圧ガス及び毒物劇物等の地震災害を防止するための災害予防対策は、各法令に基づく関係機関の別に定める予防対策による。

分担は、次のとおり。

- 火 薬 → 県、消防本部、警察署
- 高 圧 ガ ス → 県、消防本部、労働基準監督署
- 毒物、劇物 → 県、消防本部

第12節 情報通信システム整備計画

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用等情報通信システムの整備に努める。

第1 市防災行政無線システムの整備

市防災行政無線は、災害が発生した場合、市が災害情報の収集を行うほか、特に住民に対して適切な情報を正確に伝達するための無線網であるが、市は、竜王庁舎を親局として、敷島・双葉庁舎、各地区へ子局を設置している。

設備は平成23年度までにデジタル化を完了し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を導入している。

通信手段の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備える。

資料編 ○防災行政無線設置状況一覧

第2 県防災行政無線システム

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保する。

第3 土砂災害警戒情報システム

甲府地方気象台と県砂防課が共同で発表する「土砂災害警戒情報」に基づいて土砂災害の危険度等の補足情報を提供する。

第4 災害時用衛星携帯電話の活用

災害時の情報伝達方法の一つとして、民間活力を利用した衛星携帯電話を導入することにより、豪雨等における孤立地区の情報収集を図る。

第5 民間航空機の活用

災害時の情報収集手段の一つとして、（学）日本航空学園との協定のもと、同学園が所有する航空機及びドローンを活用した上空からの情報収集を行い、被災地区等における適切な対策の実施を図る。

第6 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ東日本電信電話株式会社山梨支店に災害時優先電話として登録してある。

市は、災害時に有効に活用できるよう、平素から次の措置を行い、職員に周知する。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第7 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で

定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておく。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定を締結している機関名は、次のとおりである。

機 関 名		
甲府地区広域行政事務組合消防本部	西消防署	敷島出張所
峡北広域行政事務組合消防本部	韮崎消防署	双葉分署
甲斐警察署	竜王交番	
	敷島交番	
	登美警察官駐在所	

第8 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、ホームページやSNSを開設し、広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として利用できるよう、平素から整備を図る。

また、災害時の有効な情報提供手段として、ラジオ放送局等各種メディアでの活用を検討する。

2 アマチュア無線の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信の利用が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、アマチュア無線連盟山梨支部等の協力を得ながら市内のアマチュア無線局の登録を進め、協定の締結等協力体制を構築するとともに防災訓練等を通じて収集内容、伝達先等について習熟を図り、市の情報収集体制の強化を進める。

3 県との情報共有化の構築

市は、被災状況の把握のため、県との協力により映像情報やコンピュータシステムによる情報収集・共有化の構築を推進する。

4 情報システムのスマート化

庁内及び住民への情報伝達や発信を効果的に行えるよう、平時でも利用可能な一元的な災害情報システムや、GISを活用した地図情報の導入等を推進する。

第13節 災害ボランティア育成強化計画

災害ボランティアは、自主防災組織等既存の防災体制を補完し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

災害ボランティアとは、災害の未然予防・普及啓発及び災害救援活動、復旧・復興支援活動をいう。

第1 災害ボランティアの登録

市は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの登録を進めるとともに、中核となる災害ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成を図る。

第2 災害ボランティア活動の環境整備

災害ボランティアの活動拠点の確保について、配慮する。

第3 災害ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターについては、災害の程度を考慮して、複数の予定地を定める。

資料編 ○災害ボランティアセンター予定地

第4 災害ボランティアの活動分野

災害ボランティアに依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

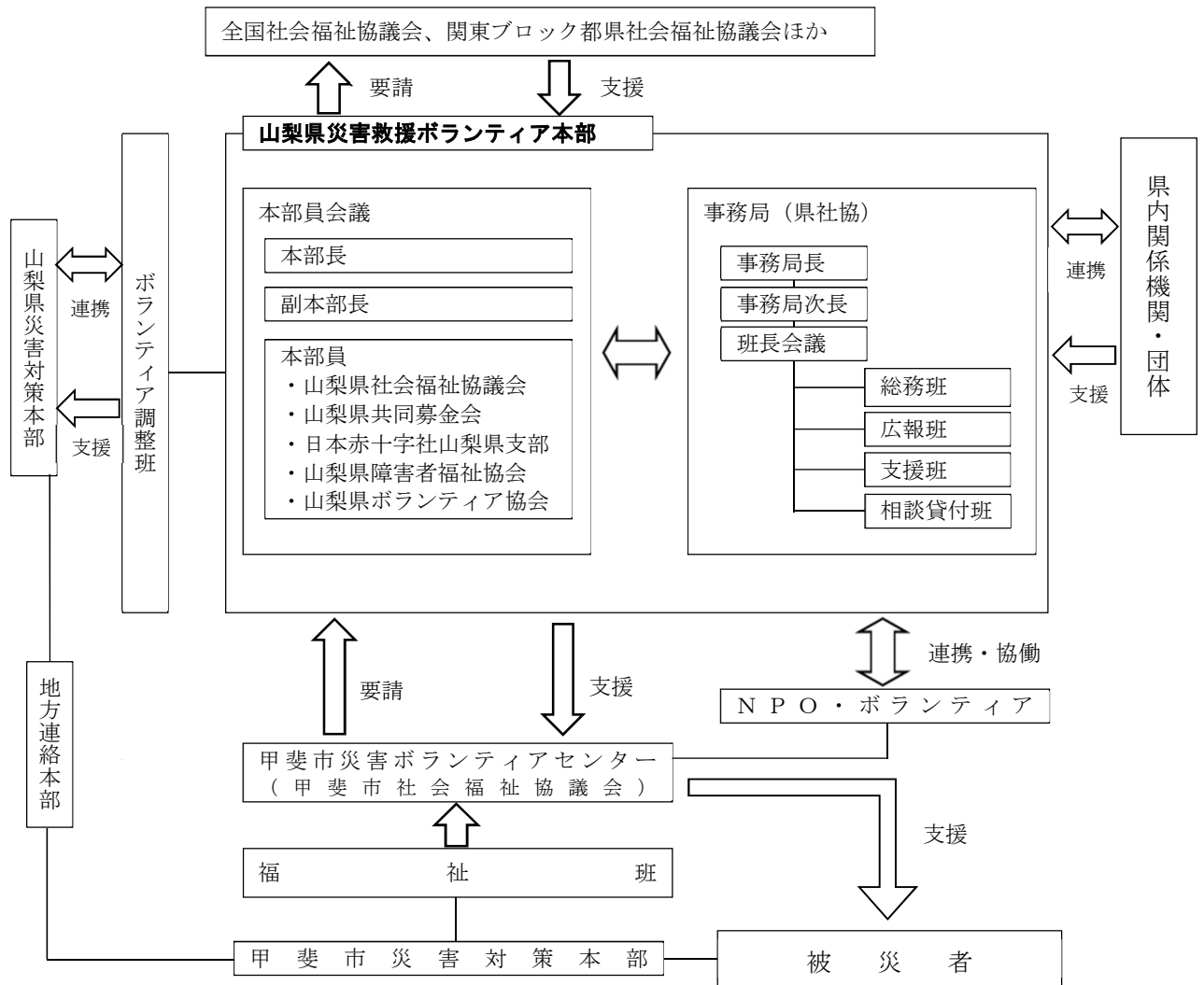
- 1 自主防災組織、消防団等と連携した予防（訓練・啓発）
- 2 災害ボランティアの普及啓発
- 3 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- 4 要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）の介助及び看護補助
- 5 清掃
- 6 炊き出し
- 7 救援物資の仕分け及び配布
- 8 消火・救助・救護活動
- 9 保健医療活動
- 10 通訳等の外国人支援活動

第5 関係機関と連携した災害ボランティアの育成

現在、山梨県社会福祉協議会や日本赤十字社山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われている。また、県においては、平常時にはボランティア登録及び研修、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する「山梨県災害救援ボランティア本部」が設置される。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努める。また、地域のNPO・ボランティア等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて、地域防災に関する知識の普及啓発を図り、防災支援の意識を高める。

山梨県災害救援ボランティア本部組織



第14節 要配慮者対策の推進

災害時において、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者、いわゆる避難行動要支援者について、以下の対策を推進する。

第1 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者名簿の作成

市長は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

2 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

市においては、災害対策基本法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

在宅で、次の要件に該当する者

- (1) 身体障がい者（身体障害者手帳1～3級の体幹、上下肢、視覚、聴覚の障がいのある者）
- (2) 知的障がい者（療育手帳A判定の者）
- (3) 精神障がい者（精神障害保健福祉手帳1・2級の者）
- (4) 介護保険の認定区分が要介護3～5の者
- (5) 65歳以上ひとり暮らし高齢者で、介護保険の認定区分が要介護1・2又は要支援2の者
- (6) その他、具体的な理由により、本人（家族又は地域の支援者等）が避難行動要支援者名簿の掲載を求め、市長が認める者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市長は、避難行動要支援者に該当する者について、市の関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、避難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県等に情報の提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

4 名簿の更新に関する事項

市長は、避難行動要支援者名簿について、原則として、年1回以上更新することとする。

更新は、新たに市に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定などで、該当となった者を追加するとともに、避難行動要支援者の転居や死亡等による住民登録の変更や、社会福祉施設への長期間の入所等が確認された者を削除する等、掲載情報を再確認する。

5 避難支援等関係者となる者

市において、災害対策基本法第49条の11第2項に定める、災害時の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供する。

- (1) 甲斐市各自治会（自主防災組織を含む。）
- (2) 甲斐市民生委員・児童委員
- (3) 甲斐市消防団
- (4) 甲斐市を管轄とする警察署
- (5) 甲斐市を管轄とする消防署
- (6) 甲斐市社会福祉協議会
- (7) その他市長が必要と認める者

6 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (2) 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- (3) 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

7 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、次のとおり配慮する。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。
- (2) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝達する。
- (3) 日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

8 避難支援等関係者の安全確保

市長は、各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。

避難支援等関係者にあつては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないように、地域内でのルールづくりを促進する。

第2 高齢者・障がい者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」等に基づき、市は、「避難行動要支援者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組む。

1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- (1) 福祉関係部局を中心に関係機関と連携して、避難行動要支援者の避難支援業務を実施する。
- (2) 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催する。
- (3) 自主防災活動や災害時に障がい者等の救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図る。
- (4) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援員が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者の把握と避難誘導體制の確立

- (1) 防災関係部局と連携し、福祉関係部局の主導による関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して、自主防災組織その他避難支援の実施に携わる関係者と避難行動要支援者に関する情報を共有する。

この場合、情報の提供を受ける関係者等に対し、漏洩防止に関し必要な管理等について十分説明するとともに、情報の取扱いについて研修を行う等の措置を講ずる。

なお、市は、市防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

- (2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成する。なお、市は、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築する。
- (4) 健常者に先がけて、東海地震「注意情報」、南海トラフ地震に関連する情報発表時や、市長の判断で出す「高齢者等避難」発令時に、避難行動要支援者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図る。
- (5) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (6) 市は、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (7) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

- (8) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

- (1) 地区ごと、障がい種別ごとの福祉避難所を指定する。
- (2) 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置する。
- (3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図る。
- (4) 大規模災害に対応できるよう、県内の他市町村や、県を通じて他都道府県に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図る。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、救助の必要なひとり暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努める。

5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

市は、在宅高齢者や障がい者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、避難行動要支援者支援マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成等障がい者への啓発に十分配慮する。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努める。

地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図る。

6 避難所における対応

市は、指定避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行う。

特に、高齢者や障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

7 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制等被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

8 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとし、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレ等必要な設備を整備する。

第3 外国人及び観光客対策

1 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という）対策

- (1) 外国人の災害時の混乱や被害を抑制するため、平常時から防災情報の提供や防災知識の普及を図る。

ア 防災訓練の実施

イ 外国人への災害時対応マニュアルの整備

ウ 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

- (2) 大規模災害が発生し、又は、そのおそれがあると認められ、災害対策本部が設置された場合

には、山梨県国際交流センター内の災害多言語支援センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。

ア 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理

イ 外国語での情報の提供

ウ 外国人との連携

エ 外国人からの相談への対応

(3) 被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保に努める。

通訳ボランティアの主な活動

- 1 負傷者の応急手当等の際の通訳
- 2 市が実施する各種応急対策の内容の説明
- 3 その他被災外国人の意思の伝達

第3章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1節 応急活動体制

第1 防災組織

1 甲斐市防災会議

甲斐市防災会議は災害対策基本法第16条及び甲斐市防災会議条例に基づき市長の附属機関として設置され、市域に係る防災に関する基本方針の決定並びに市の業務を中心とした市域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施の推進を図る。

資料編 ○ 甲斐市防災会議条例 ○ 甲斐市災害対策本部条例

2 甲斐市災害対策本部

災害対策基本法に基づき、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

3 甲斐市災害警戒本部

災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められるときは、市長は、地域防災計画の定めるところにより、災害警戒本部を設置する。

4 甲斐市水防本部

市域における水防を統括するため、水防計画に基づき設置される機関であるが甲斐市災害対策本部が設置されたときは同本部に統合されるものである。

水防本部の組織及び運営については、水防計画に定める。

第2 甲斐市災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準

災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市長が災害対策本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

(1) 大規模な災害が発生し、又は発生しているおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。

(2) 風水害等

ア 市域において洪水災害、土砂災害、豪雪災害等の相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき。

イ 市域に特別警報が発表されたとき。

ウ 市域で概ね40cm以上の積雪を観測し、更に降り続くことが見込まれるとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認めるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を甲斐市役所新館に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	通 知 及 び 公 表 の 方 法
各 部 班	庁内放送、市防災行政無線、電話、FAX、口頭、防災メール
一 般 住 民	市防災行政無線、広報車、防災行政無線メール、エリアメール・緊急速報メール、ホームページ、SNS
県 本 部	県防災行政無線、電話、FAX
中北地域県民センター	県防災行政無線、電話、FAX
消 防 本 部 ・ 消 防 署	県防災行政無線、消防無線、電話、FAX
甲 斐 警 察 署	電話、FAX
近 隣 市 町 村	県防災行政無線、電話
市 内 関 係 機 関	市防災行政無線、電話、連絡員
報 道 機 関	電話、FAX、口頭、文書

4 災害対策本部の設置場所

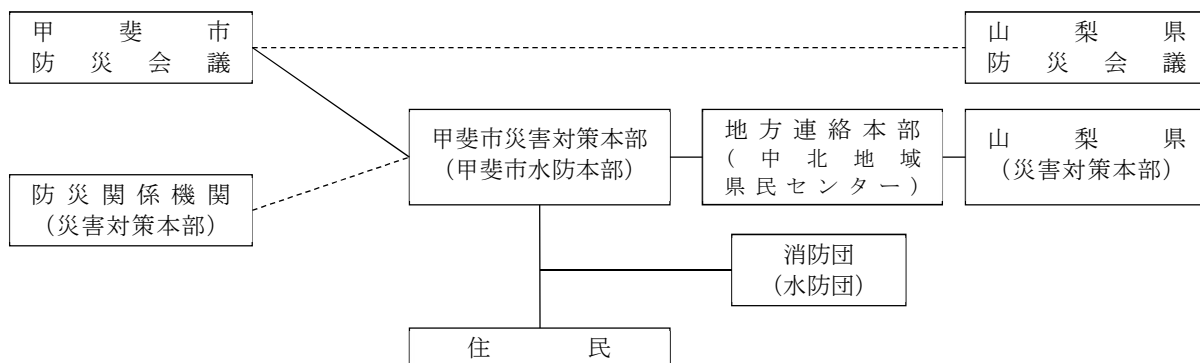
甲斐市役所新館2階防災対策室に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、敷島庁舎会議室に設置する。

資料編 ○県指定に基づく被害報告様式

第3 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務を定める。

1 甲斐市防災組織系統図



2 組織及び活動

(1) 組織

市災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

ア 市長を本部長とし、本部長は、市本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

イ 副市長・防災危機管理監・教育長・消防団長を副本部長とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 本部員は、市長部局の各部長、公営企業部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、消防団副団長、消防長をもって充てる。

エ 本部の事務を処理するため、防災危機管理班に事務局を置き、防災危機管理班長を事務局長とする。

オ 事務局長のもとに連絡調整員を置き、防災危機管理班員を充てる。

(2) 本部員会議

- ア 市災害対策本部に本部員会議を置き、本部長（市長）が必要に応じて招集する。
 - イ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
 - ウ 本部員会議は、主に次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
 - （ア） 災害応急対策の基本方針に関すること。
 - （イ） 動員配備体制に関すること。
 - （ウ） 各部員の連絡調整事項の指示に関すること。
 - （エ） 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達に関すること。
 - （オ） 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整に関すること。
 - （カ） 物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出に関すること。
 - （キ） 自衛隊災害派遣要請に関すること。
 - （ク） 現地災害対策本部に関すること。
 - （ケ） 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - （コ） 災害救助法の適用要請に関すること。
 - （サ） 他市町村への応援要請に関すること。
 - （シ） その他災害に関する重要な事項
 - エ 本部長は、その他必要と認める者を本部会議に参加させることができる。
- （3） 部・班
- ア 市災害対策本部に、部及び班を置き、部に部長、班に班長等を置く。
 - イ 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の班員を指揮監督する。
 - ウ 班長は、市災害対策本部との連絡調整にあたり、当該班の所管事項について、班員を指揮して応急対策の処理にあたる。
- （4） 本部長の職務代行
- 本部長が事故及び不在等で指揮監督をとることができない場合は、次の順位により本部長の職務を代行し、直ちに本部の指揮監督をとる。
- 第1順位 副市長（副本部長）
 - 第2順位 防災危機管理監（副本部長）
 - 第3順位 教育長（副本部長）
- （5） 現地災害対策本部
- ア 本部長（市長）は、市域において局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生するおそれがあると認めるときは、災害の発生地点の付近に現地災害対策本部を設置する。
 - イ 現地災害対策本部長及び本部員は本部長（市長）により指名された者があたり、現地での応急対策活動、現地で活動する関係機関との連絡調整及び市災害対策本部との情報連絡を行う。
 - ウ 現地対策本部は、各地区の支所に設置するが、状況に応じて被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置する。
- （6） 県の現地災害対策本部との連携
- 市災害対策本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、綿密な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。なお、県の現地災害対策本部の設置場所は、甲斐市役所（竜王庁舎）3階会議室とする。
- （7） 市庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動
- 災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項によ

り、県は市に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

ア 被災地への職員派遣

本市において支援が必要となった場合、県災害対策本部から職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。

イ 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

ウ その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請する。

3 分掌事務

市災害対策本部の組織図及び分掌事務は、別表のとおりである。

別 表

1 甲斐市災害対策本部組織図



2 甲斐市災害対策本部分掌事務

部名	班名	分掌事務
各部・班共通事項		1 各部・班の職員の安否確認及び非常参集、配備に関する事。 2 災害対策本部、防災危機管理班との連絡調整に関する事。 3 各部・班内で所掌する事務の災害協定に関する事。 4 各部・班内の受援体制の確保に関する事。 5 各部・班内の復旧事業計画に関する事。
	防災危機管理班	1 災害対策本部の設置、運営、廃止に関する事。 2 本部員会議の庶務に関する事。 3 職員の非常配備体制に関する事。 4 地震情報、気象情報の収集及び伝達に関する事。 5 災害情報の収集及び伝達に関する事。 6 被害情報の取りまとめ及び県への報告、連絡調整に関する事。 7 県及び他市町村への応援要請に関する事。 8 自衛隊及び防災関係機関への応援要請及び連絡調整に関する事。 9 消防署（出張所）及び消防団との連絡調整に関する事。 10 警察及び交通関係機関との連絡調整に関する事。 11 交通安全の確保及び指導に関する事。 12 災害協定の総括に関する事。 13 災害救助法の適用申請に関する事。 14 防災行政無線の運用統制に関する事。 15 避難指示等の発令に関する事。 16 警戒区域の設定に関する事。 17 災害見舞金、弔慰金の支給に関する事。 18 各部との連絡調整に関する事。 19 その他他部に属さないこと。
市長公室	秘書班	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者及び見舞者の接待に関する事。 3 避難情報、被害情報の広報に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 災害現場等の記録に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 防災危機管理班の応援に関する事。
	政策戦略班	1 復旧事業に関する総合調整に関する事。 2 災害復旧活動の応急復旧対応の計画推進に関する事。 3 復興計画に関する事。 4 広域事務組合との連絡調整に関する事。 5 指定避難所の開設及び運営協力に関する事。
総務部	総務班	1 庁内放送に関する事。 2 公用車の総括及び配車の調整、民間車両の調達に関する事。 3 緊急通行車両に関する事。 4 庁舎の管理、被害調査及び応急復旧対応に関する事。 5 災害時優先電話の確保に関する事。 6 システムの被害調査及び応急復旧対応に関する事。 7 被害状況等のデータ保存に関する事。 8 部内の連絡調整に関する事。 9 指定避難所の開設及び運営協力に関する事。 10 防災危機管理班の応援に関する事。
	人事班	1 職員の安否確認、参集状況の取りまとめに関する事。 2 災害に伴う応急措置に従事した職員に対する災害補償に関する事。 3 被災職員の福利厚生に関する事。 4 派遣職員に関する事。 5 総務班の応援に関する事。
	アセットマネジメント推進班	1 公有財産の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 2 本部活動、災害対応物品、応急復旧対応に要する資機材等の調達に関する事。 3 総務班の応援に関する事。
	敷島市民地域班	1 敷島地区の情報収集及び伝達に関する事。 2 敷島地区の地域住民及び自主防災組織との連絡調整に関する事。 3 敷島地区の危険箇所の警戒及び監視に関する事。

		4 出張所との連絡調整に関すること。 5 支所庁舎、所管施設の被害調査及び応急復旧対応に関すること。 6 福祉、保健、農林、商工、道路、河川、環境衛生関係の被害調査及び応急復旧対応に関すること。 7 市民生活部、環境産業部、福祉部、こども子育て健康部、まちづくり振興部の応援に関すること。
	双葉市民地域班	1 双葉地区の情報収集及び伝達に関すること。 2 双葉地区の地域住民及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 3 双葉地区の危険箇所の警戒及び監視に関すること。 4 支所庁舎、所管施設、塩崎駅周辺の被害調査及び応急復旧対応に関すること。 5 福祉、保健、農林、商工、道路、河川、環境衛生関係の被害調査及び応急復旧対応に関すること。 6 市民生活部、環境産業部、福祉部、こども子育て健康部、まちづくり振興部の応援に関すること。
財政部	財政班	1 災害対策の財政計画に関すること。 2 本部活動、災害対応物品、応急復旧対応に要する資機材等の配布に関すること。 3 政策戦略班の応援に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 防災危機管理班の応援に関すること。
	税務班	1 指定避難所の開設及び運営協力に関すること。 2 家屋被害の調査に関すること。 3 罹災証明に関すること。 4 被災納税者の減免措置に関すること。 5 災害復興住宅資金の融資に関すること。 6 市民戸籍班の応援に関すること。
	収納班	1 指定避難所の開設及び運営協力に関すること。 2 市民戸籍班の応援に関すること。
市民生活部	市民戸籍班	1 指定避難所の開設及び運営協力に関すること。 2 避難状況の報告に関すること。 3 安否不明者の情報に関すること。 4 被災者名簿及び被災者支援システムに関すること。 5 被災者の災害相談に関すること。 6 救出に関すること。 7 応急仮設住宅の入居者の選考に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 防災危機管理班の応援に関すること。
	保険班	1 指定避難所の開設及び運営協力に関すること。 2 国民健康保険資格確認書等、後期高齢者医療資格確認書等の再交付に関すること。 3 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の減免措置に関すること。 4 市民戸籍班の応援に関すること。
	市民協働推進班	1 竜王地区の地域住民及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 2 火葬場、市民温泉施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 3 火葬場、市民温泉施設の被害調査及び応急復旧対応に関すること。 4 災害による遺体の火葬及び埋葬に関すること。 5 災害による遺体の処置、収容、安置、搬送に関すること。 6 観光施設等の被害調査及び応急復旧対応に関すること。 7 観光客、帰宅困難者、滞留者等の対応に関すること。 8 双葉市民地域班の応援に関すること。
	スポーツ振興班	1 社会体育施設の被害調査及び応急復旧対応に関すること。 2 社会体育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 3 社会体育団体との連絡調整に関すること。 4 社会体育施設における指定避難所の開設及び運営の協力に関すること。 5 食料、生活必需品等救援物資の調達、配分及び物資集積所の管理、運営に関すること。 6 教育総務班の応援に関すること。

環境産業部	脱炭素社会推進班	1 環境森林班の応援にすること。 2 建設班の応援にすること。 3 市民協働推進班の応援にすること。 4 部内の連絡調整にすること。 5 防災危機管理班の応援にすること。
	環境森林班	1 災害時の環境衛生及び防疫活動にすること。 2 そ族昆虫の駆除及び消毒にすること。 3 災害廃棄物仮置場にすること。 4 災害廃棄物及びし尿の収集、運搬、処理にすること。 5 広域事務組合との連絡調整にすること。 6 犬・猫等のペットにすること。 7 メガソーラー発電施設の被害調査にすること。 8 林産物、山林、林業関連施設等の被害調査及び応急復旧対応にすること。 9 建設班の応援にすること。 10 市民協働推進班の応援にすること。
	産業創造班	1 商工業関係の被害調査及び応急復旧対応にすること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧対応にすること。 3 商工業関係団体との連絡調整にすること。 4 商工業者に対する融資にすること。 5 双葉市民地域班の応援にすること。 6 農政班の応援にすること。
	農政班	1 農産物、農地、農業関連施設等の被害調査及び応急復旧対応にすること。 2 農道、農業用幹線水路、溜池の被害調査及び応急復旧対応にすること。 3 所管施設の被害状況調査及び応急復旧対応にすること。 4 家畜、畜産施設等の被害調査及び応急復旧対応にすること。 5 家畜の伝染病の予防防疫にすること。 6 死亡畜獣の収集、処理にすること。 7 農業被害に伴う金融対策等の相談及び指導にすること。 8 農業関係団体との連絡調整にすること。 9 敷島市民地域班の応援にすること。
福祉部	福祉班	1 社会福祉団体との連絡調整にすること。 2 福祉避難所（各保健福祉センター）の開設及び運営にすること。 3 民生委員、児童委員との連絡調整にすること。 4 社会福祉協議会との連絡調整にすること。 5 災害ボランティアの受入れにすること（社会福祉協議会）。 6 部内の連絡調整にすること。 7 指定避難所の開設及び運営協力にすること。 8 防災危機管理班の応援にすること。
	障がい者支援班	1 障がい者の避難誘導、安全確保にすること。 2 障がい者の被害調査及び応急復旧対応にすること。 3 障がい者福祉施設の被害調査及び応急復旧対応にすること。 4 障がい者福祉施設との連絡調整にすること。 5 福祉避難所（障がい者福祉施設）の開設、入所にすること。 6 避難行動要支援者名簿（障がい者）にすること。 7 福祉班の応援にすること。
	長寿推進班	1 在宅高齢者の避難誘導、安全確保にすること。 2 在宅高齢者の被害調査及び応急復旧対応にすること。 3 高齢者福祉施設の被害調査及び応急復旧対応にすること。 4 高齢者福祉施設との連絡調整にすること。 5 福祉避難所（高齢者福祉施設）の開設、入所にすること。 6 避難行動要支援者名簿（高齢者）にすること。 7 介護保険料の減免措置にすること。 8 福祉班の応援にすること。
こども子育て健康部	子育て支援班	1 園児、児童等の避難誘導、安全確保、安否確認にすること。 2 園児、児童等の被害調査及び応急復旧対応にすること。 3 保育施設、児童館等の被害調査及び応急復旧対応にすること。 4 民間保育施設の被害調査及び応急復旧対応にすること。 5 民間保育施設との連絡調整にすること。 6 臨時保育所の開設にすること。

		7 部内の連絡調整に関する事。 8 指定避難所の開設及び運営協力に関する事。 9 防災危機管理班の応援に関する事。
	健康増進班	1 医療救護所の開設に関する事。 2 被災者に対する医療看護、健康相談、健康診断、心のケア対策、栄養指導に関する事。 3 医療助産活動に関する事。 4 妊産婦、乳幼児の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 5 医療機関の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 6 医療機関との連絡調整に関する事。 7 感染症の予防に関する事。 8 避難所への巡回相談に関する事。 9 保健福祉センターの被害調査及び応急復旧対応に関する事。 10 保健福祉センターとの連絡調整に関する事。 11 医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関への協力要請に関する事。 12 医薬品、衛生品の調達に関する事。 13 子育て支援班の応援に関する事。
まちづくり振興部	建設班	1 道路、橋梁、水路等の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 2 河川等の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 3 水防活動の総括及び応急復旧対応の計画推進に関する事。 4 雨量、水位等観測に関する事。 5 竜王地区の危険箇所の警戒及び監視に関する事。 6 道路情報の収集、伝達に関する事。 7 交通規制に関する事。 8 障害物除去に関する事。 9 災害用資機材の調達、確保に関する事。 10 建設土木業者等との連絡調整に関する事。 11 竜王駅周辺の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 12 部内の連絡調整に関する事。 13 防災危機管理班の応援に関する事。
	都市計画班	1 公園施設の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 2 公園施設の安全点検に関する事。 3 公園施設利用者の指定避難場所への誘導に関する事。 4 緊急輸送道路、避難路の確保に関する事。 5 建設班の応援に関する事。
	建築住宅班	1 市営住宅の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 2 被災住宅の応急修理、診断に関する事。 3 被災者に対する建築相談に関する事。 4 災害時における建築物の被害状況調査及びこれに伴う建築基準法の業務に関する事。 5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事。 6 応急仮設住宅の建設、管理に関する事。
公営企業部	上下水道業務班	【上水道】 1 水道施設の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 2 節水、給水等の広報に関する事。 3 水道用資機材の調達に関する事。 4 応急給水に関する事。 5 水源の確保に関する事。 6 避難場所の給水設備等点検調整に関する事。
	上下水道工務班	7 各配水区域の配水計画、配水弁等の調整並びに各施設の連絡統計及び報告に関する事。 8 水道及び応急給水の水質保全、検査に関する事。 9 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関する事。 10 他市町村との相互応援給水に関する事。 11 水道の災害予算及び経理に関する事。 12 部内の連絡調整に関する事。 13 建設班の応援に関する事。 14 防災危機管理班の応援に関する事。 【下水道】 1 下水道施設、地域し尿処理施設、農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧対応に関する事。

		2 下水道の広報に関する事。 3 下水道の災害予算及び経理に関する事。 4 仮設トイレ、マンホールトイレの設置に関する事。 5 下水道指定工事業者との連絡調整に関する事。
会計部	会計班	1 災害経費の出納に関する事。 2 義援金等の保管・管理に関する事。 3 指定避難所の開設及び運営協力に関する事。 4 防災危機管理班の応援に関する事。
議会部	議会班	1 市議会対策本部の設置、運営、廃止に関する事。 2 市議会との連絡調整に関する事。 3 市議会の応急復旧対応活動に関する事。 4 指定避難所の開設及び運営協力に関する事。 5 防災危機管理班の応援に関する事。
教育部	教育総務班	1 学校施設の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 2 学校との連絡調整に関する事。 3 小中学校の応急教育に関する事。 4 災害時における教職員の確保に関する事。 5 学校施設利用者の避難誘導及び安全確保に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 防災危機管理班の応援に関する事。
	学校教育班	1 児童、生徒の避難誘導、安全確保、安否確認に関する事。 2 児童、生徒の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 3 給食施設の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 4 避難所の炊き出し及び給食施設の管理に関する事。 5 被災児童、生徒の学用品の支給、保健管理、学校給食に関する事。 6 教育総務班の応援に関する事。 【各学校教職員】 1 学校休業等の判断及び学校教育班への報告に関する事。 2 児童・生徒の避難誘導、安全確認及び学校教育班への報告に関する事。 3 学校施設の安全確認及び教育総務班へ報告に関する事。 4 学校施設における指定避難所の開設、運営協力及び管理に関する事。 5 授業再開に向けた応急復旧対応に関する事。
	生涯学習文化班	1 社会教育施設の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 2 社会教育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関する事。 3 社会教育関係団体との連絡調整に関する事。 4 社会教育施設における指定避難所の開設、運営協力及び管理に関する事。 5 文化財の被害調査及び応急復旧対応、保護に関する事。 6 食料、生活必需品等救援物資の調達、配分及び物資集積所の管理、運営に関する事。 7 図書館施設の被害調査及び応急復旧対応に関する事。 8 図書館施設利用者の避難誘導及び安全確保に関する事。 9 教育総務班の応援に関する事。
消防部	消防班	1 住民への災害情報、避難指示等の伝達に関する事。 2 消防、水防に関する事。 3 避難誘導、救出に関する事。 4 被害情報の収集及び報告に関する事。 5 死体及び行方不明者の捜索に関する事。 6 消防、水防資機材等の保管及び運用に関する事。 7 災害出動に関する事。 8 防災危機管理班の応援に関する事。

第4 甲斐市災害警戒本部

1 災害警戒本部の設置基準

市長が災害警戒本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断したとき。

(2) 風水害等

ア 市域で、洪水や土砂災害に係る避難指示が発令される等の状況が生じたとき。

イ 市域に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報が発表されたとき。

ウ 市域で概ね30cm以上の積雪を観測し、更に降り続くことが見込まれるとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部廃止の時期

災害警戒本部廃止の時期については、本節第2-2「災害対策本部廃止の時期」を準用する。

3 設置及び廃止の通知

災害警戒本部廃止の時期については、本節第2-3「設置及び廃止の通知」を準用する。

4 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所については、本節第2-4「災害対策本部の設置場所」を準用する。

別 表

1 甲斐市災害警戒本部組織図



2 甲斐市災害警戒本部分掌事務

部名	班名	分掌事務
各部・班共通事項		1 各部・班の職員の非常参集、配備に関すること。 2 災害警戒本部、防災危機管理班との連絡調整に関すること。
	防災危機管理班	1 災害警戒本部の設置、運営、廃止に関すること。 2 本部員会議の庶務に関すること。 3 職員の非常配備体制に関すること。 4 地震情報、気象情報の収集及び伝達に関すること。 5 災害情報の収集及び伝達に関すること。 6 情報の取りまとめ及び県への報告、連絡調整に関すること。 7 消防署（出張所）及び消防団との連絡調整に関すること。 8 警察及び交通関係機関との連絡調整に関すること。 9 交通安全の確保及び指導に関すること。 10 防災行政無線の運用統制に関すること。 11 避難指示等の発令に関すること。 12 警戒区域等の設定に関すること。 13 各部との連絡調整に関すること。 14 その他他部に属さないこと。
市長公室	秘書班	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 避難情報、社会秩序の混乱を防ぐための広報に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 防災危機管理班の応援に関すること。
	政策戦略班	1 指定避難所の開設準備に関すること。
総務部	総務班	1 庁内放送に関すること。 2 公用車の総括及び配車の調整、民間車両の調達に関すること。 3 庁舎の管理及び防災応急対策に関すること。 4 災害時優先電話の確保に関すること。 5 システムの管理及び防災応急対策に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。 7 指定避難所の開設準備に関すること。 8 防災危機管理班の応援に関すること。
	人事班	1 職員の参集状況の取りまとめに関すること。 2 総務班の応援に関すること。
	アセットマネジメント推進班	1 総務班の応援に関すること。
	敷島市民地域班	1 敷島地区の情報収集及び伝達に関すること。 2 敷島地区の地域住民及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 3 敷島地区の危険箇所の警戒及び監視に関すること。 4 出張所との連絡調整に関すること。 5 支所庁舎、所管施設の管理及び防災応急対策に関すること。 6 福祉、保健、農林、商工、道路、河川、環境衛生関係の防災応急対策に関すること。
	双葉市民地域班	1 双葉地区の情報収集及び伝達に関すること。 2 双葉地区の地域住民及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 3 双葉地区の危険箇所の警戒及び監視に関すること。 4 支所庁舎、所管施設、塩崎駅周辺の管理及び防災応急対策に関すること。 5 所管施設、塩崎駅周辺の管理及び防災応急対策に関すること。 6 福祉、保健、農林、商工、道路、河川、環境衛生関係の防災応急対策に関すること。
財政部	財政班	1 政策戦略班の応援に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 防災危機管理班の応援に関すること。
	税務班	1 指定避難所の開設準備に関すること。 2 家屋被害の調査準備に関すること。 3 罹災証明の発行準備に関すること。 4 市民戸籍班の応援に関すること。
	収納班	1 指定避難所の開設準備に関すること。 2 市民戸籍班の応援に関すること。

市民生活部	市民戸籍班	1 指定避難所の開設準備に関すること。 2 被災者名簿及び被災者支援システムの準備に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 防災危機管理班の応援に関すること。
	保険班	1 指定避難所の開設準備に関すること。 2 市民戸籍班の応援に関すること。
	市民協働推進班	1 竜王地区の地域住民及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 2 火葬場、市民温泉施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 3 火葬場、市民温泉施設の管理及び防災応急対策に関すること。 4 観光施設等の防災応急対策に関すること。 5 観光客、帰宅困難者、滞留者等の対応に関すること。 6 双葉市民地域班の応援に関すること。
	スポーツ振興班	1 社会体育施設の管理及び防災応急対策に関すること。 2 社会体育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 3 社会体育団体との連絡調整に関すること。 4 社会体育施設における指定避難所の開設準備の協力に関すること。 5 食料、生活必需品等救援物資の調達、配分及び物資集積所の管理、運営の準備に関すること。 6 教育総務班の応援に関すること。
環境産業部	脱炭素社会推進班	1 環境森林班の応援に関すること。 2 建設班の応援に関すること。 3 市民協働推進班の応援に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 防災危機管理班の応援に関すること。
	環境森林班	1 廃棄物及びし尿の収集、運搬、処理に関すること。 2 広域事務組合との連絡調整に関すること。 3 林産物、山林、林業関連施設等の防災応急対策に関すること。 4 建設班の応援に関すること。 5 市民協働推進班の応援に関すること。
	産業創造班	1 商工業関係の防災応急対策に関すること。 2 所管施設の管理及び防災応急対策に関すること。 3 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 4 双葉市民地域班の応援に関すること。
	農政班	1 農産物、農地、農業関連施設等の防災応急対策に関すること。 2 農道、農業用幹線水路、溜池の管理及び防災応急対策に関すること。 3 所管施設の管理及び防災応急対策に関すること。 4 家畜、畜産施設等の防災応急対策に関すること。 5 農業関係団体との連絡調整に関すること。 6 敷島市民地域班の応援に関すること。
福祉部	福祉班	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 2 福祉避難所（各保健福祉センター）の開設準備に関すること。 3 民生委員、児童委員との連絡調整に関すること。 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 指定避難所の開設準備に関すること。 7 防災危機管理班の応援に関すること。
	障がい者支援班	1 障がい者の安全対策に関すること。 2 障がい者福祉施設との連絡調整に関すること。 3 福祉避難所（障がい者福祉施設）の開設、入所準備に関すること。 4 避難行動要支援者名簿（障がい者）に関すること。 5 福祉班の応援に関すること。
	長寿推進班	1 在宅高齢者の安全対策に関すること。 2 高齢者福祉施設との連絡調整に関すること。 3 福祉避難所（高齢者福祉施設等）の開設、入所準備に関すること。 4 避難行動要支援者名簿（高齢者）に関すること。 5 福祉班の応援に関すること。
こども子育て健康部	子育て支援班	1 園児、児童等の避難誘導、安全確保に関すること。 2 保育施設、児童館等の管理及び防災応急対策に関すること。 3 民間保育施設との連絡調整に関すること。 4 臨時保育所の開設準備に関すること。

		5 部内の連絡調整に関する事。 6 指定避難所の開設準備に関する事。 7 防災危機管理班の応援に関する事。
	健康増進班	1 医療救護所の開設準備に関する事。 2 妊産婦、乳幼児の安全対策に関する事。 3 医療機関との連絡調整に関する事。 4 保健福祉センターの管理及び防災応急対策に関する事。 5 保健福祉センターとの連絡調整に関する事。 6 医薬品、衛生品の調達準備に関する事。 7 子育て支援班の応援に関する事。
まちづくり振興部	建設班	1 道路、橋梁、水路等の管理及び防災応急対策に関する事。 2 河川等の管理及び応急対策に関する事。 3 雨量、水位等観測に関する事。 4 竜王地区の危険箇所の警戒及び監視に関する事。 5 道路情報の収集、伝達に関する事。 6 交通規制に関する事。 7 災害用資機材の調達、確保の準備に関する事。 8 建設土木業者等との連絡調整に関する事。 9 竜王駅周辺の管理及び防災応急対策に関する事。 10 部内の連絡調整に関する事。 11 防災危機管理班の応援に関する事。
	都市計画班	1 公園施設の管理及び防災応急対策に関する事。 2 公園施設の安全点検に関する事。 3 公園施設利用者の指定避難所への避難誘導に関する事。 4 建設班の応援に関する事。
	建築住宅班	1 市営住宅の管理及び防災応急対策に関する事。 2 建設班の応援に関する事。
公営企業部	上下水道業務班	【上水道】 1 水道施設の管理及び防災応急対策に関する事。 2 応急給水の準備に関する事。 3 水源の確保に関する事。
	上下水道工務班	4 避難場所の給水設備等点検調整に関する事。 5 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 建設班の応援に関する事。 8 防災危機管理班の応援に関する事。 【下水道】 1 下水道施設、地域し尿処理施設、農業集落排水施設の管理及び防災応急対策に関する事。 2 下水道指定工事事業者との連絡調整に関する事。 3 仮設トイレ、マンホールトイレの設置準備に関する事。
会計部	会計班	1 指定避難所の開設準備に関する事。 2 防災危機管理班の応援に関する事。
議会部	議会班	1 市議会との連絡調整に関する事。 2 市議会の防災応急対策活動に関する事。 3 指定避難所の開設準備に関する事。 4 防災危機管理班の応援に関する事。
教育部	教育総務班	1 学校施設の管理及び防災応急対策に関する事。 2 学校との連絡調整に関する事。 3 学校施設利用者の避難誘導及び安全確保に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。 5 防災危機管理班の応援に関する事。
	学校教育班	1 児童、生徒の避難誘導、安全確保に関する事。 2 給食施設の管理及び防災応急対策に関する事。 3 教育総務班の応援に関する事。 【各学校教職員】 1 学校休業等の判断及び学校教育班への報告に関する事。 2 児童・生徒の避難誘導、安全確認及び学校教育班への報告に関する事。 3 学校施設の安全確認及び教育総務班へ報告に関する事。 4 学校施設における指定避難所の開設準備の協力に関する事。
	生涯学習文化班	1 社会教育施設の管理及び応急対策に関する事。

		2 社会教育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関する事。 3 社会教育関係団体との連絡調整に関する事。 4 社会教育施設における指定避難所の開設準備の協力に関する事。 5 文化財の管理及び防災応急対策、保護対策に関する事。 6 食料、生活必需品等救援物資の調達、配分及び物資集積所の管理、運営の準備に関する事。 7 図書館施設の管理及び防災応急対策に関する事。 8 図書館施設利用者の避難誘導及び安全確保に関する事。 9 教育総務班の応援に関する事。
消防部	消防班	1 住民への防災情報、避難指示等の伝達に関する事。 2 消防、水防に関する事。 3 避難誘導、救出に関する事。 4 災害の警戒及び防御活動に関する事。 5 消防、水防資機材等の準備に関する事。 6 災害出動の準備に関する事。 7 防災危機管理班の応援に関する事。

第2節 職員の配備計画

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため次により動員を行う。

第1 市職員の動員体制

1 市職員の配備体制は、次の配備基準による。

配備	配備基準	活動内容	配備要員及び体制
第1配備	その1 1 次の防災気象情報の一以上が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 氾濫注意情報 (4) 大雪警報（積雪が認められたとき） 2 その他市長が配備を指示したとき。	1 防災気象情報等の収集・伝達 2 住民等への広報 3 必要な応急対策活動に着手 4 除雪活動の準備	最小必要数の人員を配備 別表配備基準及び動員表を基本とし、部長・班長等が配備する職員を指名 主に情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行できる体制
	その2 1 次の防災気象情報の一以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 氾濫警戒情報 (5) 大雪警報（概ね15cm以上の積雪を観測したとき） 2 市内に小規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 3 その他市長が配備を指示したとき。	1 防災気象情報等の収集・伝達 2 危険箇所の巡視等の強化 3 被害発生状況の把握 4 施設利用者等の避難誘導及び安全確保 5 住民等への広報 6 必要な応急対策活動、除雪活動の実施 7 住民等への除雪依頼	職員のおおむね3割の人員を配備 別表配備基準及び動員表を基本とし、部長・班長等が配備する職員を指名 主に情報連絡活動及び警戒活動に当たり、事態の推移に伴って、速やかに上位の体制に移行できる体制 状況に応じて災害警戒本部の設置を検討
	第2配備 1 次の防災気象情報の一以上が発表されたとき。 (1) 土砂災害警戒情報 (2) 氾濫危険情報 (3) 大雪警報（概ね30cm以上の積雪を観測したとき） 2 市内に局地的な災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 3 その他市長が配備を指示したとき。	1 防災気象情報等の収集・伝達 2 市内全域の巡視等の強化 3 被害発生状況の把握 4 施設利用者等の避難誘導及び安全確保 5 住民等への広報 6 必要な応急対策活動、除雪活動の実施 7 応急資機材の準備 8 防災関係機関等との連絡 9 住民等への除雪依頼	職員のおおむね5割の人員を配備 別表配備基準及び動員表を基本とし、部長・班長等が配備する職員を指名 主に情報連絡活動及び防災活動に当たり、事態の推移に伴って、速やかに上位の体制に移行できる体制 災害警戒本部を設置し、状況に応じて災害対策本部の設置を検討
	第3配備 1 市内に大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 特別警報が発表されたとき。 3 概ね40cm以上の積雪を観測し、更に降り続けると予測されるとき。 4 その他市長が配備を指示したとき。	災害情報の収集・伝達、水防、輸送、医療、救護、除雪活動等の応急対策活動の速やかな実施	全職員を配備 災害対策本部を設置し、応急対策活動を実施する体制

資料編 ○ 配備基準及び動員表

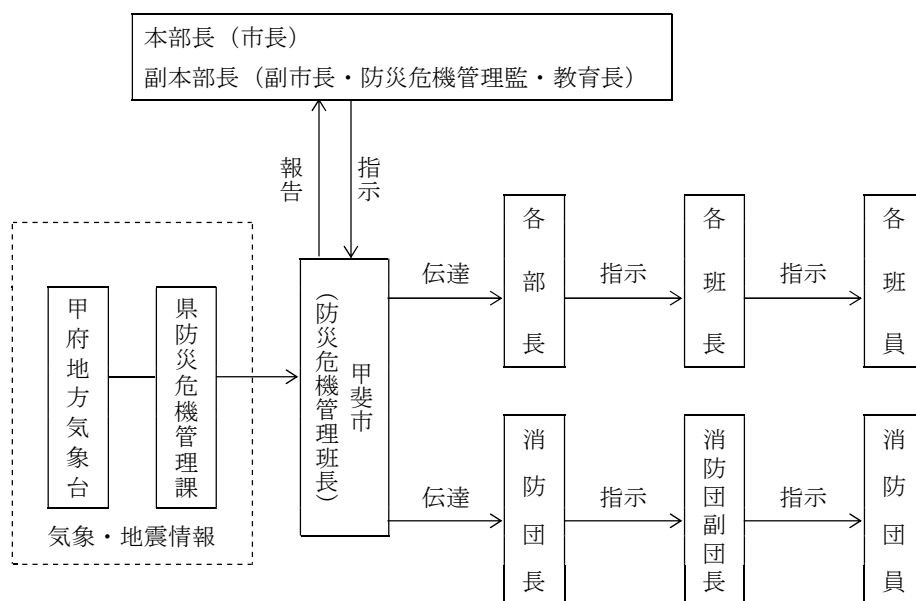
第2 職員への伝達方法

1 勤務時間中における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害の発生が予想される場合の非常配備の職員への伝達は、次により行う。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び地震が発生した場合には、上記の「配備基準」に基づいた自動配置とし、職員は直ちに所定の配備につく。

- (1) 防災危機管理監は本部長（市長）の指示により、非常配備を決定し、各部長に連絡するとともに庁内放送、電話、防災メール等により伝達する。また、消防団長にも伝達する。
- (2) 関係各部長は、防災危機管理監から非常配備の連絡があった場合は、直ちに各班長に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させる。
- (3) 配備該当職員は、「配備基準」に基づき、速やかに所定の場所へ参集する。
- (4) 配備該当職員以外の職員は、気象情報等及び配備職員の活動状況等に留意しつつ、次の緊急配備に備える。

勤務時間内における緊急招集系統

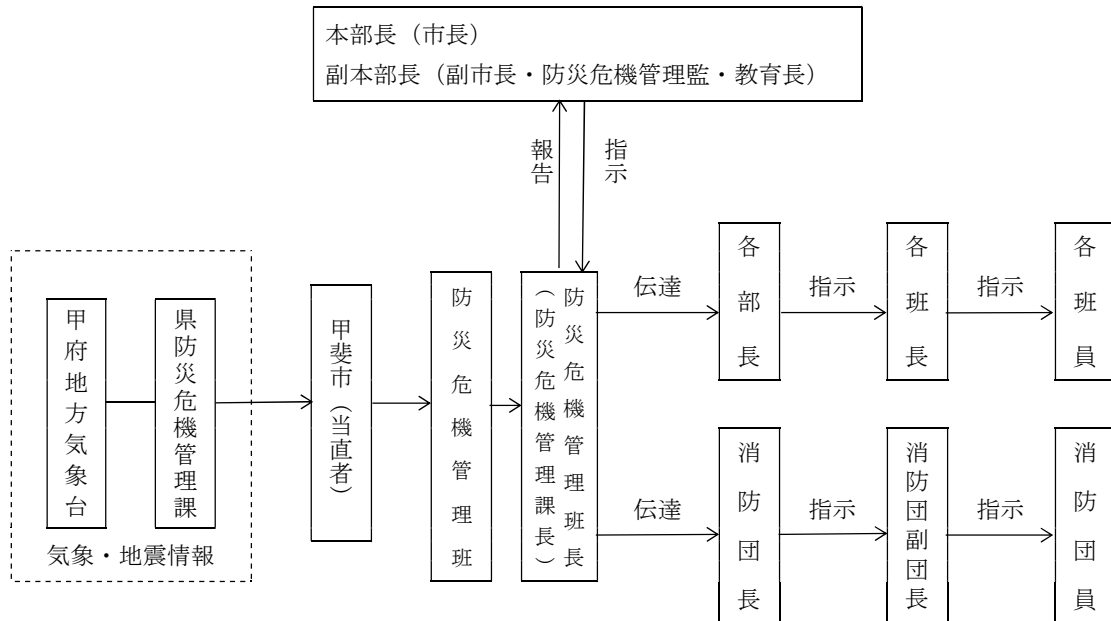


2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外における職員の配備は、気象情報等の程度に応じて緊急参集又は自宅待機とし、非常配備の職員への伝達は、次により行う。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び地震が発生した場合には、上記の「配備基準」に基づいた自動配置とし、職員は速やかに所定の配備につく。

- (1) 当直者は、非常配備に該当する気象情報等が関係機関から通知され、又は災害の発生が予想される場合は、防災危機管理班に連絡し、防災危機管理班員は直ちに防災危機管理班長（防災危機管理課長）に報告する。
- (2) 報告を受けた防災危機管理班長は、直ちに本部長（市長）、副本部長（副市長・防災危機管理監・教育長）に報告するとともに指示を受け、各部長に非常配備の連絡を行う。また、併せて防災メールにより職員に連絡する。
- (3) 各部長は、直ちに各班長に連絡し、班長は緊急連絡網により配備該当職員に緊急参集を指示する。
- (4) 参集を指示された職員は、以後の状況推移に注意し、直ちに所定の場所へ参集する。
- (5) その他の職員は、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報等に注意し、緊急参集命令に備える。

勤務時間外における緊急招集系統



3 動員時の原則

- （１） 勤務時間外又は休日においても、配備基準に該当する気象情報又は災害情報を認知したときは、動員命令を待つことなく、あらゆる手段をもって直ちに所定の場所に参集する。
- （２） 災害の状況により所定の場所への参集が困難な場合は、最寄りの支所又は公共施設等に参集し支所又は各施設の責任者の指示に基づき、災害対策活動に従事する。なお、災害その他の事情によりいずれへの施設にも参集が困難な場合は、何らかの手段をもって所属長に報告する。
- （３） 災害等のため緊急に参集する際は、作業服等を着用するとともに、手袋、懐中電灯等の携行品及び食料等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるようリュックサック等により、平素から必要な用具を準備しておく。
- （４） 参集途上においては、可能な限り河川の水位状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

4 班員の配置・報告

- （１） 各班長は、配備体制の指示を受けたときは、災害の状況に応じて、速やかに次の措置を講じる。
 - ア 所属班員の参集状況等の把握
 - イ 参集班員の所定の配備場所への配置状況の確認
 - ウ 掌握事項に関する所属部長及び防災危機管理班長への報告
 - エ 高次の配備体制の指示に応じるために必要な事前準備
 - オ その他必要な措置
- （２） 防災危機管理班長は、職員の参集状況を取りまとめ、防災危機管理監を通じて、本部長、副本部長に報告する。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するが、部内の調整で応急対策の実施が困難な場合は、次により他部からの応援を得て実施する。

1 応援要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して防災危機管理監に要請

する。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人員数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 防災危機管理監は、応援要請内容に応じて、緊急の応急活動等の状況により応援可能な部から動員の指示を行う。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援活動を行う。

第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行う。

第1 要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- 2 市の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に要請する。

公 共 性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

2 緊急運航基準

県による消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

（1）災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

（2）火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

（3）救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

（4）救急活動

- ア 交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、資材等を搬送する必要があると認められる

場合

ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第3 要請の方法

市長は、山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、文書又は電話等により、次の事項を明らかにして応援要請を行う。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

資料編	◦ 飛行場外離着陸場等一覧 ◦ ヘリコプター主要発着場一覧 ◦ 消防防災航空隊出場要請書
------------	--

第4 受入体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整える。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

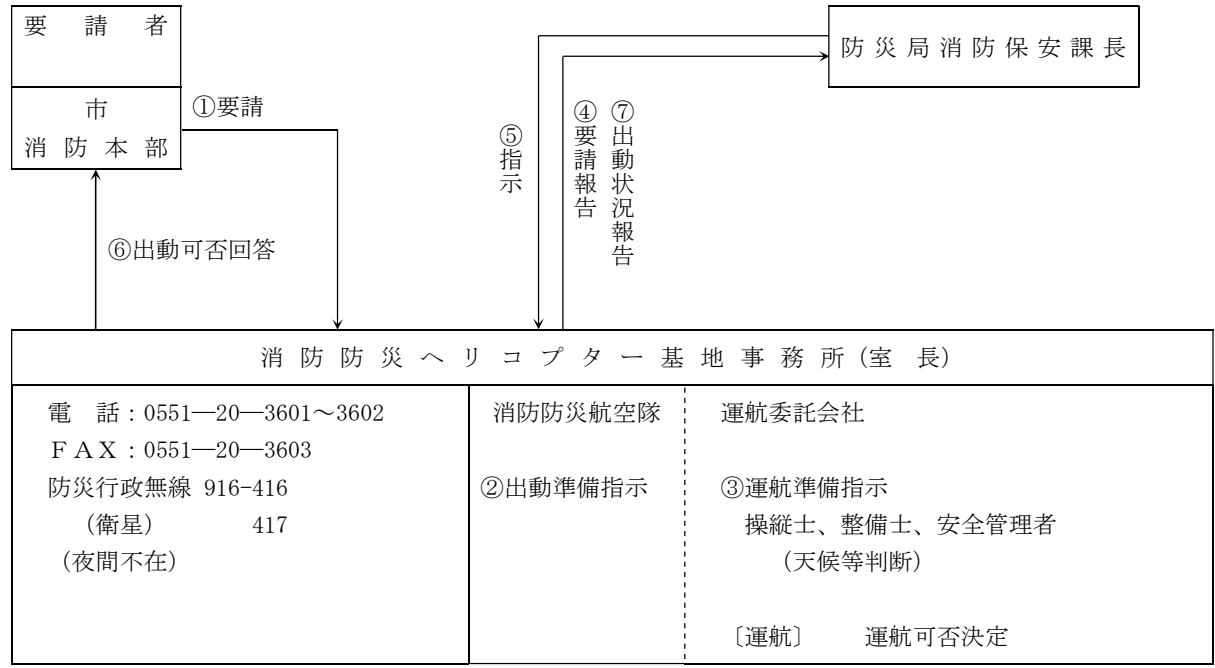
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

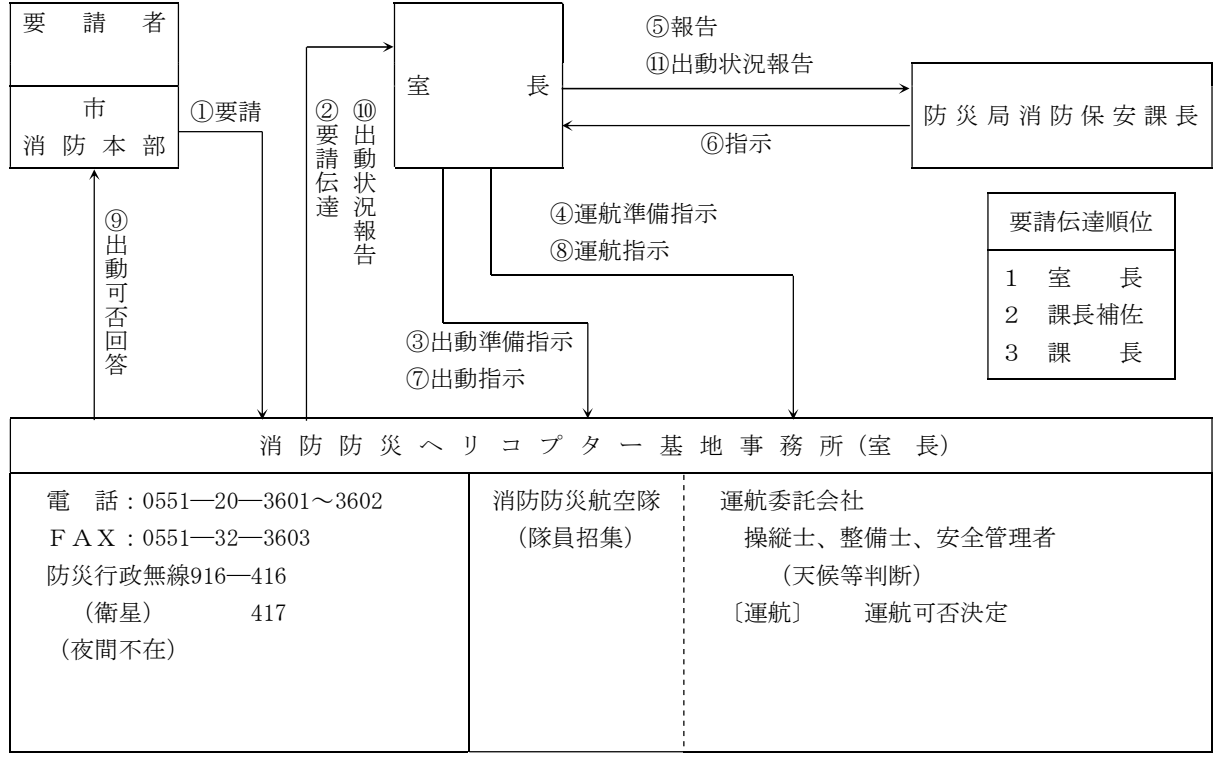
別表 1

伝 達 系 統 図

1 緊急運航連絡系統図

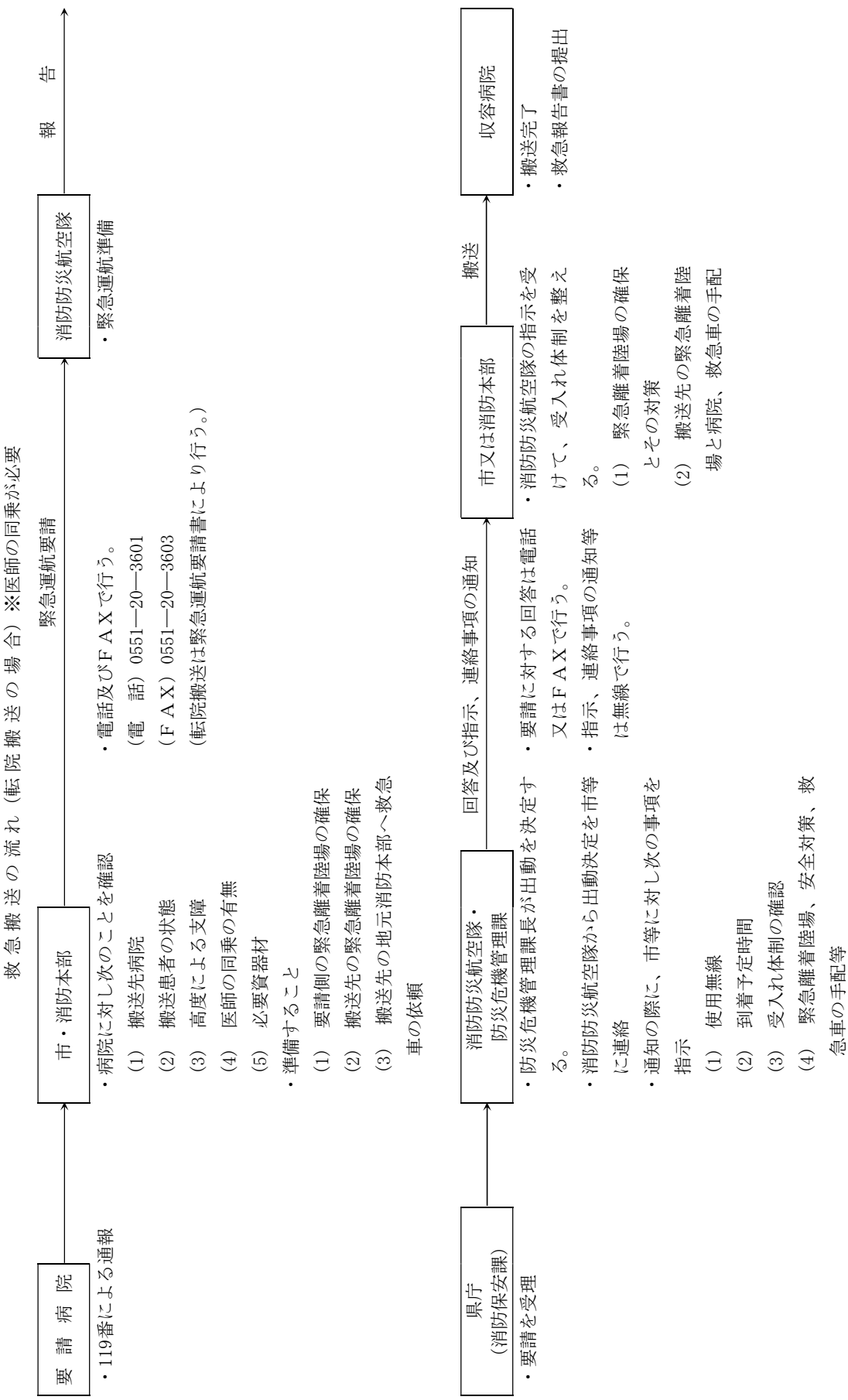


2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

別表2



県庁
(消防保安課)

・要請を受理

消防防災航空隊・
防災危機管理課

・防災危機管理課長が出動を決定する。

・消防防災航空隊から出動決定を市等に連絡

・通知の際に、市等に対し次の事項を指示

(1)

使用無線

(2)

到着予定時間

(3)

受入れ体制の確認

(4)

緊急離着陸場、安全対策、救急車の手配等

回答及び指示、連絡事項の通知

市又は消防本部

・要請に対する回答は電話又はFAXで行う。

・指示、連絡事項の通知等は無線で行う。

(1) 緊急離着陸場の確保とその対策

(2) 搬送先の緊急離着陸場と病院、救急車の手配

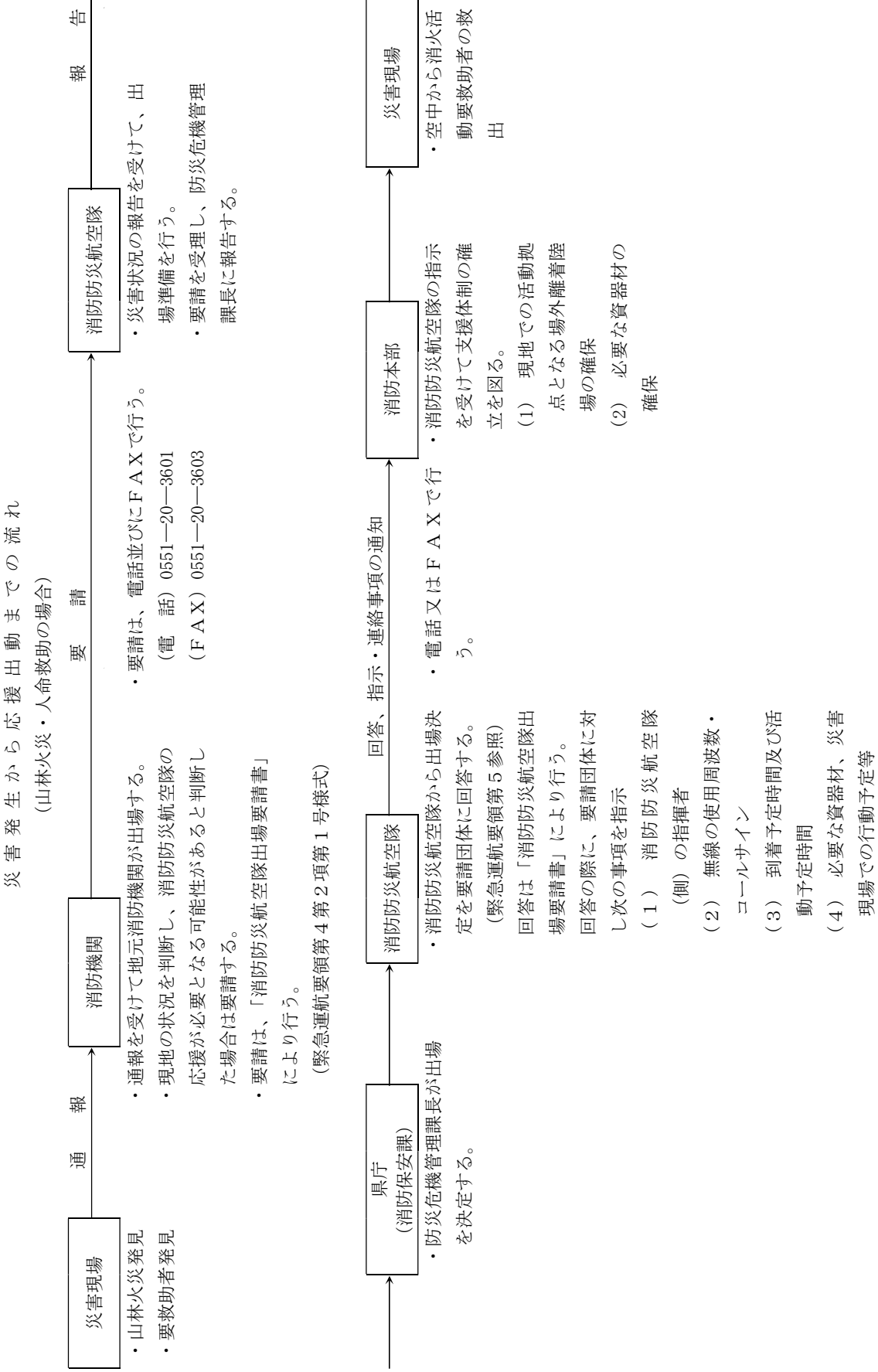
搬送

収容病院

・搬送完了

・救急報告書の提出

別表 3



第4節 応援協力要請計画

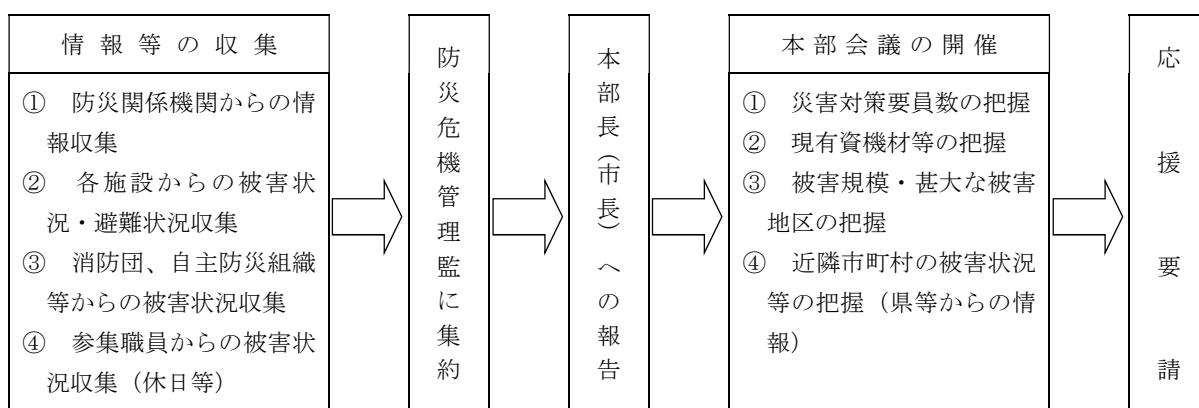
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行う。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において、他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

なお、知事は市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。（災害対策基本法第68条）

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）
 - （1）派遣を要請する理由
 - （2）派遣を要請する職員の職種別人員数
 - （3）派遣を必要とする期間
 - （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - （5）前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ県外自治体や広域行政事務組合等と相互応援協定を締結している。今後も県外自治体との相互応援協定の締結を推進し、協力体制の強化に努める。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求める。

2 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 県消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生時に際し、消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

4 郵便局に対する協力要請

市は、市内の各郵便局が所有・管理する施設及び用地が必要となった場合や、被災住民の避難先及び被災状況の情報が必要になった場合には、あらかじめ締結されている協定に基づき、各郵便局に協力を依頼する。

5 民間事業所等に対する協力要請

大規模災害が発生し、応急復旧の支援や救援物資、緊急避難場所の提供等の応援が必要と判断した場合は、必要とする救援の種類に応じて、応援を求める。

6 福祉避難所設置に関する協力要請

高齢者や障がい者等、一般の被災者と同じ避難所での生活が困難な避難者のために福祉避難所の設置が必要と判断した場合は、協定を締結している施設に協力を要請する。

7 地域単位の協力要請

市内の一部地域において、災害発生時に民間事業所が近隣の自治会に対して支援を行う協定を締結している。

当該自治会は、必要に応じて協定に基づき協力を要請する。また、支援を実施する民間事業所は、その状況を市に報告し、情報の共有に努める。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、防災危機管理部防災危機管理班に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、救援物資の集積所を選定し、教育部生涯学習文化班、スポーツ振興班を中心に必要な整備を行う。

資料編 ○救援物資集積所一覧

3 受入体制の確立

市は、災害の規模や支援の必要性に応じて、県や県内市町村、その他地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し必要な準備を整える。また、新型コロナ

ナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、受入施設については、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案して、作業に最も適切と思われる施設を選定する。

資料編 ○ 自衛隊宿泊予定施設一覧

第6 広域避難

市は、災害が発生するおそれがある場合において、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7 広域一時滞在

1 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章「第16節 避難計画 第16市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市長及び知事が行う協議等の手続は次による。

なお、市長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章「第16節 避難計画 第10 避難組織の整備」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

2 県内広域一時滞在

(1) 県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、市内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行うことができる。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。

（災害対策基本法第86条の2第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の2第6項)

エ 県内広域一時滞在の終了

市長は、県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の2第7項)

(2) 県内他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

市長は、広域一時滞在の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、(1)ア又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れる。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求める。

(災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項)

イ 受け入れ決定の通知等

市長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項)

ウ 県内広域一時滞在の終了

市長は、協議元市町村長より県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の2第8項)

(3) 知事からの助言

市長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

(災害対策基本法第86条の6第1項)

3 県外広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の市長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

市長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求める。

(災害対策基本法第86条の3第1項)

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

市長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

(災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項)

ウ 受け入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第9項)

エ 協議内容の公示及び通知

市長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住

民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第10項)

オ 県外広域一時滞在の終了

市長は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第11項及び第12項)

4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

(1) 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受け入れ

市長は、知事から県外市町村からの避難住民の受け入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れる。

(災害対策基本法第86条の3第5項)

イ 受け入れ決定の通知等

市長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第6項及び第7項)

ウ 広域一時滞在の終了

市長は、知事より広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第14項)

5 知事による協議等の代行及び特例

(1) 県内広域一時滞在の協議等の代行

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県内広域一時滞在の必要があると認めるときは、2(1)に準じ、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、市が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに市長に事務の引継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

(災害対策基本法第86条の4第1項、第2項及び第86条の5並びに同法施行令第36条の2)

(2) 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長から3(1)アの要求がない場合にあっては、3(1)イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の5)

第8 その他の協定による活動

本市では、協定等により協力を要請するだけでなく、協力を行う協定も締結している。

市は、甲斐警察署の庁舎が被災した場合、協定に基づき双葉公民館の一部会議室、調理室及び駐車場を警察署及び警察車両駐車場として貸与する。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

第1 災害派遣要請の範囲・派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊 急 性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非 代 替 性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

区分	内 容
被害状況の把握 (情報収集)	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 搜索救助	行方不明者等の搜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路や水路の 障害物の除去	道路若しくは水路の破損又は障害物等の啓開・除去
応急医療、救護、 防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る。）
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3 災害派遣要請の依頼

1 災害派遣要請の依頼要領

市長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急の場合は電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、事態が急迫し、知事に依頼するいとまがない場合は、直接部隊に通報し、事後必要な手続を

速やかに行う。

- ア 提出（連絡）先 県防災危機管理課
 イ 提出部数 1部
 ウ 記載事項
 （ア） 災害の状況及び派遣を要請する理由
 （イ） 派遣を希望する期間
 （ウ） 派遣を希望する区域及び活動内容
 （エ） その他参考となるべき事項

資料編 ○自衛隊災害派遣要請依頼文書様式

2 緊急の場合の連絡先

緊急の場合の連絡先は、次のとおりである。

部 隊 名	所 在 地	連 絡 先
陸上自衛隊第1特科隊	南都留郡忍野村忍草3093 陸上自衛隊北富士駐屯地	〈TEL〉 0555-84-3135 3136 (内238) ・夜間 0555-84-3135 (内280又は302) 〈FAX〉 0555-84-3135 3136 (内239) 〈防災行政無線〉 (衛星系) 435 (地上系) 051

3 自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

第4 災害派遣部隊の受入体制

1 他の機関との競合重複排除

市長は、あらかじめ自衛隊の作業が他の機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要となる十分な資材の準備を整え、かつ作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

- （1） 作業箇所及び作業内容
 （2） 作業の優先順位
 （3） 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
 （4） 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を防災危機管理部防災危機管理班に設置する。

4 派遣部隊の受入

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

(1) 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備 考
1 コ中隊	2,500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む。
1 コ連隊（隊）	20,000㎡	100m×200m	
1 コ師（旅）団	160,000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野营地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

(2) ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	安全確保地域	備 考
小型ヘリ ※1	30m×30m	100m×100m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする。
中型ヘリ ※2	40m×40m	100m×100m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	300m×300m	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

資料編 ○ヘリコプター主要発着場一覧
○臨時ヘリポートの基準
○自衛隊宿泊予定施設一覧

第5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障のないよう知事及び派遣部隊長と協議して行う。

資料編 ○自衛隊災害派遣撤収依頼文書

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第3章災害応急対策6「(10) 経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備にかかわるものを除く。）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借り上げ料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備にかかわるものを除く。）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関にかかわる運搬費
- 6 損害賠償費

第7 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - (1) 土地・建物等への立入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置

(1) 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）

4 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎょ又は災害の拡大防止のために必要な措置

(1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）

(2) 市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）

(3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第6節 予報及び警報等の伝達計画

災害対策基本法及び気象業務法に基づく予報、警報及び情報、水防法に基づく水防警報並びに消防法に基づく火災気象通報を、住民その他関係ある公私の団体に対し伝達する場合の取扱いは、次により実施する。

第1 防災気象情報の受理・伝達

1 気象庁及び甲府地方気象台が発表する防災気象情報

(1) 予報・特別警報・警報・注意報等の種類と概要

警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

下表において、特に記載のある場合を除き、甲府地方気象台が発表する。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大 特 別 警 報 雨 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大 特 別 警 報 雪 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される
	暴 特 別 警 報 風 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される
	暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける

警 報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
	洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける
注 意 報	大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である
	洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される
	着 雪 注 意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される
	融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。
顕 著 な 大 雨 に 関 す る 気 象 情 報		大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

このほか、火山情報については、101～104ページに記載のとおりである。

(3) 特別警報・警報・注意報の切替・解除

特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

(4) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している

(5) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(中・西部、東部・富士五湖)ごとで、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(山梨県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記

録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(8) 記録的短時間大雨情報の発表基準

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量、山梨県では100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現しているとき。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（中・西部、東部・富士五湖）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(10) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて市町村に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

(11) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省又は山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、課題と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避

		難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
洪水注意報	氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

(12) 警報・注意報基準一覧

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

府県予報区			山梨県		
一次細分区域			中・西部		
市町村等をまとめた地域			中北地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	116	
	洪水	流域雨量指数基準	貢川流域=7.2、坊沢川流域=6.5、六反川流域=6 荒川流域=22.3		
		複合基準*1	—		
		指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）〔船山橋〕		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	盆地	12時間降雪の深さ15cm	
			山地	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7		
		土壌雨量指数基準	91		
	洪水	流域雨量指数基準	貢川流域=5.7、坊沢川流域=5.2、六反川流域=4.8 荒川流域=17.8		
		複合基準*1	六反川流域=（6、4.8）		
		指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）〔船山橋〕		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	盆地	12時間降雪の深さ 5 cm	
			山地	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%*2			
	雪崩	1．表層雪崩：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2．全層雪崩：積雪50cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方気象台）で、 かつ24時間降水量が20mm以上			
	低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で－6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で－10℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
	着氷	著しい着氷が予想される場合			
着雪	著しい着雪が予想される場合				

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm
------------	-------	-------

※1 (表総雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は甲府地方気象台の値

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

(13) 気象等に関する特別警報の発表基準

予想される現象が特に異常(台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨等)であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として気象庁が定める基準に該当する場合に発表される。

現象	特別警報の基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	雪を要因とする特別警報の指標

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

(ア) 大雨特別警報(浸水害)

過去の多大な被害をもたらした減少に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(※)がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)が発表される。

- | |
|---|
| ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 |
| ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。 |

(※) 激しい雨：1時間に30mm以上の雨。

(イ) 大雨特別警報(土砂災害)

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(※)がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)が発表される。

(ウ) 土壌雨量指数、表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値

大雨特別警報(土砂災害)の土壌雨量指数基準値、大雨特別警報(浸水害)の表面雨量指数基準値及び流域雨量指数基準値は、1km四方毎に設定される。基準値については、気象庁ホームページ(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>)を参照のこととする。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表される。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

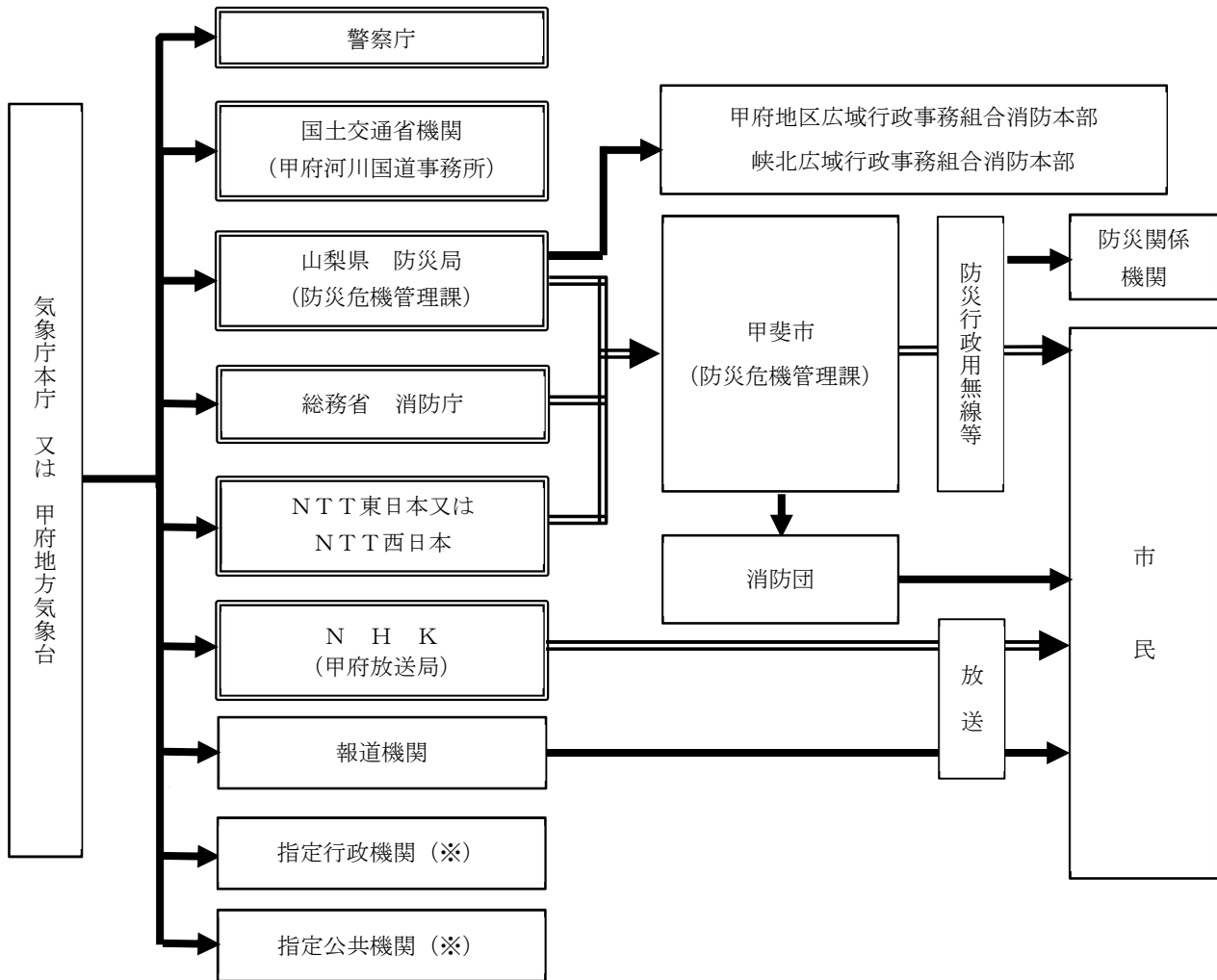
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	備 考
山梨県	甲府	47	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	88	

注1) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注2) 特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(14) 甲府地方気象台の伝達経路

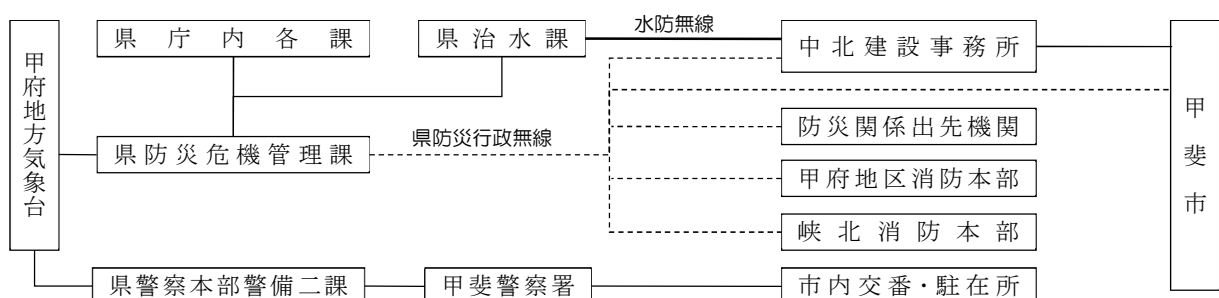


(※) 災害対策基本法に基づき、気象庁本庁から関係省庁及び鉄道等の中枢に伝達している。

◻ で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

⇒ の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(15) 県の水防管理団体への伝達



2 山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村（平成19年3月末現在）を最小単位とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

解除基準

解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合とする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除する。

(3) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、「第6節 第1 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達 1(6)甲府地方気象台の伝達経路」による。

3 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む。）洪水予報）

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報実施区間

富士川（釜無川を含む。） 韮崎市の武田橋上流端から海まで

(3) 洪水予報の種類

氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報

(4) 伝達経路

伝達経路等については、本編第4章「水防計画」による。

4 県と気象庁とが共同して発表する洪水予報富士川水系荒川洪水予報

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、山梨県中北建設事務所と甲府地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報指定区間

荒川甲府市飯田の長松寺橋から笛吹川合流点まで

(3) 洪水予報の種類

氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報

(4) 伝達経路

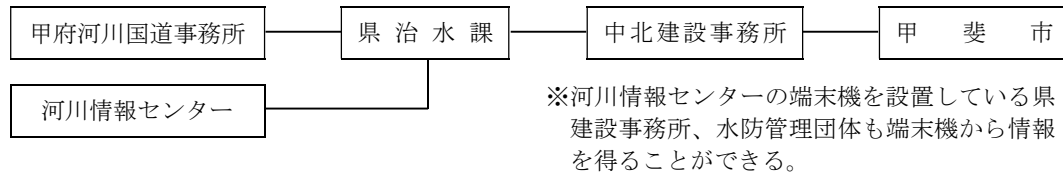
山梨県中北建設事務所から関係市町村へ伝達。甲府地方気象台から関係機関への伝達は「第6節 第1 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達 1(6) 甲府地方気象台の伝達経路」による。

5 国土交通省及び県の機関が発表する警報(水防警報)

(1) 水防警報の種類

待機、準備、出動、指示及び解除の5種類とする。

(2) 伝達系統



6 市町村長が発令する火災警報

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されているとき、市町村長が発令するものである。

7 火山情報の受理、伝達

気象庁が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

本市における火山災害は降灰によるものが想定されているため、特に降灰について、重視する。

(1) 噴火警報・火山情報等の種類

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは、次のとおりである。

富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。（状況に応じて対象地域を判断）	・噴火が発生 ・体を感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。 一部の地域では住民の避難が必要。	・居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 ・地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。
噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 一部の地域では住民の避難が必要。 観光客等は帰宅。	・地震増加、地殻変動、浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など、火山活動の高まり。 ・火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。
		2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	【レベル2の発表について】 火山活動が活性化する過程では使用せず ^{※1} 、火山活動が低下する過程などにおいて、レベル3～5から引き下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動に高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。	・明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 （火山の状況に関する解説情報（臨時）等 ^{※2} を発表してお知らせする）
			火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

※1：富士山では、噴火の発生が予測される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。

※2：レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活発の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

エ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(イ) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山^(注1)に対して、事前に計算した降灰予報の結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(注1) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山^(注2)に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

(注2) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1mm以上 1 mm未満
少量	0.1mm未満

オ 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(ア) 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

(イ) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(ウ) 富士山の火山活動解説資料は必要に応じて臨時に発表する。

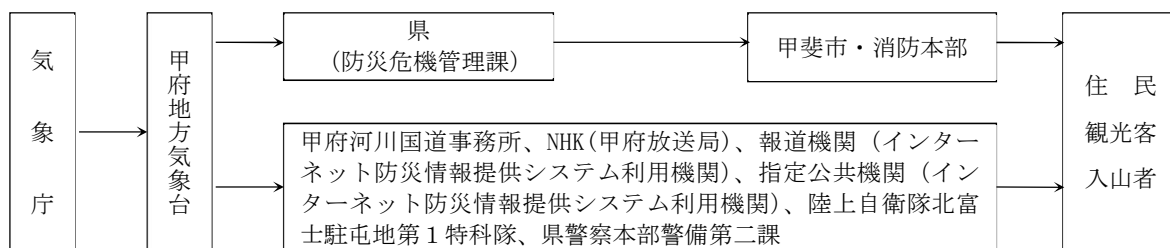
(エ) 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(オ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

(2) 伝達系統（降灰予報及び火山情報等）



第2 警報等の伝達

1 市役所部内の伝達

警報等の伝達にあっては、本庁舎内は庁内放送で、その他の施設及び機関については防災行政無線及び電話を使用する。

2 住民その他関係ある公私の団体

市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底する。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 防災行政無線
- (3) 防災行政無線メール（登録制）
- (4) エリアメール・緊急速報メール（携帯電話会社によるサービス）
- (5) 広報車
- (6) その他

第3 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報するとともに周囲の人に知らせ、早目に避難する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態の把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

(2) 地震関係

頻発地震、地割れ、山崩れ、断層等の地変現象、地鳴り等の付随現象等

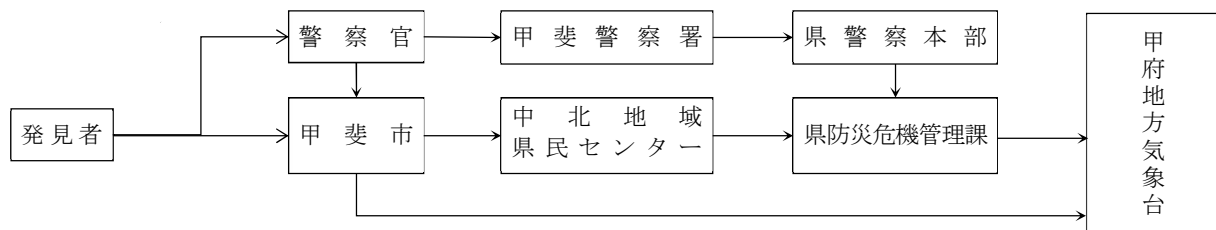
(3) 火山関係

噴煙、噴気、鳴動等の火口付近の異常、温泉、湧水、井戸等の異常

3 通報手段

加入又は公衆電話等の有線施設によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（山梨県防災行政無線等）による。

4 伝達系統



第7節 被害状況等報告計画

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の報告（以下「被害報告」という。）については、本計画の定めるところにより行う。

なお、災害対策本部が設置されない場合における被害報告については、この計画に準じて行う。

第1 被害報告についての協力

市防災会議は、その分掌事務を遂行するため必要と認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めるものとする。（災害対策基本法第21条）

第2 被害報告取扱責任者

- 被害報告は、災害応急対策の実施の基礎となるものであり、その重要性にかんがみ、被害報告取扱責任者を次のとおり定めておく。
 - ・防災危機管理監の職にある者
- 市長は、あらかじめ上記の者の職氏名を中北地域県民センターに報告しておく。（異動のあった場合も同様とする。）

第3 被害報告の系統

- 防災危機管理監は、災害が発生したときは、速やかに被害の状況及びこれに対する措置の概要を市長に報告する。
- 市長は、この報告に基づき「災害報告取扱要領」等に基づく災害報告様式により、速やかに被害の状況及びこれに対して、とられた措置の概要を知事（中北地域県民センター）に報告する。
- 報告は災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、その経過に応じて随時行うものとし、最終の報告は応急措置完了後20日以内に行う。
- 市長は、防災会議構成機関に対し、必要に応じて被害状況及び応急対策等を通報する。

第4 被害状況調査等の措置

- 被害状況の調査は、市が関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得て次のような調査を実施する。

担 当		協 力 団 体	調 査 事 項
部	調査責任者		
	防 災 危 機 管 理 班 長	消防団、防災委員、交通安全協会	他部に属さない被害、一般災害及び応急対策状況の総括
総 務 部	各 市 民 地 域 班 長	各自治会（区）長	人家、公共施設被害
市 民 生 活 部	市民戸籍班長	各施設管理者、各自治会（区）長	人家等の被害
	市民協働推進班長	各自治会（区）長	道路施設、人家等の被害
	スポーツ振興班長	各施設管理者	施設関係被害
環 境 産 業 部	環境森林班長	森林組合等	林業関係被害
	産業創造班長	商工会、事業所等の管理者等	商工関係被害
	農 政 班 長	農協等	農業関係被害、畜産被害

福祉部	福祉班長 障がい者支援班長	各施設管理者、民生委員、 児童委員、甲斐市社会福祉 協議会等	社会福祉関係、障がい者等の被害
福祉部	長寿推進班長	ケアマネジャー、看護施設 管理者等	高齢者の被害
子ども子育て 健康部	子育て支援班長	保護者会等	保育児童等の安否、保育所、児童館等の被害
まちづくり 振興部	建設班長	建設・土木業者等	公共土木施設等
	都市計画班長	各施設管理者	公園等の被害
公営企業部	上下水道 工務班長	事業者等	水道施設被害、浄化槽施設被害、断水区域 の状況、下水道施設被害
教育部	教育総務班長 学校教育班長 生涯学習文化 班長 図書館長	各学校長、保護者会、各施設 管理者等	児童・生徒等の被害、文教施設関係被害

- 2 災害の状況により、特に現地の実情を把握するため必要があるときは、各班により災害調査班を編成して被害状況を調査する。
- 3 被害が甚大のため、市において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- 4 被害状況の調査については、中北地域県民センターと密接な連絡を図り、脱漏、重複等のないよう十分留意し、異なった被害状況はその理由を検討する。
- 5 市長は、調査把握した被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を、次の「県への報告ルート」により速やかに知事に報告する。
- 6 市防災会議構成機関は、それぞれ収集した被害状況を必要に応じて市と相互に連絡する。
- 7 情報の収集・伝達にあたっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

第5 災害情報の報告等

1 県等への報告

（1）報告先

本部長は、防災危機管理監からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は「火災・災害等即報要領」に定める直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接連絡する。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

〈県への報告先〉

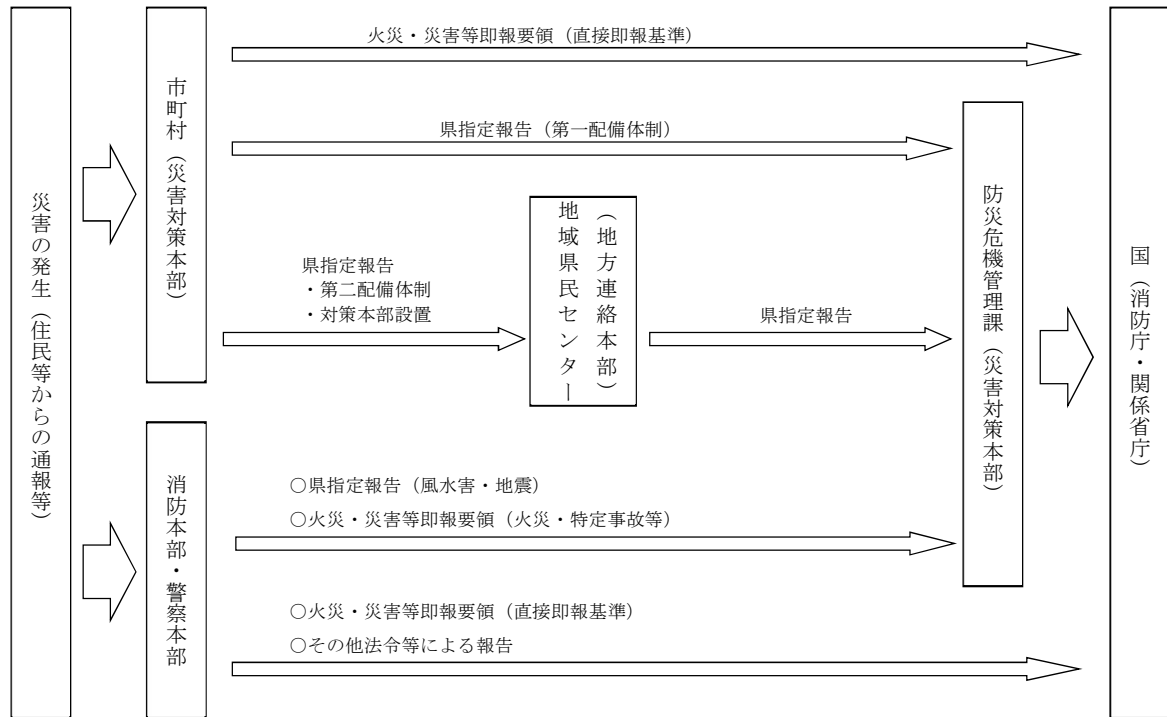
名 称	所在地	電話番号	FAX番号	県防災無線番号
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432	055-223-1439	地上系 ※9-200-2513 衛星系 #200-2513
中北地域県民センター 総務県民課	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3057	0551-23-3012	地上系 ※9-400-2020 衛星系 #400-2020

〈消防庁への報告先〉

区 分		通常時（9:30～18:15） ※消防庁応急対策室	夜間（18:15～9:30）・休日等 ※消防庁宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	916-048-500-90-49013	916-048-500-90-49102
	F A X	916-048-500-90-49033	916-048-500-90-49036

（２） 報告ルート

ア 被害状況伝達系統



イ 第一配備態勢（大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報、震度４の地震の観測）

被害区分	調査報告主体	報告ルート			
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市・県警察本部・消防本部→防災危機管理課→消防庁等 └──────────────────────────────────┐ [直接即報基準]↑			
人、建物	市	市→防災危機管理課→消防庁等			
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→防災危機管理課			
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課			
林業施設	市ほか	市ほか→森林環境総務課→防災危機管理課			
道路、橋梁、 河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ、 下水道	各管理者	管理者→ <table><tr><td>中北建設事務所</td></tr><tr><td>下水道事務所</td></tr><tr><td>ダム事務所</td></tr></table> →各主管課→治水課→防災危機管理課	中北建設事務所	下水道事務所	ダム事務所
中北建設事務所					
下水道事務所					
ダム事務所					
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課			
ライフライン	各事業者	各事業者→防災危機管理課			

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

ウ 第二配備態勢（大雨警報、洪水警報、暴風(雪)警報、震度5弱・強の地震の観測）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市・中北地域県民センター→防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準] ↑ 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
人、建物	市	市→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	市	市 { 中北保健福祉事務所→衛生薬務課→福祉保健総務課 →防災危機管理課 中北林務環境事務所→森林環境総務課 }
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市 中北林務環境事務所	市→中北林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ、下水道	各管理者	中北建設事務所 管理者→下水道事務所 →各主管課→治水課→防災危機管理課 ダム事務所 管理者 { 中北建設事務所 下水道事務所 ダム事務所 } →各主管課→治水課→防災危機管理課
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

エ 第三配備態勢（災害対策本部設置）

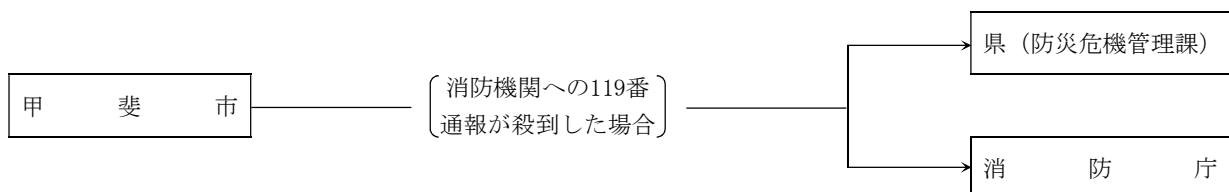
被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民・自主防災組織 事業者・管理者 市	住民等→市→地方連絡本部→県災害対策本部 →国（消防庁、関係省庁等）

オ その他の被害状況の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→産業政策課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市→教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者→私学文書課→防災危機管理課 県立学校管理者→教・総務課→防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係各管理者→教・総務課→防災危機管理課 企業局関係各管理者→企・総務課→防災危機管理課 上記以外各管理者→管財課→防災危機管理課

2 消防機関への通報殺到時の措置

市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告する。

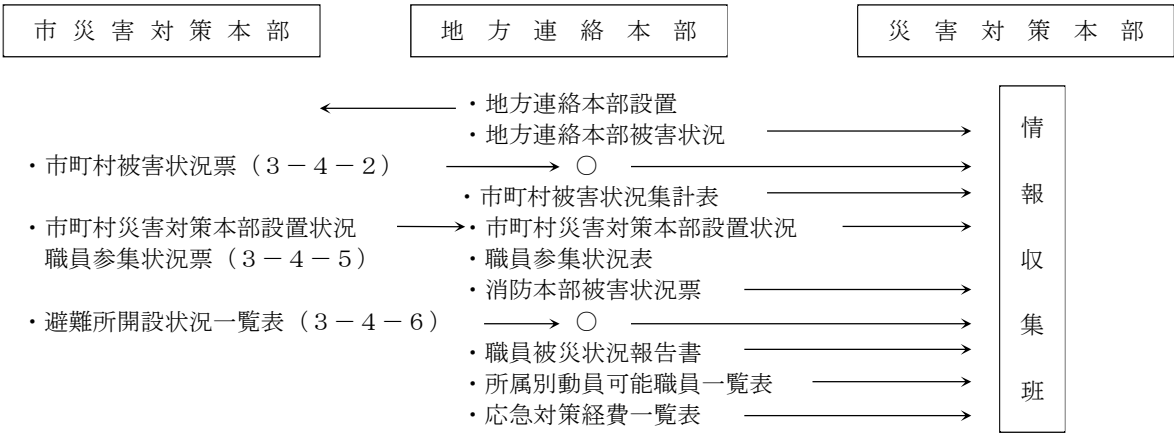


3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

4 報告の様式・種類

市は、県が定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行う。



- 資料編 ◦ 県指定に基づく被害報告様式
 ◦ 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第8節 災害広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて市民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行う。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、秘書班において行う。ただし、災害の状況に応じて各部、その他の機関において実施する。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、防災危機管理監に報告する。

第2 広報の方法

- 1 市が災害対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行う。

このうち、Ｌアラートについては、県内の関係機関とともに、効果的な情報伝達が可能となる等、運用のルールの見直しに協力する。

(1) 印刷媒体

- ア 甲斐市広報誌「広報甲斐」
- イ ポスター、チラシ、災害記録写真等

(2) 視聴覚媒体

- ア ラジオ放送
- イ テレビ放送（CATVを含む）
- ウ 有線放送
- エ 防災行政無線
- オ 市ホームページ・SNS
- カ 防災行政無線メール（登録制）
- キ エリアメール・緊急速報メール（携帯電話会社によるサービス）
- ク Ｌアラート（災害情報共有システム）

(3) 自動車による広報

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第7節「被害状況等報告計画」によるが、正確な情報収集に努め、災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集、記録する。

第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点をおいて広報を行う。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災組織、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等を実施する。特に、聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報を検討する。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の指示事項、避難路及び避難場所案内
- 3 災害情報及び防災体制

- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 住民に必要な注意事項
- 7 その他必要な事項

第5 災害用伝言ダイヤル等の周知

東日本電信電話株式会社では、電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族等に安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル 171」を開設する。また、震度6弱以上の地震等大きな災害発生時の専用サービスとして「災害用伝言板」が携帯電話各社（NTTドコモ、au by KDDI（エーユー バイ ケーディディアイ）、SOFTBANK MOBILE（ソフトバンク モバイル）、Ymobile（ワイモバイル）、UQmobile（ユーキューモバイル）、楽天mobile（ラクテンモバイル））で開設される。これらの活用方法を広報紙への掲載、市庁舎・避難所等への掲示等により、住民に周知させる。

資料編 。災害用伝言ダイヤルの利用方法

第6 住民等からの問い合わせに対する対応

- 1 必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、防災危機管理班に専用電話等を備えた窓口を設置し、対応する職員の配置等体制の整備を図る。
- 2 住民等からの情報ニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答する。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第9節 災害通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通知の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定める。

第1 災害時における通信の方法

災害時における通信は、専用通信設備を設置する機関においては専用通信設備により、その他の機関においては加入電話により行う。

この場合において、自己の専用通信設備、加入電話が通信不能となったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、他の機関が設置する専用通信施設を利用して、平常時から災害時における通信の確保を図るよう配慮しておく。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設置されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告する。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 市防災行政無線（固定系）

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

資料編 ○防災行政無線設置状況一覧

(3) 災害時用衛星携帯電話の活用

災害時の情報伝達方法の一つとして、民間活用を利用した衛星携帯電話を導入することにより、豪雨等における孤立地区の情報収集を図る。

(4) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

(5) 消防無線

西消防署、葦崎消防署や甲斐市消防団との連絡手段として消防無線を活用する。

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	longleftrightarrow	県	=	県防災行政無線電話・N T T回線
市	longleftrightarrow	消防署	=	N T T回線・消防無線
市	longleftrightarrow	警察	=	N T T回線
市	longleftrightarrow	消防団	=	N T T回線・防災行政無線（固定系）・消防無線
市	longleftrightarrow	自主防災組織	=	N T T回線・防災行政無線（固定系）・広報車
消防署	longleftrightarrow	消防団	=	N T T回線・消防無線

第2 非常・緊急通話

1 災害発生時等における通信手段の確保

(1) 災害時優先電話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらか

じめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話することができる。

第3 非常電報の利用

災害の予報又は災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。

第4 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が利用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、県が結んだ協定を準用して利用する。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定を締結した機関名は、次のとおりである。

機 関 名	連 絡 先
甲府地区広域行政事務組合消防本部	055-222-1190
甲府地区消防本部西消防署	055-276-3825
甲府地区消防本部敷島出張所	055-277-8119
峡北広域行政事務組合消防本部	0551-22-0119
韮崎消防署	0551-23-1499
韮崎消防署双葉分署	0551-28-0119
甲斐警察署 竜王交番 敷島交番 登美警察官駐在所	0551-20-0110 055-276-2002 055-277-2045 0551-28-2148

第5 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通となったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信を行う。なお、平常時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努める。

1 非常通信により通信することができる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片カナで書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及び電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

3 非常通信の料金

- (1) 東日本電信電話株式会社以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 東日本電信電話株式会社の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第6 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県が結んだ「災害時における放送要請に関する協定」を準用する。ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまもないときは、市長は直接放送局に対して放送要請を求めることができる。

資料編 ○放送要請様式

放送局名	協 定 締 結 年 月 日	電話番号及び県防災行政無線番号		申 込 窓 口
N H K (甲 府 放 送 局)	S 58. 7. 1	(055) 255-2113	058	放送部
山 梨 放 送	S 58. 7. 1	昼 (055) 231-3232 夜 (055) 231-3250 (090-1555-8222)	066	放送本部
テ レ ビ 山 梨	S 58. 7. 1	昼 (055) 232-1114 夜 080-3126-4455	067	放送部
エ フ エ ム 富 士	H2. 2. 28	(055) 228-6969	068	—

第7 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

市もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等の掲載について検討する。

県URL <http://www.pref.yamanashi.jp/>

市URL <http://www.city.kai.yamanashi.jp>

第8 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合又は市が行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、アマチュア無線局に対して協力を依頼することとし、防災訓練等を通じて収集内容、伝達先等について習熟を図り、市の情報収集体制の強化を推進する。

第9 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め、要員を確保しておく。

第10節 雪害対策計画

異常積雪時には、気象情報に注意して関係団体等に広報を行うとともに、迅速に除雪を実施して道路交通の確保を図る。

第1 気象情報の把握

降雪時には、市域の積雪状況を的確に把握するとともに、大雪注意報・警報、また今後の気象情報等に留意する。

第2 住民への広報

市は、必要により市防災行政無線等を活用して住民等に屋根の雪下ろし、道水路への雪捨て禁止等、適切な除雪の実施に関する広報を行う。

また、防災行政無線やインターネット等を活用し、情報発信を行う。

第3 除雪の実施

1 道路交通の確保

道路交通の確保を図るため、次により除雪を実施する。

(1) 除雪作業の基準

区分	除雪路線	基準	除雪作業目標
第1	1 幹線道路 (2車線道路)	・国道、県道と結ぶ主要な道路 ・地域間交通幹線で2車線の道路	2車線の幅員確保を原則とし、異常な降雪時でも、極力2車線を確保するよう努める。
	2 幹線道路 (1車線道路)	・国道、県道と結ぶ主要な道路 ・地域間交通幹線で1車線の道路	小型車がすれ違い可能な幅員確保を原則とするが、やむを得ない場合は待避所を設ける。
	3 幹線道路に接続する道路	・幹線道路(2車線道路)に接続する道路 ・学校施設周辺道路	
第2	1 生活幹線的な道路及び通学路	・宅地に接した道路のうち幹線的な道路 ・公共施設へ連絡する道路	小型車がすれ違い可能な幅員確保を原則とする。 (幅員4m未満の通学路については、小型車が通行可能な幅員を確保する。)
	2 通学路	・通学路	
	3 公共施設等の駐車場	・学校施設及び公共施設駐車場	施設管理者との協議による。

※ 異常降雪とは、30～50cm/24h程度以上の降雪をいう。

(2) 除雪の実施

市は、優先除雪道路を定め、甲斐市建設安全協議会・甲斐市管工事協同組合等の協力を得て、速やかに除雪を行う。

除雪にあたっては、甲府河川国道事務所、中北建設事務所等他の道路管理者と連携し、国道・県道・市道がネットワークできるよう、効率よく行うものとする。

実施にあたっては、防災行政無線等により市民に呼びかけ、市民と行政が一体となり協働で除雪を行う。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧

2 通学路の確保

通学路については、市教育委員会(各小中学校)を通じて、住民、特に保護者等の協力を得て、通学路を確保する。また、児童・生徒の登下校の際には、必要によっては保護者等に付き添い等の協力を依頼する。

3 公共施設の除雪

市が管理、所管する公共施設の除雪作業についても、速やかに行う。なお、甲斐市建設安全協議会・甲斐市管工事協同組合等の協力を得て行う除雪作業は、道路を最優先とするが、有余がある場合には、不特定多数のものが出入りする公共施設の駐車場の除雪作業についても、協力を得る。

第4 職員の配備体制

1 降雪時の配備基準

降雪時の職員の配備基準及び配備体制は、本章第2節第1項「職員の動員体制」によるものとする。

2 市民への情報提供

秘書班は、市民への情報提供をホームページ、SNS等の手段により、常に情報提供を行うとともに、随時更新を行う。

3 除雪資機材等の確保

除雪は、甲斐市建設安全協議会・甲斐市管工事協同組合等の協力を得て実施するものとするが、除雪作業に対応するため、事前に建設業者等の担当区分及び建設資機材の保有状況、緊急連絡先等について把握しておく。

第5 自治会（自主防災組織）の取り組み

1 自治会（自主防災組織）の役割、活動

- (1) 積雪が15cm以上の場合、各住民が人家等の出入口の確保、ゴミステーション周辺及び自宅周辺道路の除雪に可能な限り協力する。
- (2) 積雪が40cm以上の場合、各住民が自宅周辺から主要路線までの除雪に可能な限り協力する。
- (3) ひとり暮らし世帯や高齢者、障がい者、母子世帯等に対し、安否確認等を行い、必要に応じて支援を行う。
- (4) 除雪後の凍結防止等のため、道路への雪出し、水路や側溝等への雪の投棄を行わないよう呼びかける。
- (5) 地域において雪かきボランティアを募り、除雪に可能な限り協力する。

2 山間地区の積雪状況等の情報収集に、デジタル簡易無線機を活用する。

第6 降雪対応マニュアル

その他、詳細は降雪対応マニュアルを作成し定め、随時見直しを行うものとする。

第 1 1 節 消防計画

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第 1 組織

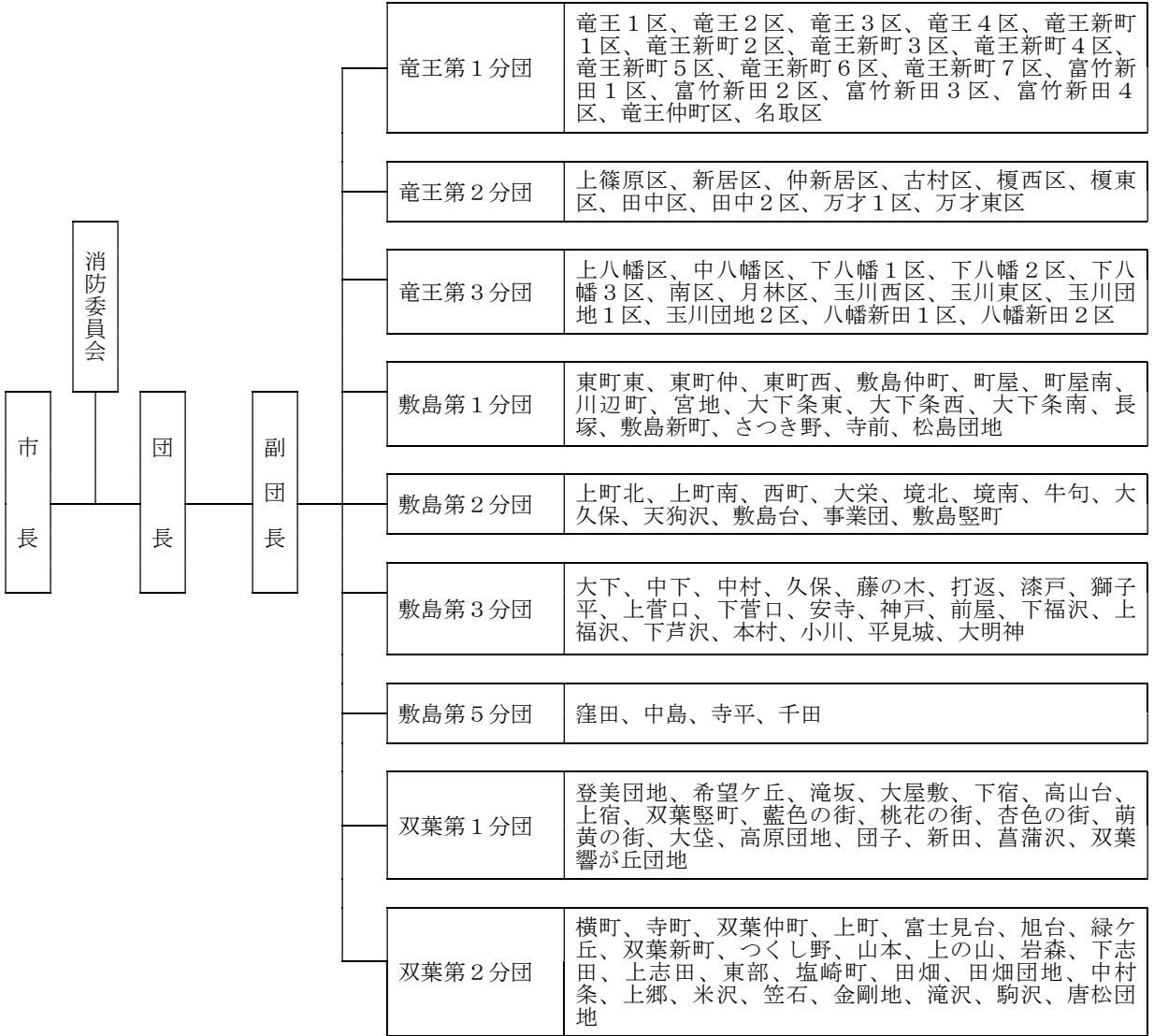
1 甲府地区消防本部西消防署及び峡北消防本部韮崎消防署

本市に常備消防として、甲府地区消防本部西消防署が設置され、西消防署を本署とする敷島出張所が置かれている。双葉地区の常備消防については、峡北消防本部韮崎消防署が行っており、韮崎消防署双葉分署が置かれている。また、地域消防・防火の核として消防団が設置されており、火災の初期鎮圧、未然防止及び緊急・救助の業務を行っている。

2 甲斐市消防団

本市の消防団は現在10分団で編成されている。しかしながら、市外通勤者の増加等により昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めなければならない。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、再編成を行っていくとともに教育訓練の充実・強化を推進していく必要がある。なお、分団及び担当地区は次のとおりである。



第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防計画及び峡北広域行政事務組合消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防団員の招集

1 非常招集

- (1) 大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。
- (2) 団員については、団長から副団長、各分団長を通じてN T T回線、防災行政無線及び消防無線で伝達する。その他、防災メールを活用する。
- (3) 団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

団員は、各部詰所に集結すること。

第4 火災防ぎょ計画

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は一般の防ぎょ計画では万全を期しえられないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、一般防ぎょ計画を基礎としていかなる火災の事象にも応じられるよう、次の事項に留意して計画を樹立する。

(1) 消防団

消防ポンプ車の運用について、最少出動要員を消防詰所等に待機させ出動の迅速を図る。

2 応援協定による相互応援等

火災等の災害発生時には、甲府地区広域行政事務組合及び峡北広域行政事務組合の各市町、また、友好都市との協定に基づいて応援を要請し、被害を最小限度に防止する。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧

3 災害防ぎょに関する措置

- (1) 消防組織法第43条による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を図る。
- (2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接市町の消防機関が市を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておく。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みが立たない場合には、協定市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を樹立する。

(1) 応援部隊の集結場所の指定

- ア 応援部隊の集結場所を指定する。
- イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

- ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
- イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれがある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域ごとに区画し、計画を樹立する。

(1) 危険区域の設定要件

設定要件は、

- ア 道路地形及び水利の状況
- イ 公園、空地、路面の有無
- ウ 建築物の粗密及びその構造の種別
- エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無

等であって、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を樹立しておく。

(2) 防ぎよ計画の設定要件

- ア 出動部隊数
- イ 各部隊の到着順ごとの水利統制
- ウ 各部隊の進入担当方面
- エ 使用放水口数及び所要ホース数

オ 避難予定地及び誘導方法並びに人的危険発生のおそれがある箇所における人命救助方法（地域内の危険区域図並びに説明書を作成する。なお、危険区域図には、消防車、人員、その他必要事項を記入し活用便を図る。）

6 消防水利の統制計画

各地区ごとに、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水压等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を、次により樹立する。

- (1) 平常時の統制計画
- (2) 減水時の統制計画
- (3) 断水時の統制計画

7 飛火警戒計画

飛火によって、第二次及び第三次の火災が続発し、大火を導引するおそれがある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛消防隊の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるように計画を樹立する。

(1) 飛火警戒隊の編成

ア 飛火警戒隊（編成は所定防ぎよ部隊以外の予備部隊、このほか風下方面の自衛消防隊）

飛火警戒隊は、飛火によって第二次、第三次の火災が発生したとき出動防ぎよする。

イ 飛火巡ら隊（消防団若しくは自衛消防隊）

飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛消防隊等と飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれがある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

(3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見に充てる。

イ 自衛消防隊には、小型ポンプ、バケツ、火たたき等を携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に

配置する。

8 防ぎょ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎょ手段により難しい場合に应付するための計画で、次の事項を考慮して樹立する。

(1) 防ぎょ線の種別

- ア 大防ぎょ線 大火災を防止する延焼阻止線
- イ 中小防ぎょ線 火焰、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎょ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

- ア 地形、水利状況
- イ 道路、公園、空地の有無
- ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無
- エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎょ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

- ア 所要部隊の配置と担当方面の指定
- イ 応援部隊の集結場所の指定
- ウ 各隊のとるべき水利と誘導方法の指定
- エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防ぎょ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎょ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

第5 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

市長又は甲府地区広域行政事務組合消防本部及び峡北広域行政事務組合消防本部各消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

2 林野火災防ぎょ計画の樹立等

市長又は消防長は、林野火災防ぎょにあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎょ計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずる。

- (1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）
- (2) 出動順路及び防ぎょ担当区域
- (3) 携行する消防資機材
- (4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- (5) 隊員の安全確保
 - ア 気象状況の急変による事故防止
 - イ 落石、転落等による事故防止
 - ウ 進入、退路の明確化
 - エ 隊及び隊員相互の連携
 - オ 地理精通者の確保

カ 隊員の服装

- (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- (7) 防火線の設定
- (8) 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤及び資機材等の確保
- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関（峡北森林組合、近隣市町及び電力会社等）との連絡方法

3 資機材整備計画

本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第2章第5節「消防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努める。

第12節 原子力災害応急対策計画

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（山梨県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 警戒事態発生後

警戒事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報提供を行う。

2 施設敷地緊急事態発生後

施設敷地緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況等について情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民への情報提供を行う。

3 全面緊急事態発生後

全面緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報提供を行う。

第2 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害による県外から山梨県内への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、県と協議のうえ、一時的に避難所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表1の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本市に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供にあたっては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮する。

2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に対する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置をとる。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

表1 屋内退避又は避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転※4させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

第4 飲料水・飲食物の摂取制限

- 市は、県が行う緊急時モニタリングの結果により汚染水減の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の要請を受けたときは、必要な措置をとるとともに、住民に対して速やかに情報提供を行う。
- 県から要請を受けたとき、又は必要と判断したときは、汚染農畜産物の採取禁止、出荷制限等の措置をとる。

表2 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射線ヨウ素
飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000Bq/kg

対 象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	500Bq/kg

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種
飲料水	1 Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	10Bq/kg

対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	100Bq/kg

（「原子力災害対策指針」）

第5 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置等メンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

市は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、市民の健康対策を支援する。

第6 住民等への的確な情報伝達活動

市は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第7 風評被害等の影響への対策

市は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第8 除染活動の実施・支援

事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある地域では国、追加被ばく線量が年間1～20ミリシーベルトの地域では市が主体となって除染を行う。

追加被ばく線量が年間1～20ミリシーベルトの地域については、市が「市町村による除染実施ガイドライン」（環境省）に基づき、汚染の状況や住民のニーズに応じた除染計画を策定し、計画的な除染を行う。

第13節 緊急輸送計画

災害時に、被災者の避難及び災害応急対策要員の輸送並びに災害応急対策等に要する緊急物資の輸送を迅速かつ的確にするため、次により実施する。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村、県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

人員、資材及び物資の輸送にあたり、次の方法のうち、最も適切な方法によって行う。

- 1 自動車等による輸送
- 2 航空機による輸送
- 3 電車による輸送
- 4 人夫等による輸送

第3 輸送力の確保

- 1 自動車等による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市の車両等
- イ 公共団体の車両等
- ウ 営業用の車両等
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、総務部総務班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは総務部総務班に依頼する。

総務部総務班は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行う。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第14節「交通対策計画」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部総務班は直ちに市内の公共的団体に属する自動車又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、協定締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、必要により他市町村、県又は協定締結事業者等に調達斡旋を要請する。

資料編	○ 公用車両一覧 ○ 災害時相互応援協定一覧
-----	---

- 2 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合等、ヘリコプターによる輸送が適切であると

判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。また、ドローンの活用についても検討する。

3 電車等による輸送

自動車による輸送が不可能であるか、又は電車等により輸送することが適当なときは、これによるものとする。

なお、ＪＲにより輸送する場合は、「ＪＲ貨物運賃割引の適用基準」を参考とする。

4 人夫等による搬送

前各号による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げるなどして人夫等による搬送を行うものとする。輸送のための労力の確保は、本章第32節第11「労働力確保計画」の定めるところによる。

第4 緊急輸送道路の確保

1 基本方針

- (1) 道路管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急輸送道路を確保する。
- (2) 緊急輸送道路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。
- (3) 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。
- (4) 道路管理者は、災害が発生した場合には災害対策基本法第76条の6の規定により、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が出るおそれがあり、かつ、緊急通報車両の通行を確保するため必要な措置をとることができる。

2 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

3 緊急輸送道路の確保

市は、災害時に迅速かつ効率的な緊急輸送が行えるよう、甲府河川国道事務所、山梨県中北建設事務所等と連携し、甲斐市建設安全協議会等の協力を得て、市域の県指定緊急輸送道路及び市の重要路線（次に示す市の防災活動拠点を結ぶ市道）を優先して道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を図る。

なお、市が管理する道路において、以下に掲げる場合には自ら車両移動の措置をとることができる。

- ・車両の移動を命ぜられた運転手が当該措置をとらない場合
- ・車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができない場合
- ・市が道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

また、放置車両の運転者その他の物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができる。

さらに、状況によっては、迂回路を設置し、緊急輸送を行う。

〈市の防災活動拠点〉市庁舎（各支所）、各消防署、指定避難場所、防災備蓄倉庫、ヘリコプター
主要発着所、その他防災上重要施設

資料編 ◦ 市内緊急輸送道路一覧（県指定） ◦ 災害時相互応援協定一覧
--

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ◦ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第14節 交通対策計画

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

- (1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておく。
また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災組織から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、都市建設部建設班及び生活環境部各地域班が道路の被害状況を調査する。
- (2) 建設班及び各地域班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報する。
- (3) 市本部は、建設班及び各地域班等から収集した情報を甲斐警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報の共有に努める。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては甲斐警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図る。

資料編 ○甲斐市建設安全協議会会員名簿

第2 交通規制対策

1 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実 施 責 任 者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 市 事 長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公 安 委 員 会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条、 道路交通安全法第4条第1項
	甲 斐 警 察 署 長	道路交通安全法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通安全法第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通安全法第6条第4項

2 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を都市建設部長に指示して行い、甲斐警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

3 甲斐警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

- (1) 甲斐警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送道路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施する。
- (2) 公安委員会は規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれがある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車両等の移動を命ずることができるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれがある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれがある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(4) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、異常気象時及び道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止するため、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、甲斐警察署長に通知し、併せて市ホームページ上の交通情報を更新する。

資料編 ○異常気象時における道路通行規制区間

5 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにする。

- (1) 規制の対象
- (2) 規制する区間
- (3) 規制する期間

6 交通規制の標示

- (1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が必要な指示をすることができる。

- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号)に定められた標識等を設置して行う。

7 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
迂 回 路 線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認しうるように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行、災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
- ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急交通路の通行を認める車両の分類

- (1) 緊急通行車両(災害対策基本法施行令第32条の2)

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

※ 第一局面＝大規模災害発生直後

- (2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの。(アの車両を除く。)

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

ア 自動車番号標（ナンバープレート）により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。）

（ア） 自衛隊車両等（＝災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

（イ） 大型貨物自動車、事業用自動車等

◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕がみられる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。

※ 第二局面＝交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

イ ア以外の車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は必要）

（ア） 規制除外の事前届対象となる車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（イ） 規制除外の事前届対象とならない車両

◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両

- 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- 路線バス・高速バス
- 霊柩車
- 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

※ 搬送する物資の例

- ・医薬品、医療機器、医療用資材等
- ・食料品、日用品等の消費財
- ・建築用資材
- ・金融機関の現金
- ・家畜の飼料
- ・新聞、新聞用ロール紙

2 緊急通行車両の確認

（１） 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、甲斐警察署及び交通検問所等において実施する。

（２） 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあ

らかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については、車両を管理する各課において事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておく。

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の指示に従事するもの
- イ 消防その他の応急措置に従事するもの
- ウ 救助、救護及びその他保護活動等に従事するもの
- エ 防災に係る施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- オ 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
- カ 緊急輸送の確保に従事するもの
- キ 応急復旧資材その他の物資の確保、保健衛生に関する措置、その他必要な体制の整備に従事するもの

(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

イ 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章及び証明書が交付される。

資料編 ◦緊急通行車両の標章
 ◦緊急通行車両確認証明書

ウ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示する。

3 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 緊急出動の取扱い

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときには、以下のとおりとする。

(山梨県道路公社の場合)

通行車両の責任者が作成した右の表示を添付した車両を無料とする。

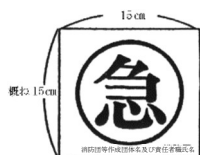
(中日本高速道路(株)八王子支社の場合)

ア 山梨県は、中日本高速道路(株)八王子支社に速やかに災害派遣等従事車両の取扱いについて協議を行う。

イ 中日本高速道路(株)災害派遣等従事車両の取扱いの回答に基づき、山梨県の災害派遣命令者は「災害派遣等従事車両証明書」の発行を行う。

ウ 災害派遣等従事車両証明書を携帯する車両は、入り口では通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止した後に証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取扱いを受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合①通行区間（道路名、

流出・流入IC)、②車両番号、③通行車の所属機関、氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日料金所に提出するものとする。

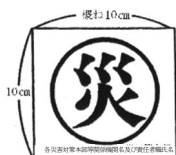


(通行車両の責任者が作成して貼付する。)

(2) 災害復旧等の出動の取扱い

ア 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、中北地域県民センター、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。

イ 申し出を受けた関係機関は、山梨県道路公社（055-226-3835）に速やかに通報する。



通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とする。(通行車両の責任者が作成して添付する。)

ウ 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。

エ 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した表示を添付する。

オ 中日本高速道路(株)八王子支社が管理する道路の場合は、「(1) 緊急出動の取扱い」と同様とする。

第15節 災害救助法による救助

市における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合は、知事に対し、同法の適用を要請し、必要な救助を実施する。

災害発生後、迅速に災害救助法が適用され、救助活動が円滑に実施できるように、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口について明確にし、併せて、担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。

〈役割分担〉

応急対策項目		担当	分担内容
1 災害救助法の適用	実施機関	知 事	法定受託事務として災害救助法による救助を行う。
		市 長	災害発生の都度、知事からの通知に基づき、救助を行う。
	経費の支弁、負担	県	救助に要する費用を負担弁償する。
		国	災害救助費が100万円以上となる場合、当該災害救助費の額に応じ負担する。
2 被害の認定基準		市	被害の認定を「被害程度の認定基準」により適正に行う。
3 災害救助法の適用申請		市 長	知事に対して、災害救助法の適用を申請する。 住家滅失認定に時間を要する場合、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。 災害救助法が適用された場合は、各部長にその旨を通知する。
4 救助の実施		市	災害救助法の範囲内で救助を実施する。
5 救助活動の記録と報告		市	救助の実施状況を取りまとめ、市長に報告する。
		市 長	本市の救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

第1 災害救助法の適用

- 1 災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、その都度の通知に基づき、市長は救助を行う。

- 2 県の支弁及び負担

- (1) 県の支弁及び負担

救助に要する費用は、県がこれを負担弁償する。

- (2) 国庫負担

県が支弁した災害救助費が100万円以上となる場合においては、国庫は、当該災害救助費の額に応じ負担する。

- 3 災害救助法の適用基準

本市における災害基準法の適用基準は次のとおりである。

- (1) 住家の全焼、全壊等で滅失した住家の世帯数が80世帯以上の場合
- (2) 滅失世帯数が、(1)の基準には該当しないが、県下の滅失世帯数が1,000世帯数以上で、本市における滅失世帯数が40世帯数以上の場合
- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上で、本市における被災世帯が多数の場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救助が著しく困難な特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合

第2 被害の認定基準

- 1 災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、資料編に掲げる「被害程度判定基準」により行

う。

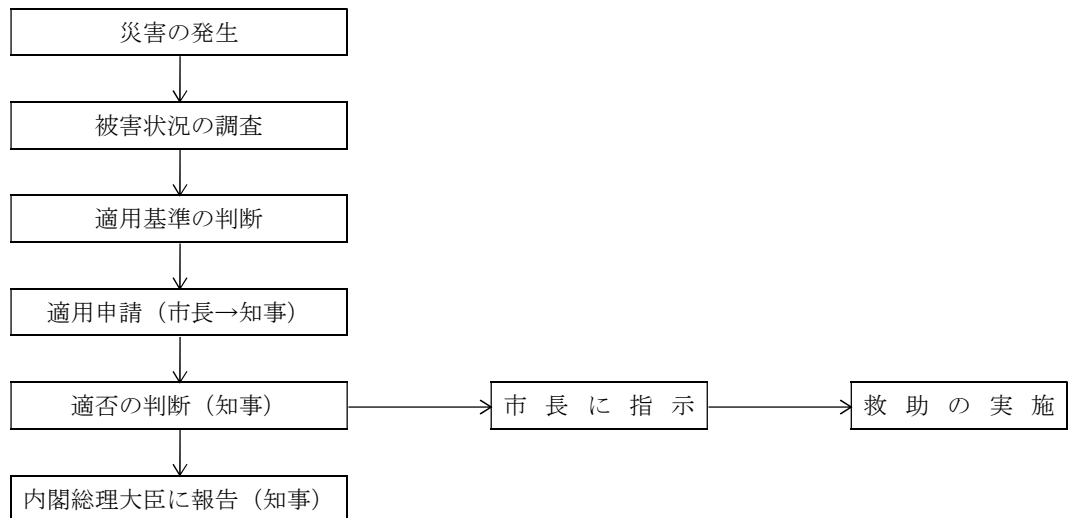
- 2 各関係機関との緊密な連携のもと被害の認定を適正に行う。

資料編 ○被害程度判定基準

第3 災害救助法の適用申請

- 1 市長は、被害状況の結果に基づき、災害による被害が災害救助法適用基準に該当する場合、又は該当すると予測される場合は、知事に対して、災害救助法の適用を申請する。
- 2 市長は、災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。

〈対策のフロー〉

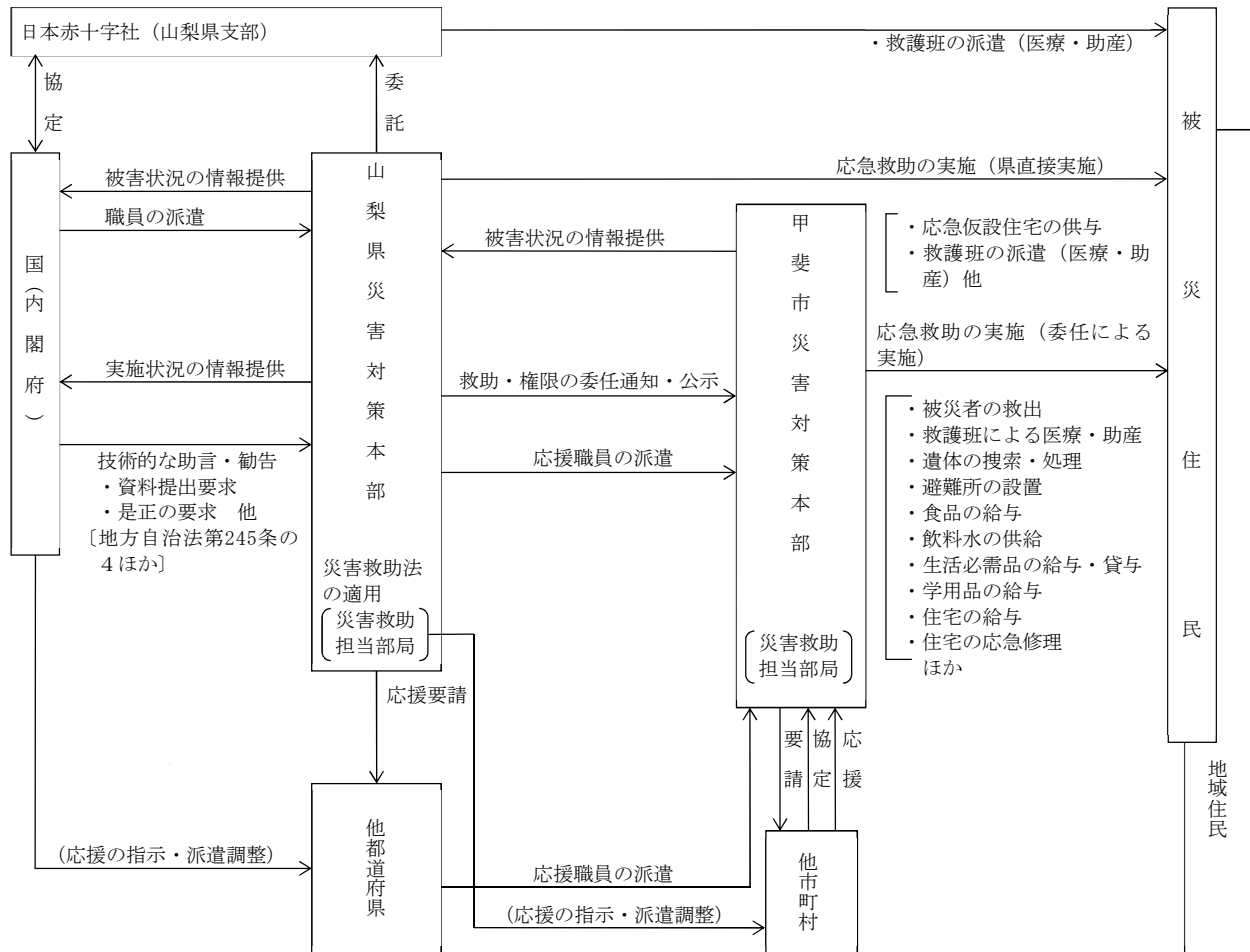


第4 救助活動の記録と報告

- 1 所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、市長に報告する。
- 2 市長は、救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

第5 災害救助法による応急救助の実施

応急救助の実施は、およそ次のとおりである。



第6 災害救助法による救助

1 避難

（1）避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

（2）避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

（3）避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

（4）開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

（5）費用

1人1日当たり330円以内（天幕借り上げ料、便所設置費等、全ての経費を含む）

2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

（1）応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅供与の対象者

- (ア) 住宅が全壊又は流出した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 建設型仮設住宅

(ア) 敷地

原則として、公有地を利用する。

(イ) 規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

(ウ) 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり571万4千円以内の額とする。

(エ) 着工期限

災害発生の日から20日以内に着工する。

(オ) 供与期間

2年以内とする。

ウ 賃貸型仮設住宅

(ア) 規模

世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準ずる。

(イ) 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

(ウ) 供与期間

2年以内とする。

エ その他

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

資料編 ○仮設住宅建設予定地

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者等

基 準	費 用	応急修理の期間	修理の規模	備 考
・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	1世帯当たり 平均595千円以内	災害発生の日から1か月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 平均300千円以内			

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

ア 避難所に収容された者

イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者

ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,160円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

4 飲料水の供給

(1) 対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる費用

水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費

(3) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

5 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

（単位：円）

被害状況	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	, 40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

6 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他治療及び施術

- ・病院又は診療所への収容 ・看護

(4) 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

7 助 産

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死者及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

分娩の介助・分娩前後の処置・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

8 救 出

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借り上げ費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内

9 障害物の除去

(1) 対 象

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。

ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。

エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生の日から10日以内	1世帯当たり137,900円	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借り上げ費、輸送費及び人夫賃等

10 死体の捜索

(1) 捜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 捜索期間 災害発生の日から10日以内

- (3) 費用 搜索のための機械器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費等

11 死体の処理

- (1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

- (2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

- (3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

- (4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,500円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借り上げ料 既存建物が利用できない場合、借り上げ料1体当たり5,400円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

12 死体の埋葬

- (1) 死体の埋葬を行うとき。

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

- (2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

- (3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

- (4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体当たり215,200円以内	1体当たり172,000円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

13 学用品の給与

- (1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教育委員会届出、又はその承認を受けて使用している教材実費 (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童1人当たり 4,500円以内 中学校生徒1人当たり 4,800円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒1人当たり 5,200円以内

14 輸 送

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

ア 被災者を避難させるため、市長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送

イ 重傷患者及び救護班の仮設する診療所への患者の移送

ウ 飲料水の輸送及び飲料水確保のための必要な人員、機械、器具、資材の輸送

エ 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

オ 死体捜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間以内

救助の実施が認められる場合	そ の 期 間	備 考
罹 災 者 の 避 難	定めていないが1日位	
医 助 療 産	災害発生の日から14日以内 分娩した日から 7日 "	
罹 災 者 救 出 給	災害発生の日から3日 "	
飲 料 水 の 供	" 7日 "	
物 資 の 輸 送 配 分	" 15日 "	(教科書以外の学用品)
	" 1箇月 "	(教科書)
	" 10日 "	(被服、寝具)
	" 7日 "	(食料、調味料)
	" 14日 "	(医薬品)
死 体 の 捜 索	" 10日 "	
死 体 の 処 理	" 10日 "	

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

第7 災害救助事務手順

本表は、市における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したもので、あくまでも、一般的な例なので、災害の規模や市の救助体制に応じて、実施順序や実施内容に変更が生じる場合がある。

段階	実 施 事 項	内 容	留 意 事 項
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 管理運営マニュアル作成	福祉避難所の設置に配慮
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者を置く。	調査班の編成

		2 市内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	
災害発生直後	被害の状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 役所の地区担当責任者の出動、調査班による調査 被災世帯調査原票（様式4）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助 被災世帯の集計 ・世帯別被害調査表（様式2）の作成 ・地区別被害状況調査表（様式1）の作成	
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報 市→防災危機管理課 ○地区別被害状況調査表、世帯別被害調査表 市→健康福祉部→福祉保健総務課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○被害状況即報 市→地方連絡本部→県災害対策本部（地域県民センター） ○地区別被害状況調査表、世帯別被害調査表 市→健康福祉部→福祉保健総務課 ※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び福祉保健総務課へ報告	
災害救助法適用後・第一段階	災害救助法の適用要請	市→健康福祉部→福祉保健総務課	まず、電話、FAX等で行い、改めて文書を提出
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	概要を電話、FAX等で報告
	被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借り上げ	
	炊き出しその他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊き出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握	
	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械、器具の借り上げ	
	医療・助産	救助班の派遣要請等 県医療救護対策本部（医務課、保健所）への医療救護班の派遣要請等 救助班によらない医療の実施 1 中巨摩医師会及び北巨摩医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
	死体の搜索	1 機械・器具の借り上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	
	死体の処理	死体安置所の確保、処理の実施	
	埋葬	1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨壺代支給	
	法適用後・第二段		
法適用後・第二段	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	
	被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与	
	学用品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与	
	障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画	

段階	義援金受付開始	受付窓口の設置等	
災害救助法適用後・第三段階	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書報告	
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定→敷地の確保→工事施行	
	住宅の応急修理	対象世帯選定→実施計画→大工左官等雇上	業者委託も可
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	
	確定報告	文書報告	

第8 災害救助法による報告事項及び書類整備

区分	報告事項	書類整備
避難所設置 (市長公室) (総務部) (財政部) (市民生活部) (福祉部) (こども子育て健康部) (会計部) (議会部)	1 避難所開設の日時、場所 2 箇所数及び収容人員 3 開設期間の見込み 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式5) 4 避難所設置及び収容状況 (様式6) 5 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
炊き出しその他 食品の給与 (教育部)	1 炊き出し開始、終了報告 2 炊き出し場所、数 3 炊き出し場所別給与人員 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式5) 4 炊き出し給与状況 (様式8) 5 購入代金等支払証拠書類 6 食品給与のための物品受払証拠書類
飲料水の供給 (公営企業部)	1 供給地区、対象人員、供給水量供給方法 2 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式5) 4 飲料水の供給簿 (様式9) 5 支払関係証拠書類
医療・助産 (こども子育て健康部)	1 救護班の派遣の必要性 2 救護班の開始、終了報告 3 診療人員及び実施状況 4 診療名簿 (医療機関ごとに受診者名、診療内容、診療期間、費用概算額等) 5 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況 (様式5) 3 救護班活動状況 (様式11) 4 病院診療所医療実施状況 (様式12) 5 報酬に関する証拠書類 6 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類 7 助産台帳 (様式13)
救出 (消防部)	1 救助の実施状況報告 2 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式5) 4 被災者救出状況記録簿 (様式14) 5 救出費用支払及び物品関係証拠書類
被服・寝具その他生活必需品の給・貸与 (教育部)	1 世帯構成員別被害状況 2 給与状況報告 (完了報告) 3 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況 (様式5) 3 物資の給与状況 (様式10) 4 救助物資受領書

		5 救助物資給与関係調達、支払証拠書類
応急仮設住宅 (まちづくり振興部)	1 入居該当者の報告(選考委員会により選考) 2 設置戸数、箇所 3 着工(竣工)報告 4 特別基準設定を必要とする場合 5 供与期間経過後はその処分方法	1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況(様式5) 3 応急仮設住宅台帳(様式7) 4 応急仮設住宅用地賃借契約書 5 建築工事(契約書、設計書、仕様書等)関係書類 6 建築工事代金等支払証拠書類
死体の捜索 (消防部)	1 捜索状況報告 2 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況(様式3) 3 救助の種目別物資受払状況(様式5) 4 死体捜索状況記録簿(様式18) 5 捜索費用支払及び物品関係等証拠書類
死体の処理 (市民生活部)	1 死体の処理の実施状況 2 死者の名簿(住所、氏名、死因、死亡日時、場所等) 3 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況(様式3) 3 救助の種目別物資受払状況(様式5) 4 死体処理台帳(様式19) 5 死体処理費支払関係証拠書類
埋葬 (市民生活部)	1 埋葬救助の実施状況報告 2 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況(様式3) 3 救助の種目別物資受払状況(様式5) 4 埋葬台帳(様式17) 5 埋葬費支払関係証拠書類
障害物の除去 (まちづくり振興部)	1 障害物除去対象数 2 障害物除去実施状況 3 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況(様式3) 3 救助の種目別物資受払状況(様式5) 4 障害物の除去状況(様式20) 5 除去のための工事(契約書、仕様書等)関係書類 6 除去費支払関係証拠書類
住宅の応急修理 (まちづくり振興部)	1 住宅応急修理の該当者の報告(民生委員の意見、生保の資産調査を参考に該当者を決定) 2 修理戸数 3 着工及び竣工報告 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況(様式3) 3 救助の種目別物資受払状況(様式5) 4 住宅応急修理記録簿(様式15) 5 修理のための工事(契約書、設計書、仕様書等)関係書類 6 工事代金等支払関係証拠書類
学用品の給与 (教育部)	1 学年別被災児童・生徒数の報告(被災者名簿と学籍簿と照合のうえ被害別、学年別に給与対象人員を把握し集計) 2 支給状況の報告(小、中学生別に1人当たり配分計画表を作成する。) 3 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況(様式3) 3 学用品の給与台帳(様式16) 4 学用品購入関係支払証拠書類 5 備蓄物資払出証拠書類
応急救助のための輸送 (総務部)		1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況(様式5) 3 輸送記録簿(様式21) 4 輸送費関係支払証拠書類
応急救助のための賃金職員等雇上げ (総務部)		1 救助実施記録日計表 2 賃金職員等雇上台帳(様式22)

資料編 ○各種救助による様式
○山梨県災害救助法施行細則(別表)

第16節 避難計画

災害のため被害を受け、又は受けるおそれがある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難誘導体制の整備

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達分の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にしてその対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

1 避難基準の設定

市は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じ見直す。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

なお、市の避難指示等の判断・伝達にあたっては、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を基本に行う。

2 高齢者等避難情報発令体制の確立

市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位その他情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の住民に避難指示を発令する準備に入ったことを知らせる高齢者等避難情報を発令する体制の確立に努める。

3 避難基準

河川の氾濫による水害や大雨による土砂災害による避難基準を次表のとおり定める。

・洪水予報河川及び水位周知河川

河川名	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
釜無川	次の1～5のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）	次の1～6のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）	次の1～4のいずれか1つに該当する場合に発令する (災害が切迫) 1 船山橋水位観測所の水位が、「氾濫する可能性の

	である2.00mに到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 2 洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.20mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	である2.20mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2 船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.20mに到達していないものの、船山橋水位観測所の水位が「氾濫する可能性のある水位」である3.12mに到達することが予想される場合 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 5 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近又は通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	ある水位」である3.12mに到達した場合 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（洪水予報の氾濫発生情報、水防団等からの報告により把握できた場合）
塩 川	次の1～5のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.10mに到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予想が発表されている場合 2 洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.50mに到達する予測が発表されている場合 3 金剛地水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である6.70mに到達した場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明	次の1～5のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.50mに到達した場合 2 金剛地水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である6.90mに到達した場合 3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近又	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する （災害が切迫） 1 水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（洪水予報の氾濫発生情報、水防団等からの報告により把握できた場合）

	け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	は通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	
荒 川	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 貢川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.40mに到達した場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	次の1～5のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 荒川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.00mに到達した場合 2 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 3 荒川ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近又は通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する （災害が切迫） 1 水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
貢 川	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 貢川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.40mに到達した場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	次の1～5のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 貢川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.70mに到達した場合 2 沖田橋水位観測所の水位が危険水位である-1.25mに到達し、次の①又は②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 貢川の洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ② 水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する （災害が切迫） 1 水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

		予想される場合（夕刻時点で発令） 5 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近又は通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	
--	--	---	--

・その他河川

河川名	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
六反川 東 川 亀沢川 坊沢川	次に該当する場合に発令する 1 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	次の1～4のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 当該河川の水位観測所の水位が危険水位（六反川…中村条橋観測所・-1.21m、東川…東川観測所・-0.62m、亀沢川…仙久保橋観測所・-1.99m）に到達し、次の①又は②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川の洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ② 当該河川の水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近又は通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	次の1～4のいずれか1つに該当する場合に発令する （災害が切迫） 1 当該河川の水位が背後地盤高（又は堤防天端高）に到達した場合 2 当該河川の洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 3 越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

・大雨による土砂災害

高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
次の1～4のいずれか1つに該	次の1～5のいずれか1つに該	次の1～3のいずれか1つに該

当する場合に高齢者等避難避難準備情報を発令する 1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 3 高齢者等避難の発令が必要となる台風が夜間から明け方に接近又は通過すると見込まれる場合（夕刻時点で発令） 4 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが見込まれる場合	当する場合に避難指示勧告を発令する 1 土砂災害警戒情報が発表された場合（ただし、今後の気象予想や降水短時間予報等で、さらに降雨が予想される場合） 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降水を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過すると見込まれる場合（夕刻時点で発令） 4 避難指示の発令が見込まれる状況で暴風警報が発表された場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう速やかに発令すること） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）があり、被害が発生する恐れが確認された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準1～2又は4に該当する場合は、躊躇なく発令する	当する場合に緊急安全確保を発令するものとする。 1 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」となった場合（災害発生を確認） 3 土砂災害の発生が確認された場合
---	--	--

このほか、避難行動要支援者に対して避難の準備を促すため、以下の基準により情報提供を行う。

- (1) 塩川、釜無川、富士川の水位が「水防団待機水位」に達することが予想されるとき。
- (2) 洪水注意報が発表されたとき。
- (3) 大雨注意報が発表されたとき。

第2 実施責任者

避難の指示等を行うことができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的の実施責任者である市長を中心として相互に連絡を取り、住民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

実 施 責 任 者	災 害 の 種 別	報 告 先	根 拠 法
市 長（指示）	災 害 全 般	知 事	災害対策基本法第60条
知 事（指示）	〃	市 長	災害対策基本法第60条
警 察 官（指示）	〃	市 公 安 委 員 会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた県職員（指示）	洪水、地すべり	警 察 署 長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）（指示）	洪 水	警 察 署 長	水防法第22条
自 衛 官（指示）	災 害 全 般	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

第3 避難の指示等

避難の指示等をしたとき、又は避難の必要がなくなったときの報告及び通知等は、次によって行うものとする。

1 市長の指示

- (1) 次のときは知事に報告する。
 - ア 避難の指示をしたとき。
 - イ 立ち退き先の指示をしたとき。

ウ 避難の必要がなくなったとき。

エ 警察官が避難の指示をしたときで、市長に通知があったときは、前各号を準用する。

(2) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

2 知事の指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

3 水防管理者（市長）の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、甲斐警察署長に速やかに通知する。

4 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立ち退き又はその準備を指示するものとする。この場合、甲斐警察署長に速やかに通知するものとする。

5 警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立ち退きを指示することができるものとする。この場合、その旨を市長に速やかに通知するものとする。

6 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいるときは、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させるものとする。

第4 警戒地区の設定

1 市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。

3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令等を実施しなければならない。

第5 避難の指示の一般的基準

河川の氾濫による水害及び大雨による土砂災害以外の避難の指示の一般的な基準は、以下のとおりとする。

一般的基準
○避難の必要が予想される各種気象警報が発表されたとき。 ○爆発のおそれ又はガスの流出拡散等により、周辺地域の住民に危険が及ぶと予想されるとき。 ○延焼火災が急速に拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。 ○県知事から避難についての指示の要請があったとき。 ○その他住民の生命及び身体を災害から保護するため、必要と認められたとき。

第6 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあつて全ての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の指示を行う。

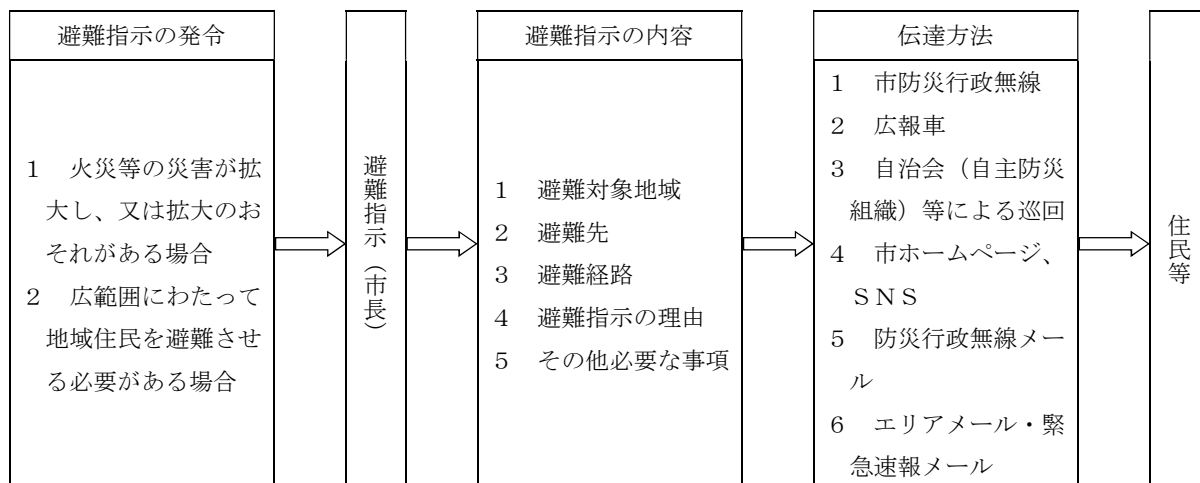
- 1 避難対象地域
- 2 避難先
- 3 避難経路
- 4 避難の指示の理由
- 5 その他必要な事項

また、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるときは、自宅の上階部分等、一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での避難等の安全確保措置」を指示する。

第7 避難指示の伝達方法

- 1 市長は、避難のための立ち退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておく。
- 2 避難指示は災害対策本部の広報活動によるが、指示を発した場合は、自治会（自主防災組織）等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努める。
- 3 訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

〈住民等への避難指示のフロー〉



第8 避難計画の作成

市は地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自主防災組織等の単位ごとに避難組織を整備するとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図る。

なお、この計画の作成にあたっては、県の指導を求めて行う。

- 1 避難計画の概要
 - (1) 防災用具、非常持ち出し品、食料等の準備及び点検
 - (2) 災害別地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員

- (3) 危険地域、危険施設物等の所在場所
- (4) 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
- (6) 収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
- (7) 高齢者や障がい者等避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（個別避難計画の策定、迅速な安否確認等）

2 避難所の選定基準等

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共施設等を対象に、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図る。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、おおむね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市長が指定するもの（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市長が指定するもの

- (1) 指定避難所における被災者の1人当たりの必要面積は、2㎡以上とする。ただし、感染症等衛生面を考慮し、4㎡以上を確保することが望ましい。
- (2) 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 指定避難所は、崖崩れや浸水等の危険のおそれがない所とする。
- (4) 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- (5) 指定避難所は、避難を必要とする地域住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- (6) 災害が発生した場合において、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておく。

- (7) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
- (8) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (9) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (10) 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

○ 緊急避難場所

災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、その危険から命を守るために緊急避難する場所。市は、高台にある公共施設や協定を締結している民間の建物等について、緊急避難場所として指定するよう努める。

3 避難所の整備

指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

資料編 ○ 災害時相互応援協定一覧

4 避難道路

- (1) 避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (4) 誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するよう努める。

第9 避難方法

1 避難の誘導

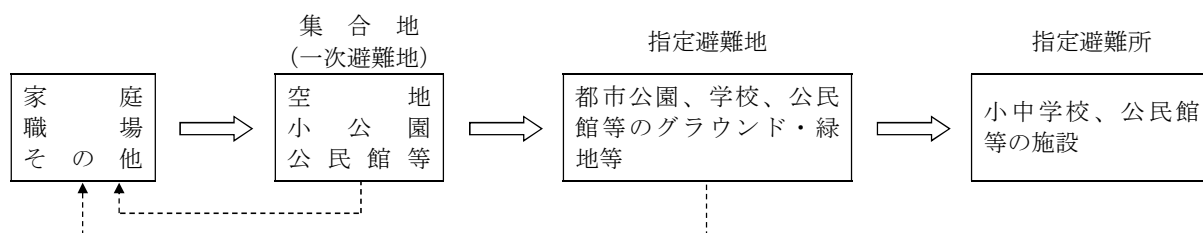
住民が安全、迅速に避難できるよう、消防団、自治会（自主防災組織）等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うものとし、要所に誘導員（消防班）を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の避難に配慮するとともに、あらかじめ自治会単位ごとに要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

2 住民の措置

住民は、延焼等により避難が必要と判断した場合には、直ちにガスやブレーカー等の火の始末、戸締り等をした後、必要最小限の非常持ち出し品を所持し、まずは近くの空地や小公園等に避難して、できるだけ自治会（自主防災組織）単位で安否確認等を行う。その後に、気象情報や市の行う広報等に注意し、消防団等の協力を得ながら、火災等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等の指定避難地に避難し、正確な災害情報等の収集、不在者の確認等を行う。さらに、状況に応じて指定避難所に避難する。

なお、大雨、洪水時等、状況によっては指定緊急避難場所に直接避難する。

この際、被害の状況によって市外への避難が最善と判断できるときは、市外の安全な場所に避難するものとする。



3 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障のない最小限度のものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立ち退きの遅れた者等の有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第10 避難組織の整備

次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自治会（自主防災組織）等の単位ごとの避難組織の整備を促進する。

- 1 防災用具、非常持ち出し品、食料等の準備又は点検
- 2 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- 3 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所
- 4 避難指示を行う基準及び伝達方法
- 5 集合地・避難経路及び誘導方法
- 6 避難の際の携帯品の制限
- 7 収容者の安全管理
- 8 負傷者の救護方法
- 9 避難路及び避難場所の点検
- 10 避難に対する教育、広報
- 11 避難訓練の実施

第11 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

- (2) 避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。
不足する場合には、応援協定に基づき、協定締結市町村等に避難施設の提供を求めるものとする。また、災害の状況等によっては公民館、児童館等の公共施設や神社、仏閣等の既存建物を応急的に使用する。
- (3) 避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法等について事前に協議を行う。特に学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。
- (4) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護するとともに、地方連絡本部を通じて、速やかに県に報告する。
- (5) 近隣の民間事業所と施設利用について協定を締結している自治会は、災害の状況や避難の緊急性において民間事業所の施設に避難すると判断したときは、速やかに当該民間事業所の連絡責任者に施設利用の要請を行う。要請を受けた民間事業所は、その旨を速やかに市に報告するとともに、随時避難状況を報告し、情報の共有に努める。

資料編 ◦ 避難地・避難所一覧 ◦ 水害時指定緊急避難場所一覧 ◦ 災害時相互応援協定一覧

2 避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに避難所に避難担当職員を派遣し駐在させ、施設管理者と協力して避難所の管理運営にあたる。なお、避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。

(2) 避難所の管理運営の留意事項等

- ア 市は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災会、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。
- イ それぞれの指定避難所で受入れている避難者にかかる情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市と共有する。
- ウ 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保・保護、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。さらに、必要に応じて、協定に基づき衣類や毛布のクリーニングの支援を受ける。
- エ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

オ 指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

カ 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

キ 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ク 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ケ 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

コ 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

サ 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

シ 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ス 市は、自主防災組織（自治会）と連携し、平時から避難所運営体制を事前に構築することで、災害発生時の円滑な避難所の運営が図られるよう努めるものとする。

（３） 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

３ 避難所に滞在できない被災者への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康診断の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

４ 避難行動要支援者名簿

市は、市防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するものとする。

第12 要配慮者対策

1 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児対策

避難所開設時には、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等要配慮者には十分配慮する。

なお、障がい者、寝たきりの高齢者等一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等施設への入所が困難な場合には、救護施設の中から要配慮者専用避難所（福祉避難所）を選定し、開設するとともに、開設する場合にはホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保等を考慮して、福祉関係者等の協力を得て実施する。

また、福祉避難所以外の指定避難所についても、必要に応じてその一面を要配慮者用スペースとして確保し、適切な援護を行う。

資料編 ○福祉避難所一覧

2 独居老人対策

緊急通報システムの設置されている高齢者については、当該自治会（自主防災組織）等と協議して、地震発生時の援助対策を検討しておく。

3 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は語学ボランティアの派遣等の対応を図る。

第13 防火対象物等の管理者の避難対策

学校、病院等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一主義とし必要な処置をとらなければならない。

特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、状況による一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡するなど学校長は適切な処置を行うものとする。
- 2 雪崩、地すべり、豪雨による土砂流出等、児童・生徒の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置を講ずるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎内に待避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれがある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第14 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときは、市は、警察、鉄道管理者、バス事業者等の関係機関と相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、必要に応じて、滞在場所を確保し、保護する。

また、滞在場所の確保にあたっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

第15 孤立地区への対応

市は、災害等によって孤立のおそれがある地区に対し、事前調査を行い、地区の実情に応じ、衛星携帯電話や無線機、ヘリコプターやドローンによる救援活動体制の整備等に努める。

また、住民の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介

護等のための対策を推進する。

第16 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

市は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

第17 市外への避難

市内避難所での避難者の受け入れが困難な場合、県及び協定締結団体等に、市外避難所への避難を要請する。

資料編 〇災害時相互応援協定一覧

第18 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 〇山梨県災害救助法施行細則（別表）

第17節 医療・助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された市長が行う。

なお、現地での医療活動は地域の医師が中心となって活動することとなることから、市と医師会、歯科医師会は緊急時の協力体制の構築を図る。

第2 応急医療対策

1 情報の収集及び提供

(1) 被害状況の把握

災害発生後、西消防署、葦崎消防署等から速やかに被災地域の人的被害状況を把握するとともに、市内医療機関の被災状況についても把握する。

(2) 住民への情報提供

市は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等を、防災行政無線、広報車等により地域住民に提供する。

2 医療救護班の編成

市は、人的被害の発生状況により協定に基づき中巨摩医師会（敷島班、竜王班）及び北巨摩医師会に出動を要請し、子育て健康部健康増進班の職員とともに医療救護班を編成して応急医療を実施する。

また、市のみでは対応が十分でない場合は、「大規模災害時保健医療救護マニュアル」に定める手順により、県に協力を要請する。

資料編 - 市内医療機関一覧 - 災害時相互応援協定一覧
--

3 医療救護所の設置

応急医療は、主に市内医療機関で行うものとするが、医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められ、又は予想される場合には、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を派遣し、傷病者の応急処置や治療等にあたる。

(1) 設置場所

医療救護所は、被災現場や避難所等に設置する。

資料編 - 避難地・避難所一覧 - 医療救護所予定地
--

(2) 設置基準

市は、以下の基準等を目安に医療救護所を設置・運営するものとする。

ア 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。

イ 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。

ウ 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。

エ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。

オ 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に

時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

(3) 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。

設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。

- ア 特に被害の甚大な地域
- イ 傷病者が多数見込まれる地域
- ウ 医療施設の稼働率の低い地域
- エ 傷病者が集まりやすい場所
- オ 二次災害を受けにくい場所
- カ 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
- キ ライフラインの確保しやすい場所
- ク トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所
- ケ 搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

(4) 広報活動

医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を防災行政無線、広報車等を活用して地域住民に周知する。

4 傷病者の搬送

(1) 傷病者の後方医療機関への搬送

- ア 医療救護班から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市の公用車両のほか、応援協定に基づき、必要数の車両を協定締結市町村から緊急調達して搬送するものとする。
- イ 重症者等の場合は、必要に応じて、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは県を通じて自衛隊による搬送を要請する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

災害発生時に傷病者を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項等に留意して傷病者搬送体制を整備しておく。

搬送体制整備上の留意事項

- ・情報連絡体制……………傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- ・医療内容等の把握……………あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- ・搬送経路確保体制……………災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保にかかわる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

(3) 災害拠点病院等の指定状況等

県は、災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。甲府地区及び峡北地区の指定病院は、資料編に掲載のとおりである。

市は、指定医療機関と、災害時における医療救護班の出動要請とともに重症患者等の搬送について、平素から整備しておく。

資料編 ○災害拠点病院、災害支援病院

5 応急医療救護業務

災害時の応急医療救護業務は、次のとおりとする。また、応急医療救護体制は、別図（164ページ）のとおりである。

（１）医療救護班の救護業務

- ア 傷病者の応急処置
- イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- ウ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

（２）医療機関の救護業務

- ア 被害情報の収集及び伝達
- イ 応需情報（診療可能状況）の報告
- ウ 傷病者の検査及びトリアージ
- エ 重症患者の後方医療機関への搬送
- オ 傷病者の処置及び治療
- カ 助産救護
- キ 医療救護班、医療スタッフの派遣
- ク 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

6 歯科医療対策

市は、中巨摩地区歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、協定に基づき医療救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

（１）情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

（２）診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

（３）歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧

7 精神保健医療対策

大規模災害時において、精神保健医療機能が一時的に低下し、更に災害ストレス等による新たな精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が高まることから、県保健医療救護対策本部（障害福祉課）に対して、被災地域のニーズに対応し継続した精神科医療の提供及び精神保健活動等を要請するものとする。

8 地域保健対策

市災害対策本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チーム

の派遣要請を地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

9 被災者の心のケア対策

災害による被災者のストレスケア等のため、市は、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPA T）への支援を要請する。

10 人工透析治療等の対策

被災により、医療機関において人工透析治療等に水道水の供給が行えなくなった場合、市は医療行為に必要とする水道水の供給に努める。なお、供給対象は、協定を締結し、別途定める。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧

11 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、協定締結市町村から調達し、あるいは県救護本部に要請して確保する。輸血用血液の供給は、山梨県赤十字血液センターによる搬送を基本とする。

第3 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

[illegible]

第18節 防疫計画

災害時における感染症の発生に対処するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定するところにより、迅速かつ的確な防疫活動を行い、感染症の多発防止に努める。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 市の防疫組織

子育て健康部健康増進班は、生活環境部環境班とともに中巨摩医師会及び北巨摩医師会の協力を得て「防疫組織」を編成し、中北保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

（1） 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施する。実施にあたっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行う。

（2） ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行う。

（3） 物件の消毒に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずる。実施にあたっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行う。

（4） 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 患者等に対する措置

被災地に感染症患者が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、速やかに収容の措置をとる。

感染症病舎に収容することが困難な場合は、中北保健所長と協議のうえ適当な場所に臨時の収容施設を設けて収容する。

5 避難所の防疫措置

（1） 衛生に関する協力組織

市は、避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図る。

この場合、衛生に関する協力組織を作るよう指導し、その協力を得て防疫の万全を期するものとする。

(2) 給食従事者の健康診断

避難場所等への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施しておく。

6 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に注意を払うよう、防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行う。

7 その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資機材等

1 防疫用資機材

防疫用資機材は、市保有防疫用機器を使用する。市の保有する資機材は、次のとおりである。

品 名	在庫場所	調達先	連絡方法	調達可能量	備考
動力噴霧器	敷島庁舎	市民地域班	055—277—3111	2	害虫駆除用
動力背負式噴霧器	双葉庁舎	市民地域班	0551—28—2211	1	害虫駆除用
動力噴霧器	竜王庁舎	環境森林班	055—278—1706	1	害虫駆除用

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、県に斡旋要請を行うか、取扱業者から調達する。なお、散布については、自治会等の協力を得て行う。

3 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資機材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧

第4 被災動物等救護対策

市は、県及び動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して次の項目について体制を整備する。

- 1 避難所における飼育動物の適正管理
- 2 飼料等の調達及び配布
- 3 動物に関する相談の実施
- 4 動物伝染病等のまん延防止措置
- 5 動物収容施設の確保 等

第19節 食料供給計画

災害の発生によって、食料品の確保ができない、又は自宅で炊飯等ができない被災者に対して応急的な食料の供給を行い、一時的な食生活の保護を図る。

第1 実施機関

被災者及び災害応急業務に従事する者に対する食料の確保と炊き出しの実施、その他食品の供給等は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が市長の補助を受けて行うが、知事から委任されたときは知事の補助機関として市長が行う。

第2 災害時における食料の供給

1 供給を行う場合

非常災害発生時における食料の供給は、市長がその災害状況について、必要と認めた場合、知事と協議のうえ実施する。

2 供給の対象者

- (1) 避難所収容者及び住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事等ができない被災者等に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 災害地における救助作業・急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合

3 供給品目

供給品目は、原則として炊き出し用の米穀とし、事情に応じて弁当、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

4 被災者等への供給基準

被災者等に対して供給する基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助用米穀の基準は、1食当たり玄米200グラム（精米180グラム）とする。
- (2) 災害救助用乾パンの基準は、115グラムを1食分とする。
- (3) 乳幼児用粉乳

乳幼児用粉乳については、市内の薬局から調達する。

乳児1日当たり 145 g 1回 29 g (5回)

幼児1日当たり 52 g 1回 26 g (2回)

第3 食料の供給計画

1 食料の備蓄

市は、食品の供給にあたっては、「山梨県地震被害想定調査報告書」における本市の避難者数等を考慮するなど必要数量等を把握し、防災備蓄倉庫等へ計画的に備蓄を推進するとともに、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、販売業者及び輸送業者等と協議を推進する。

2 食料の調達供給方法

市の備蓄分では不足する場合には、市内の販売業者等から購入するとともに、調達が不可能又は不足する場合は、協定を締結している市町村や事業者等に必要量の食料の供給を依頼するほか、県で定めた「災害時における食糧供給対策実施要領」によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 米穀の調達

市長が米穀販売業者等から調達するが、応急用米穀の調達が不可能な場合及び供給量が不足す

る場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入する。

なお、災害救助法適用の場合については、災害救助用米穀の引渡し手続きに基づき受領する。

(2) 弁当、パン及び保存用パンの確保

被災者等への食料供給は、状況により弁当、パン等の供給が適当と判断した場合は、備蓄している保存用パンの支給のほか、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、また、甲斐市商工会等に協力を要請し、弁当及びパン等を確保する。

資料編 ◦災害時相互応援協定一覧

(3) 副食、調味料、嗜好品の確保

副食、調味料、嗜好品については、必要に応じて市内の食料販売業者、また甲斐市商工会等に協力を要請し確保する。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を要請する。

調達時の留意事項

- ① 被災者等の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかいもの、乳幼児に対して調整粉乳等、また寒い時期には温かなもの等）
- ② 梅雨時期等特に食品が傷みやすい時期には、保存可能な食品を調達する。

3 食料集積所の確保

他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を、輸送や炊き出しを行う施設への搬送が容易な施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、市職員が中心となって仕分け、配分等を行うが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

資料編 ◦緊急炊き出し予定施設一覧 ◦救援物資集積所一覧

4 米飯の炊き出し

(1) 炊き出しのための施設は、市内公立学校のうち、給食調理場の施設を有する学校の施設又は給食センター等を必要により利用する。

(2) 炊き出しの従事者は、市職員（教育部学校教育班）をもって充てるほか、日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得るものとする。

(3) 炊き出しは、衛生上又は運搬の点等を考慮のうえ、ポリエチレン袋を使うことを原則とする。

資料編 ◦緊急炊き出し予定施設一覧

5 給食の期間

給食の期間は、7日を限度とする。ただし、状況によりこの期間を延長することができるものとする。なお、長期にわたることが予測される場合は、通常供給への切り替えを行う。

6 炊き出し用燃料等

炊き出し用燃料等については、市内販売業者、また甲斐市商工会等の協力を得て確保する。

第4 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、食品給与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ◦山梨県災害救助法施行細則（別表）

第20節 生活必需物資供給計画

被災者の生活の維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給配分を行えるよう、市は県、関係機関と協力し、その備蓄する物資・資機材の供給に関し相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、空調器具や燃料など実情を考慮するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料・生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行う。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- （1）寝具（毛布、布団等）
- （2）被服（作業衣、婦人服、子供服等）
- （3）肌着（シャツ、ズボン下等）
- （4）身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
- （5）炊事道具（なべ、炊飯器、包丁等）
- （6）食器（茶わん、皿、はし等）
- （7）日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- （8）光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭、灯油等）

3 必要物資の把握

市（避難所開設担当者等）は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、避難所施設管理者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、電話・急使等により市（防災危機管理班）に報告する。

4 生活必需品等の確保

（1）備蓄物資の供給

市（生活環境部各市民班）は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合、市で備蓄している物資を速やかに供給する。

（2）市内業者等からの調達

市（教育部生涯学習文化班・スポーツ振興班）は、市内の中巨摩東部及び梨北農業協同組合、甲斐市商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

（3）応援協定に基づく調達

上記（1）、（2）でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、協定を締結している市町村や事業者等に協力を依頼して、必要な生活必需品を調達する。

(4) 国、県への物資等の供給の要請等

ア 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求める。

イ 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼する。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずる。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずる。

オ 国、県、市及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

カ 市及び県は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

キ 市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧

5 販売業者への指導

生活必需品等の売惜しみ、買占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

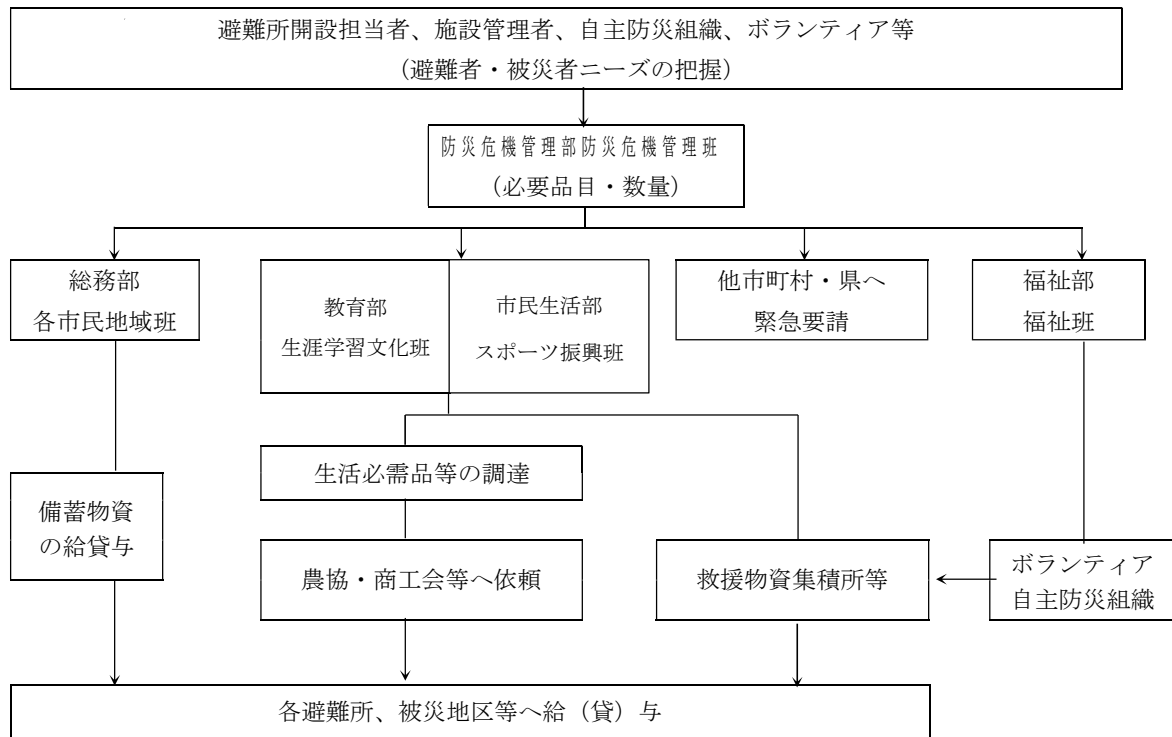
第3 救援物資集積所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所は、資料編に掲げるとおりであり、その所在地等を関係機関に周知する。

資料編 ○救援物資集積所一覧

当該施設に搬送された救援物資等は、教育部生涯学習文化班、市民生活部スポーツ振興班職員が中心となって仕分け、配分等を行うが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期する。



第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、生活必需品の給・貸与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第5 災害救助法の適用にいたらない場合の給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請する。

また、市が災害救助法の適用にいたらない災害によって被害を受けた被災者に対する援助を行う場合は、甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年条例第102号）及び甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成16年規則第58号）によるものとする。

第2 1 節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行う。

第2 給水活動

1 給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、公営企業部上下水道業務班・上下水道工務班は次により給水活動を実施する。

(1) 備蓄飲料水の放出

防災備蓄倉庫に備蓄している飲料水を避難者に供給する。

(2) 搬水による給水

近隣の水道、応急給水施設から給水車等を使用して搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

(3) 運搬給水

運搬給水は、拠点給水を原則とし、避難所等の給水拠点に設置されている受水槽等へ給水する。

この場合、市保有の運搬給水用機器材の全てを投入し、なお、不足する場合は、外部公共機関及び民間団体等へ応援を要請する。

給水拠点は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部が指定する小・中学校等の指定避難所

イ 災害対策本部が指定する医療機関

ウ その他災害対策本部が指定する場所

給水時の留意事項

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高い所から行う。

② 要配慮者への配慮

ひとり暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

(4) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、協定を締結している市町村や事業者等から緊急調達し、被災者に供給する。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧

2 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保する。

3 応急給水用資機材等の確保

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うが、不足する場合には、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

資料編 ◦ 応急給水用施設、資機材一覧 ◦ 災害時相互応援協定一覧

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期する。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行う。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了する場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。

資料編 ◦ 飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所

第4 応急復旧

1 被害状況等の把握

公営企業部上下水道業務班・上下水道工務班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況についても把握する。また、住民からの通報等により断水区域の把握に努める。

資料編 ◦ 水道施設状況

2 応急復旧活動の実施

復旧にあたっては、被害の状況により市指定水道事業者等の協力を得て実施する。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、他の水道事業者、関係機関に応援を要請し、早期復旧に努める。

資料編 ◦ 甲斐市管工事協同組合会員名簿

第5 広報の実施

1 断水時の広報

給水を停止する場合又は断水のおそれが生じた場合は、防災行政無線、広報車等により、市民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

2 応急給水、復旧時期等の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

また、復旧の時期についても、随時市民及び関係機関に情報の提供を行う。

第6 市民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、市民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水を汲み置くなどの措置を行うよう、広報誌等を通じて広報を行う。

第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ◦ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第22節 教育計画

教育施設又は児童・生徒の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒に対する学用品の給与等、応急教育を実施する。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、市教育委員会が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知されたときは、市長が市教育委員会及び各校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災したとき	① 特別教室、空き教室、体育館等の利用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館等の公共施設の利用 ② 隣接学校の校舎の利用 ③ 応急仮校舎の建築
特定の地区全体が被災したとき	① 災害を受けなかった地区の学校、公民館、公共施設等の利用 ② 応急仮校舎の建築
市内の大部分が被災したとき	隣接市町村の学校、公民館等の公共施設の利用

2 教員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 隣接校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に協力を要請し、県において配置するよう努める。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配等適切に対処する。

2 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校

させるが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとる。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定する。

3 避難措置

(1) 実施責任者は、校長とする。

(2) 避難順序は、秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、教職員等を必ず付けて誘導する。

(3) 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、又は災害対策本部に通報するなどして保護者に通報する。

(4) 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

(5) その他児童・生徒の避難計画は、本章第16節「避難計画」に準じて実施する。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

(2) 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレ等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 給食等の措置

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食の実施に努める。

(2) 状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の実施に努める。

(3) 学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。

(4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

7 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は市及び市教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援する。

第4 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとと

もに、必要に応じて学校等に配布する。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行う。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第23節 廃棄物処理計画

被災地におけるごみの収集及びし尿、災害廃棄物（がれき）、へい獣の処理等について速やかに実施し、環境衛生の万全を図る。

第1 基本的事項

1 災害廃棄物処理の考え方

(1) 市は、災害時に発生する災害廃棄物処理における基本方針を災害廃棄物処理基本計画として平時から定め、今後起こりうる大規模な災害に備える。

(2) 災害発生時は、災害廃棄物処理基本計画に基づき、次の考え方により、災害廃棄物を処理する。

ア 災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定により一般廃棄物は市町村が処理責任を有しているため、市町村が処理の主体となることを基本とする。

イ 災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を行い、それぞれの特性に応じて適切に処理するとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。

ウ 早期に復旧・復興を果たすため、可能な限り速やかに、最長でも3年（水害の場合は2年）で災害廃棄物の処理を終えることとする。

2 実施責任者

市長は、被災地における清掃業務を実施する。ただし、市のみで実施することが困難な場合は、中北林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。なお、市は平常時から大量の廃棄物の発生に備え、一時保管場所の確保に努める。

3 時期区分の考え方

市が実施する災害廃棄物対策を平時、初動準備対応、初動対応、応急対応及び復旧・復興の5つの時系列で整理する。

災害発生前		発災後数日		～3か月程度	～3年程度
平時		発災後			
(被害防止・被害軽減)	初動準備対応	初動対応	応急対応	復旧・復興	

平時：災害の発生に備える期間

初動準備対応：災害の発生が予見できる場合（風水害等）において初動対応を準備する期間

初 動 対 応：人命救助が優先される期間

応 急 対 応：避難所生活が本格化し、その後、人や物の流れが回復する期間

復 旧 ・ 復 興：災害廃棄物の処理が完了するまでの期間

※発災後の期間は目安であり、災害規模や内容によって異なる

4 想定される役割

それぞれの時期区分における市の役割は次のとおりとする。

また、市は、各段階における処理の手順や実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた「災害廃棄物処理基本計画」を作成し、災害時に備えるものとする。

	体制整備	廃棄物処理
平時	- 組織体制の整備 - 協力・支援体制の整備 - 職員の教育訓練	- 一般廃棄物処理施設の強靱化 - し尿・避難所ごみ対策の検討 - 処分方法の検討（災害廃棄物発生量の推計） - 収集運搬体制の検討 - 仮置場の検討 - 住民等への啓発・広報
初動 対応 準備	組織体制の確認	- 廃棄物処理施設の安全性の確認 - 仮置場の事前準備 - 住民への広報の準備
発災 後 初動 対応 数日・	体制整備・被害状況把握	- し尿・避難所ごみの処理 - 災害廃棄物の発生量の推計 - 仮置場の設置及び住民等への周知 - 収集運搬体制の整備
発災 後 3 か月 応急 対応・	関係機関等と連携した体制の整備	- 災害廃棄物処分方法の検討 - 災害廃棄物処理実行計画の策定 - 仮置場の管理・運営 - 環境対策・環境モニタリング - 損壊家屋等の撤去・解体 - 県への事務委託の検討
復旧 ・ 復興	状況に応じた体制の見直し	- 災害廃棄物の処理及び進行管理 - 仮設処理施設の設置判断 - 災害廃棄物処理に係る補助金申請手続き

市の役割	県の役割
災害廃棄物は一般廃棄物であるため、主体となり処理を実施	- 災害廃棄物処理に係る技術的支援 - 県内における処理全体の進捗管理 - 市単独での処理が困難な場合、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物を処理

5 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及び災害廃棄物とする。

●災害時に発生する廃棄物

種類	内容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（容器包装ごみ、段ボールなど）
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿
災害廃棄物	災害により家具や家電等の家財が廃棄物となった「片づけごみ」と損壊家屋の撤去等に伴い排出される「解体廃棄物」

出典：「災害廃棄物対策指針」

●災害廃棄物の種類

種類	内容
可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃性廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等

金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※ リサイクル可能なものは家電リサイクル法により再資源化する。
小型家電	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、フロン類等の有害物質、医薬品類及び農薬類の有害廃棄物、太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車等 ※ リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により再資源化を行う。 ※ 処理するためには所有者の意思確認が必要となるため、警察等と協議する。
その他適正処理困難物	ピアノ、マットレス、石こうボード等

出典：「災害廃棄物対策指針」

第2 平時の廃棄物処理対策

1 協力・支援体制の整備

市は、近隣をはじめとする県内市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。

2 民間事業者との協力体制

市は、発災時のスムーズな災害廃棄物処理に繋げるため、平時から民間事業者団体等と協定を締結し、協力体制を整備する。

資料編 ○一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

3 広域的な相互協力体制

市は、平時から県域を越えた広域的な支援要請の流れを把握し整理する。

また、被災時に他自治体から人的・物的支援を受ける場合の体制を検討する。

4 一般災害廃棄物処理施設の強靱化等

市は、一般廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、平時から施設の強靱性の確保や補修体制整備を実施する。

また、平時から一般廃棄物処理に係る災害時のBCP（事業継続計画）を策定し、施設の緊急停止、点検、補修、再稼働に係るマニュアルの作成に努める。

5 処理体制の整備

市は、災害廃棄物処理に係る応急体制を整備するため、あらかじめ次の事項について検討し、把握に努める。

（1）災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計

市は、次の推計方法（県における推計方法）を参考に、被害想定に応じた発生量及び自区内処理可能量を推計する。

災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）発生量の推計方法

発生量（t）	被害棟数（棟）×①平均床面積（m ² /棟）×②発生原単位（t/m ² ）×③係数 ※被害区分：全壊、半壊、焼失（木造・非木造）			
種類別発生量	災害廃棄物発生量（t）×④災害廃棄物等の種類別割合			
①平均床面積	全壊	木造：127m ² /棟	R C造：1,454m ² /棟	
	半壊	S造：281m ² /棟	その他：102m ² /棟	
	焼失	木造：127m ² /棟	非木造：322m ² /棟	
②発生原単位	全壊	木造：0.696 t/m ²	R C造：1.107 t/m ²	
	半壊	S造：0.712 t/m ²	その他：0.838 t/m ²	
	焼失	木造：0.696 t/m ²	非木造：0.805 t/m ²	
③係数	全壊：1	半壊：0.2		
	焼失（木造）：0.66	焼失（非木造）：0.84		
④種類別割合	項目	全壊、半壊	火災（木造）	火災（非木造）
	可燃物（%）	18	0.1	0.1
	不燃物（%）	18	65	20
	コンクリートがら（%）	52	31	76
	金属くず（%）	6.6	4	4
	柱角材（%）	5.4	0	0

平均床面積：「山梨県統計データバンク市別構造別着工建築物」の平成22～平成26年度の建物の数、床面積から算出

発生原単位：「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」（平成9年3月兵庫県）による。

係数：「災害廃棄物対策指針技術資料」による。

種類別割合：「災害廃棄物対策指針技術資料」南海トラフ巨大地震の想定（東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合）による。

焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を8対2（県内の建物のおおよその構造別割合）として算出する。

水害による災害廃棄物の発生量の推計に用いる発生原単位

損壊種別	発生原単位
全壊	117トン/棟
半壊	23トン/棟
床上浸水	4.6トン/世帯
床下浸水	0.62トン/世帯

出典：災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14－2

(2) し尿・避難所ごみ・生活ごみの処理

市は、災害廃棄物処理だけでなく、し尿や廃棄物ごみ、生活ごみの処理が継続的かつ確実に実施されるよう、以下の推計方法により発生量を把握し、し尿や避難所ごみ等の処理を事前に検討する。

災害廃棄物（し尿）収集必要量の推計方法

し尿収集必要量（L）	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量	
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数+④非水洗区域し尿収集人口	
②1日1人平均排出量	1.7L/人・日	
③仮設トイレ必要人数	避難所避難者数+⑤断水による仮設トイレ必要人数	
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口－避難者数×（汲取人口/総人口） 汲取人口	
⑤断水による仮設トイレ必要人数	〔水洗化人口－避難者数×（水洗化人口/総人口）〕×上水道支障率×1/2	
	⑦水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する住民数 （下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）
	⑧総人口	水洗化人口+非水洗化人口
	上水道支障率 1/2	地震による上水道の被害率 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の山梨県の直近年度の値を用いる。	
⑦水洗化人口		
⑧総人口		

出典：災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14－3

災害廃棄物（避難所ごみ）発生量の推計方法

避難所ごみ発生量	避難者数（人）×収集実績に基づいた発生原単位（g/人・日）
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の過去10年間の山梨県1人1日当たりに家庭から排出する生活ごみの量（※）の平均値（※※）を用いる。 ※ 生活ごみの量＝家庭系ごみ搬入量/人口/日数 ※※ 平均値＝681g/人・日（H21～H30）

出典：災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14－3

(3) 収集運搬体制の整備

市は、平時から収集運搬体制整備に必要な以下に掲げる項目を事前に整理する。

収集運搬体制の整備に係る事前検討項目

項目	内容
優先的に回収する災害廃棄物の種類	生活ごみ（生ごみ等の腐敗性廃棄物）や有害廃棄物・危険物等を優先的に回収する。
収集運搬方法	生活ごみ、避難所ごみなど、種類ごとの車両の選定の実施をする。また、片づけごみの回収戦略を事前に想定しておく。
収集ルート	地域住民への生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。 また、水害を想定し、洪水ハザードマップを参考に、発災後に運行可能なルートを検討しておく。
資機材	収集運搬車両、重機（燃料を含む）の確保を行う。
連絡体制	一般廃棄物収集運搬事業者と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、一般廃棄物収集運搬業者等が所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく等により体制の整備に努める。

参考：災害廃棄物対策指針

(4) 仮置場

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所である。

市は、災害発生時に円滑な災害廃棄物処理が行えるよう、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定し、リスト化する。

そして、平時から、仮置場の運営において必要な資機材を一定数備蓄するとともに、重機や人員等、発災後に調達・調整が必要な事項について調達方法等について検討を行う。

また、災害時には市町村指定の仮置場へ災害廃棄物を持ち込むことについて、平時から住民へ周知する。

資料編 ○災害廃棄物仮置場及び障害物集積場所

(5) 初動準備対応

風水害の場合は、一般的に台風の接近、前線の停滞等の予兆があるため、発災前に災害廃棄物処理に係る事前対応が可能な事項がある。

そのため、大雨等により災害発生が予想される場合において、発災前に可能な対応を「初動準備対応」と位置づけ、必要な事前準備対応を行う。

特別警報の発令等により、県内への風水害が予測される場合、市は主に次の①～④の事項を実施する。

- ① 組織体制の確認
- ② 廃棄物処理施設の安全性の確認
- ③ 仮置場の事前準備
- ④ 災害廃棄物発生に備えた広報の準備

第3 発災後の災害廃棄物対応（初動対応）

1 組織体制の確立

職員の安否情報、参集（見込）状況を踏まえ、平常時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。

2 被災状況等の情報収集

被害状況の把握を行うため、以下の情報を関係者から収集し、随時、県へ報告する。

発災直後に収集する情報一覧

No.	情報内容	情報収集先
◆被災状況		
①	庁舎、一般廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル関連施設、最終処分場）の被害状況	総務班 一部事務組合
②	①の各施設・拠点の電力、ガス、水道の供給状況	総務班 一部事務組合
③	避難所数、避難者数及び仮設トイレの必要数	防災危機管理班
◆収集運搬体制に関する情報		
④	道路その他通行に要する橋梁等の被害状況	建設班
⑤	収集運搬車両・機材の被害状況	一部事務組合、委託業者
◆発生用を推計するための情報		
⑥	全半壊の損壊家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する損壊家屋数	防災危機管理班
⑦	水害の浸水範囲（床上、床下戸数）	防災危機管理班

3 協力・支援の要請

被害状況を踏まえ、自衛隊・警察・消防、国等、未被災市町村、民間事業者等及びボランティアへの協力要請を検討する。

また、市は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

4 災害廃棄物の処理

災害廃棄物処理基本計画において平時に検討した内容に基づき、次の対応を行う。

- (1) し尿・避難所ごみ・生活ごみ
 - ・仮設トイレ及びし尿処理体制の整備
 - ・避難所ごみの推計及び処理体制の整備
- (2) 災害廃棄物の発生量の推計
 - ・仮置場の必要面積の把握や災害廃棄物処理実行計画の策定のための推計
- (3) 仮置場
 - ・被害状況を反映した災害廃棄物の推計発生量をもとにした一次仮置場の必要面積の算出及び仮置場の開設
- (4) 収集運搬
 - ・平時に検討した内容をもとにした災害廃棄物の収集運搬体制の整備（人員、車両、ルート）
- (5) 住民等への周知
 - ・仮置場について、期間、場所、受入可能（禁止）品目、分別等を明確にしたうえでの住民等への周知

第4 発災後の災害廃棄物対応（応急対応）

1 災害廃棄物の処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて、破砕、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

災害廃棄物の処理はスピード（処理期間）と費用、リサイクルのバランスに留意し、総合的に処分方法を検討する。

2 災害廃棄物処理実行計画の策定

必要に応じて、平時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、廃棄物の発生量と処理施設の被害状況を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

3 仮設トイレの設置、し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

被災地における仮設トイレの設置は、公営企業部上下水道業務班・上下水道工務班が担当し、生活環境部各地域班と連携しながら、漏洩等により地下水を汚染しない場所を選定し、早急に設置する。

なお、閉鎖にあっては、消毒実施後完全に埋め立てする。

(2) 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

(3) 処理方法

ア 収集したし尿は、し尿処理施設で処理する。

イ 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（中北林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

4 死亡獣畜の処理

死亡した家畜（牛、馬、豚等）の処理は、家畜処理取扱所で行う。

5 降灰除去等

- (1) 市は、火山噴火による降灰があった場合、県や近隣市町、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力

を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

(2) 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

(3) 市は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。

(4) 道路管理者は、あらかじめ、ロードスweeper（道路清掃車）等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、火山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定する。

(5) 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

6 環境対策、モニタリング

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、地域住民へ情報の提供を行う。

7 損壊家屋等の撤去・解体

損壊家屋等の撤去・解体は、原則として、所有者が行う。一方で、市は、災害の規模に応じ公費解体の実施の可否を判断する。

第5 発災後の災害廃棄物対応（復旧・復興）

市は、災害廃棄物処理実行計画に基づき災害廃棄物の処理が適正かつ円滑に進むよう、随時、進捗管理を行う。

また、災害廃棄物処理実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、次の事項を検討する。

- ・被災した一般廃棄物処理施設の復旧に向けた国庫補助金制度の活用
- ・災害廃棄物処理実行計画の見直し
- ・仮設処理施設設置の可否

第24節 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を供給し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合は、市長が行う。

第2 実施方法

1 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- イ 居住する住家がない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。例示すると、次のとおりである。
 - (ア) 特定の資産のない失業者
 - (イ) 特定の資産のないひとり親家庭
 - (ウ) 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
 - (エ) 特定の資産のない勤労者
 - (オ) 特定の資産のない小企業者
 - (カ) (ア)から(オ)までに準ずる者

(2) 応急修理を受ける者

- ア 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

2 設置場所の選定・確保

(1) 選定

応急仮設住宅の建設場所の選定にあたっては、次の事項等に留意して選定する。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- ア 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- イ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- ウ 被災者の生業の見通しが立つ場所
- エ 崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所

(2) 確保

災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。このため、市は県との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。なお、市の建設予定地は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○ 仮設住宅建設予定地

3 建設資機材及び業者の確保

市は、建設事業者、木材業者等の協力により仮設住宅の建設を行うが、災害時の混乱等で資材、労

務等の確保が困難な場合は、県災害対策本部、県建築住宅課を通じて（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事務協会の協力を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。

資料編 ○甲斐市建設安全協議会会員名簿

4 入居者及び修理対象者の選考

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考は、市民部市民戸籍班が行う。選考にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を聴く等、公平な選考に努める。

5 管理及び処分

（１） 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

（２） 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

6 野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者を収容する必要が生じ、かつ付近に適当な収容施設がないか被災者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置する。

7 公営住宅への優先入居

市長は、応急仮設住宅入居者の実態を把握し、一般住宅への転居を進めるとともに、市営住宅への優先入居、各種貸付制度等による住宅資金の斡旋等の施策の活用を図る。

第3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給

市は、県から民間賃貸住宅の情報を収集し、自らの資力で住宅を得ることができる被災者へ情報提供を行う。

第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第25節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を搜索し、又は救出してその者の保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から実施を通知された場合には市長が行う。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際ともに流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合等生命、身体が危険な状態にある場合とする。

第3 救出の方法

1 救出班の編成

- (1) 救出活動は、市民部を中心とした市職員、消防団員をもって救出班を編成し、市保有の救出资機材等を活用して実施する。必要により自主防災組織、西消防署、葦崎消防署の協力を依頼する。
- (2) 被災者の救出にあたっては、特に甲斐警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出にあたる。
- (3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、中巨摩医師会及び北巨摩医師会等医療関係機関の協力を得るほか、本章第17節「医療・助産計画」の定めるところにより実施する。

2 救出资機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うが、必要な救出资機材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資機材では救出が困難な場合は、応援協定等に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出资機材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関等関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救出活動に積極的に協力する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者、障がい者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、要配慮者の安全確保を図る。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○山梨県災害救助法施行細則（別表）
-----	-------------------

第26節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、搜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図る。

第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合には市長が実施する。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族から行方不明の問い合わせ等について、市は市民部市民戸籍班に相談窓口を設置し、甲斐警察署と連携を図りながら、行方不明に関する問い合わせ等に対処する。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴等必要事項を記録する。

2 搜索活動

搜索活動は、市職員、消防団のほか甲斐警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に死体を発見したときは、市災害対策本部及び甲斐警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 死体の検案

1 検案の実施

(1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。

(2) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行う。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送する。

第4 死体の収容、安置

1 身元確認

甲斐警察署、自主防災組織等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め死体を引き渡す。身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

2 死体収容（安置）所の開設

本部長は、公共建物、寺院又は公園等死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設する。

死体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保する。死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設する。

第5 埋・火葬

1 埋・火葬の実施基準

死体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。

2 埋葬の実施方法

(1) 火葬は、市営火葬場（やすらぎ聖苑）において行うが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。

名 称	所 在 地	連 絡 先
やすらぎ聖苑	甲斐市大岱2321—2	0551—28—8114 8129

(2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き渡す。

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第27節 障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、罹災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置する。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知されたときには市長が行う。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去する。

第2 障害物除去の要領

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの
- ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの
- エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合又は、放置された場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本章第13節「緊急輸送計画」参照）等重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 実施方法

障害物の除去は、都市建設部建設班が担当し、市内建設事業者等に依頼し、速やかに実施する。市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

第4 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとし、別に定める場所のほか、避難地で避難の完了した公有地から順次、集積場所とする。なお、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起らないよう所有者との間で十分協議する。

資料編 ◦災害廃棄物仮置場及び障害物集積場所

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ◦山梨県災害救助法施行細則（別表）

第28節 電力事業施設応急対策計画

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社の計画によるものとするが、おおむね次のとおりである。

第1 防災体制

1 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。) ・東海地震注意情報が発表された場合
第3非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合

2 災害対策組織

災害が発生した場合、災害対策本部及び支部を設置する。

第2 応急復旧対策

1 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

2 設備の予防強化

(1) 洪水等の被害を受けるおそれがある発電所においては、諸施設の災害予防について応急措置を講じる。

(2) 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

3 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

4 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

(1) 感電事故及び漏電による出火の防止

(2) 電力施設の被害状況、復旧予定等

5 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第3 市の措置

市は、東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社と協力して、次のような措置をとる。

- 1 避難所、病院等への電力の早期供給
- 2 発電機等の確保
- 3 電力施設の復旧状況の広報
- 4 感電事故、電気火災等防止の広報

第29節 電気通信事業施設応急対策計画

第1 防災体制

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

第2 災害応急対策

1 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には、避難所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

2 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部への携帯電話の貸出し及び避難所での充電サービスに努める。

3 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

第3 災害時における広報

1 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

2 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前に設置している掲示板等により、直接当該被災地に周知する。

3 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

第4 設備の応急復旧

災害に伴う電気設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

1 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

2 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

3 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

第30節 危険物等応急保安対策計画

危険物等の施設が近隣の災害により、危険な状態となった場合は、関係事業者は直ちに次の応急措置を講じる。

第1 火薬類の応急対策

1 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置（法令による。）

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界さく及び「立入禁止」等の警戒札を設け、かつ見張人を付けること。
- (2) 運搬道路が危険である場合又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずること。
- (3) 前記の措置によらない場合には、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、かつ必要に応じて付近の住民に避難するよう警告すること。
- (4) 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれがあるときは、災害防止の応急措置を講ずるとともに警察官、消防吏員に通報すること。

2 市長の措置

- (1) 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。
- (2) 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部、甲斐警察署と緊密な連絡を取り、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。
- (3) 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。
- (4) 爆発又はそのおそれがあると認めたときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大防止を図る。

第2 高圧ガスの応急対策

1 製造者等の措置（法令による。）

- (1) 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- (2) 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- (3) 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転者は、消防機関、警察機関及び荷受人等へ通報する。

また、このほか高圧ガス地域防災協議会防災事務所の専門的技術要員の応援を得て、災害の拡大防止活動を行う。

- (4) 事業所、消費先等において、応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行うものとする。

2 市長の措置

- (1) 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。
- (2) 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部、峡

北広域行政事務組合消防本部、甲斐警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

- (3) 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。
- (4) 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害を防ぎよし、又は災害の拡大を防止する。

第3 石油類及び薬品

1 所有者、製造者の応急措置

- (1) 出火防止の措置
 - ア 施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。
 - イ 施設内の電源は状況により保安系統を除き切断する。ただし、断線の場合は、自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。
 - ウ ガス管の亀裂等によるガスの漏洩箇所の探知を実施し、その確認と措置を講ずる。
 - エ 出火防止上、危険と認められる作業は中止する。
 - オ その他施設内の巡回を強化し警戒の万全を図る。
- (2) 消防用施設等の確保
 - ア 消火設備を点検、試動して機能を確保する。
 - イ 警報設備を点検し、機能を確保する。
 - ウ 自衛消防隊員を確保し、自衛消防力を強化する。
- (3) 災害防止措置
 - ア 危険物貯蔵タンク、容器等の損傷、転倒による漏油、流出は積土のうえ、その他必要な処置を実施して流出区域の拡大を防止する。また、付属施設には水防、防火等の防護装置を完全に実施する。
 - イ 貯蔵危険物には保安措置を強化する。
 - ウ 保安資器材を確保する。

2 市長の措置

- (1) 施設用における一切の火気の使用を禁止する。

状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。
- (2) 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連絡をとり、警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示する。この場合避難先を指示する。
- (3) 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害を防ぎよし、又は災害の拡大を防止する。また、火災の状況、規模により消火用薬剤の収集、化学車の派遣の要請等を速やかに行う。
- (4) 竜王新町地区にあるJX日鉱日石エネルギー株式会社甲府油槽所は、大量危険物貯蔵取扱所として甲府地区火災危険区域にも指定されていることから、施設管理者に対し消防法第14条の2による「予防規程」で定めた保安対策の平素からの徹底を指導することとし、災害が発生した場合は、施設管理者に早急な保安措置強化の実施を指示するとともに、消防署等と連携し迅速な現場処理対策を講ずる。

第4 毒物劇物の応急対策

1 管理者等の措置

毒物劇物施設の管理者等は、中北保健所、甲斐警察署、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び峡北広域行政事務組合消防本部等関係機関の協力を得て次の措置を講ずる。

- (1) 毒物劇物による汚染区域拡大防止のため、危険区域を設定して、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- (2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難、一般住民に対する広報活動等を行うこと。
- (3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行うこと。
- (4) 飲料水等が汚染したとき、又はそのおそれがある場合は、下流の水道取水地区管理者、井戸水使用者等に通報すること。

2 市長の措置

住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護又は避難誘導等の措置について、県、中北保健福祉事務所、甲斐警察署と密接な連絡をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合は、給水施設等に連絡する。

第3 1 節 郵政業務応急対策計画

日本郵便株式会社南関東支社及び同管内所在の郵便局は、郵便事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

第1 郵便関係

1 郵便葉書等の無償交付

集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し、災害救助法が発動されたときは、郵便葉書等の無償交付の決定を行い、局前掲示板で公示する。対象者は、避難施設に収容されている者又は被服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災1世帯当たり通常葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。

2 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

(1) 被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。

(2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等にあてた救助用寄付金・見舞金を内容とした現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記載された郵便物の料金を免除する。引受局は、簡易郵便局を含む全ての郵便局とする。

(3) 利用の制限及び業務停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する。

第2 電報・電話関係

被災者が災害救助法が発動された市内に所在する郵便局から発信する被災状況の通報又は救助を求めることを内容としN T Tが定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除する。

第3 為替貯金関係

郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「郵便貯金の非常払い」や「郵便貯金の非常貸付」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

第4 簡易保険・郵便年金関係

郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「保険料等の払込猶予期間の延伸」や「保険金（倍額保険金を含む。）、貸付金等の非常即払」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

第5 災害寄付金の料金免除

地方公共団体及び中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合、通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱いを実施する。

第32節 民生安定事業計画

第1 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 適用基準

（1）対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可等の特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

（2）対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 支給条件

（1）対象世帯と支給額

対 象		支給額	
		複数世帯	単身世帯
基礎 支 援 金	全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯	100万円	75万円
	大規模半壊世帯	50万円	37.5万円
加算 支 援 金	その居住する住宅を建築し、又は購入する世帯	200万円	150万円
	その居住する住宅を補修する世帯	100万円	75万円
	その居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く。）	50万円	37.5万円

※支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額となる。

世帯人数が一人の場合は、各該当金額の4分の3の額

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援事業

第1の被災者生活再建支援法に基づく救済を受けられない自然災害による被災者を対象に、平成28

年1月1日より、県・市が共同で被災者の生活再建を支援するための支援金支給制度を実施する。

1 適用要件

(1) 対象となる自然災害

県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害

(2) 対象となる被災世帯

支給額は、以下の「基礎支援金」と「加算支援金」の支援額の合計額となる。

2 支給条件

被災者生活再建支援法と同一。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧

第3 中小企業金融対策

1 融資

融資は、次のとおりである。

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	使途	限度額	利率	期間	担保等	備考
中小企業金融公庫 甲府支店 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害 復旧 貸付	災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者		既往貸付の残高にかかわらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率 ただし、 特定の激甚災害の場合は、 その都度定める。	設備資金 15年以内(2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内(2年以内の据置期間を含む。)	必要に応じて担保・保証人を求める。	特別利率を適用する場合は市町村長その他担当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要
国民金融公庫 甲府支店 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害 貸付			(1) 各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率) ただし、 特定の激甚災害の場合はその都度定める。	普通貸付 10年以内(2年以内の据置期間を含む。) 特別貸付は各貸付制度に定められた期間内		1 直接被害者は原則として市町村長その他担当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要 2 災害の発生した日から6ヵ月目の月末まで。
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害 復旧 資金			定めなし	商工中金 所定の利率	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		

山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策 融資 (経済 危機・ 災害復 旧関係)	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する 直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業 資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000 万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (2年以内の据置 期間を含む。) 運転資金 7年以内 (1年以内の据置 期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる。	直接被害者は原則 として市町村長の 発行する被害証明 書が必要
---	---	---	----------	--	-------	---	-------------------------	--

2 信用保証について

法令に基づき指定された被災地区域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度(建築住宅課)

1 新築住宅 400万円、18年償還(内3年据置き) 災害発生時の公庫の基準金利と同率

2 改修住宅 200万円、11年償還(内1年据置き)

※ 住宅金融支援機構と併せ貸し

※ 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者(法人を含む。)で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内(個人・法人とも)
貸付利率	無利子(県・市町村・融資機関が負担) ※保証料も融資機関負担
据置期間	1年以内(復旧資金は3年以内)
償還期限	5年以内(復旧資金は10年以内)
資金源	J A

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市町村長の認定を受けた者及び、在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

（令和2年10月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っているものについては、年間経営費の3/12に相当する額、又は粗収入の3/12に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年0.16～0.24%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する罹災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸付期間	7年以内 （6月以内の据置き）	10年以内 （うち3年据置き）	住宅7年以内2年据置き 開始7年以内2年据置き 継続7年以内2年据置き
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年3%	年1.0%（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	市町村（県は全額市町村に貸与、国はそのうち3分の2を貸与する。）	県

第7 義援金品募集配分計画

被災者、被災施設等に対する地域社会からの義援金品の募集及び配分等については、おおむね次により行うものとする。

1 実施機関

義援金品の募集及び配分は、次の関係機関団体等をもって配分委員会を構成して実施するものとする。

県、市、日本赤十字社県支部、社会福祉協議会、共同募金会、報道機関、その他の関係機関、団体

2 義援金品の募集及び配分

義援金品の募集及び配分は、配分委員会において被害の程度、範囲及び発生した災害の市内市外の別に応じて、その方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施するものとする。

なお、平常時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 義援金品の募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表するものとする。

第8 罹災証明書の交付等

市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定

結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

なお、被災者の手続き支援のため、必要に応じて山梨県司法書士会、山梨県行政書士会に支援を要請する。

第9 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、必要に応じて、県に関係する情報の提供を要請する。

第10 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化等に対応するため、市は国、県と連携し、避難者のさまざまな行政手続が一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第11 労働力確保計画

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を次のとおり行う。

1 県、他市町村長への応援要員

県や他市町村長への応援要請による職員の確保、また応援協定に基づく必要な職員の確保については、本章第4節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

2 各種活動団体の協力要請

市長は、自治会等各組織の応援、協力が必要と認めたときは、組織の代表者を通じて協力を要請する。

(1) 各種活動団体の編成

各種活動団体は、おおむね次の団体ごとに編成するものとする。

- ア 地域の自主防災組織
- イ 日本赤十字奉仕団
- ウ 社会福祉協議会
- エ その他

(2) 主な活動内容

- ア 炊き出しその他災害救助の応援
- イ 簡易な清掃作業
- ウ 簡易な防疫作業
- エ 災害対策用物資の輸送及び配分
- オ 軽易な作業及び事務

(3) 各種活動団体の要請

各種活動団体の要請は、市長が各種活動団体を管轄する部署（福祉班）を通して、各種活動団体の長に対して要請するものとする。

(4) 自主防災組織の育成

災害時には、市、防災関係機関、住民が連携して活動することが被害を軽減する上で重要であるため、住民、事業所等の自主防災組織の育成を強化するものとする。

3 労働力の確保

市長は、甲府公共職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力する。

4 災害応急対策求人について

(1) 雇上げ方法

市長又は防災関係機関の長は、当該機関の所在地を管轄する甲府公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込みを行う。

- ア 職種の所要求人の数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 作業時間、賃金等の労働条件
 - エ 宿泊施設の状況
 - オ 必要とする機関
 - カ その他必要な事項
- (2) 費用

災害応急対策に甲府公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

第33節 災害ボランティア支援対策計画

第1 災害ボランティアの受け入れ

市、市社会福祉協議会、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。

災害発生後は、市社会福祉協議会が設置運営する「甲斐市災害ボランティアセンター」が受け入れ、派遣調整、活動支援等行うものとし、市は市所有の公共施設と必要な資機材等可能な限り提供して、災害ボランティアが効果的に活動できる環境づくりに努める。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、県及び関係団体等との情報共有体制等の連携を強化する。

第2 災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部の整備促進に努めるものとする。市及び市社会福祉協議会は県と連携をとりながら、活動に努める。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、市、市社会福祉協議会は、「甲斐市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」及び山梨県社会福祉協議会の定める「災害救援ボランティア活動基本マニュアル」によりそれぞれ互いに協力するものとする。

さらに、市、県及び関係団体は、被災地入りしているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

第4章 水防計画

第1節 総則

第1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定により水防事業の調査及び円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市内河川等の洪水による水害を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2 水防の責任等

水防の責任は、次のとおりとする。

1 水防管理団体の責任

水防管理団体たる市は、次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団（消防団）の整備
- (3) 水防倉庫、資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 平常時における河川、調整池等の巡視
- (6) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は、次のとおりである。

- ア 水防に要する費用の自己負担の確保
- イ 水防団又は消防団の出動体制の確保
- ウ 通信網の再点検
- エ 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- オ 雨量、水位観測を的確に行うこと。
- カ 堤防、遊水池等決壊並びに決壊後の措置を講ずること。
- キ 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
- ク 住民の水防活動従事の指示
- ケ 警察官の出動を要請すること。
- コ 避難のための立ち退きの指示
- サ 自衛隊の出動を依頼すること（知事を経由する。）。)
- シ 水防管理団体相互の協力応援
- ス 水防解除の指示
- セ 水防てん末報告書の提出

なお、指定水防管理団体は上記のほか義務として次の事項を必ず行わなければならない。

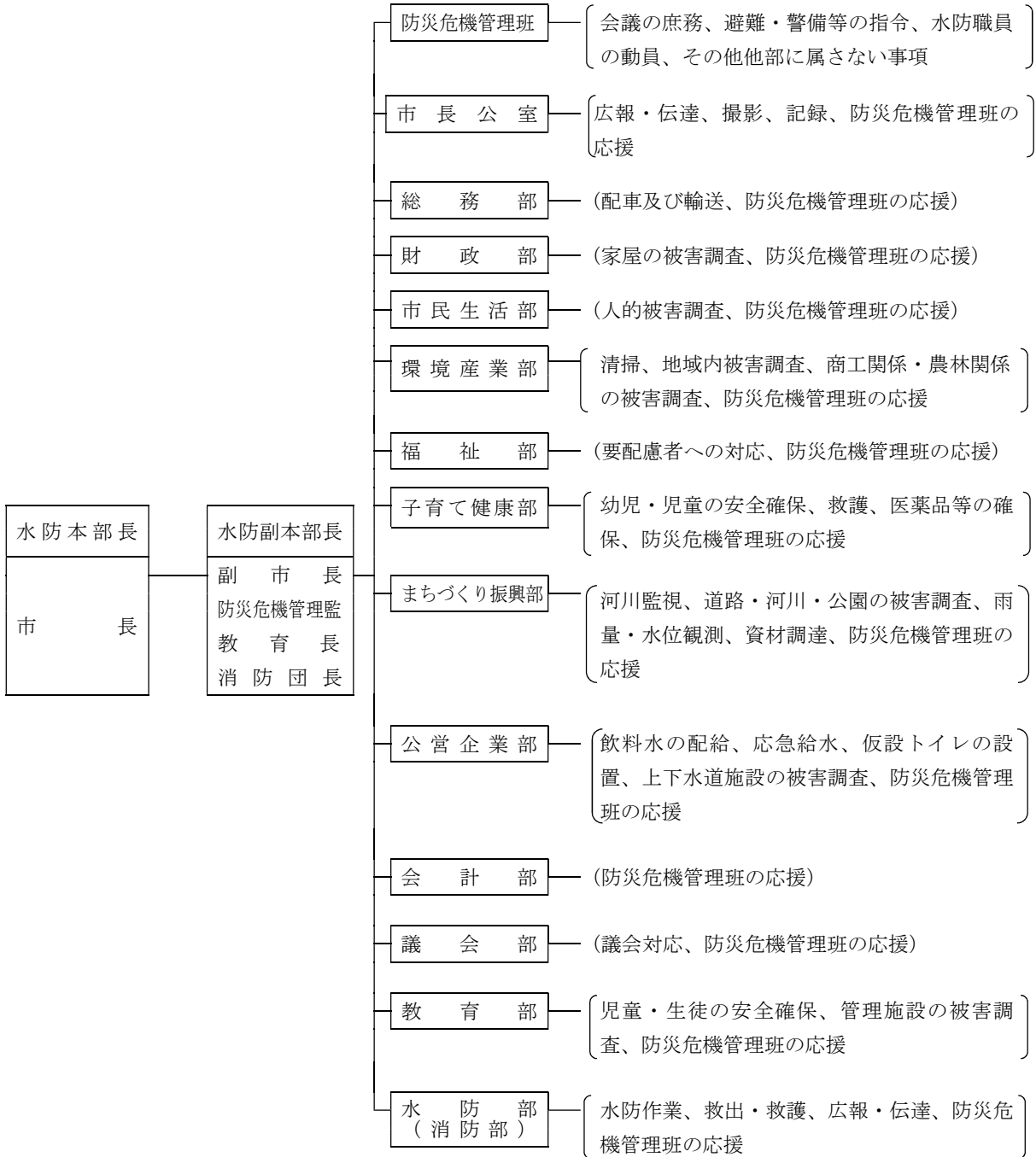
- (1) 水防機関の整備をすること。
- (2) 水防計画を樹立すること。
(水防計画の策定は、水防協議会若しくは防災会議に諮って定める。)
- (3) 水防団員数を確保すること。
- (4) 毎年水防訓練を行うこと。

第2節 水防組織

第1 水防本部の組織及び事務分掌

山梨県水防計画に基づき、水防管理団体として甲斐市水防本部を次の組織のとおり設置する。ただし、甲斐市災害対策本部が設置されたときは、当該組織による活動を行う。

1 組織系統及び分掌事務



2 職員の配置

風水害・その他災害編第3章第1節「応急活動体制」及び第2節「職員の配備計画」に定める職員のうち、水防本部長が指名する者とする。

第2 水防団の組織

甲斐市水防団は、甲斐市消防団をもって組織し、その基本的編成は、第3章「災害応急対策計画」第11節「消防計画」の甲斐市消防団組織表による。

甲斐市水防団は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有し、そのため消防機関、水防団を各区域に組織しておく。

第3節 巡視警戒及び重要水防区域

第1 巡視及び警戒

1 常時監視

水防本部長及び水防団長は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、当該河川管理者に連絡して必要な措置を求める。

2 非常時監視

水防本部長及び水防団長は、気象の悪化が予想されるときは、常時監視をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じる。

第2 重要水防区域及び土石流警戒箇所

重要水防区域及び土石流の発生に伴う警戒箇所は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ◦ 土石流危険渓流一覧
 ◦ 重要水防区域一覧

第4節 溜池、農業用取水堰水閘門等の操作

市は、溜池、農業用取水堰の水閘門等について、管理者が適切な操作を行い未然に水害を防ぐよう指導する。

資料編 ◦ 溜池の現況
 ◦ 溜池、農業用取水堰水閘門一覧

第5節 資機材の整備及び輸送

第1 水防倉庫の備蓄資材

水防管理者（市長）は、備蓄資材を管理し、備蓄資材等の不足が生じた場合には早急に整備を図る。

資料編 ◦ 水防倉庫及び資機材一覧

第2 輸送の確保

1 輸送経路

- (1) 水防本部長は、重要水防区域のあらゆる状況を承知し、輸送経路見取図を作成しておく。
- (2) 万一に備えた多角的輸送路の想定図を策定し、遠距離のため必要がある場合はトラックその他輸送時の配備も計画しておく。
- (3) (1)及び(2)の資料は、中北建設事務所水防支部に提出しておく。

2 車両の確保

水防用資機材等の輸送には市が所有する自動車を使用するが、緊急の場合に備えてあらかじめ各区域ごとに民有車を調査し、借り上げ可能な状態を整えておくものとする。

3 通路等支障箇所の通報

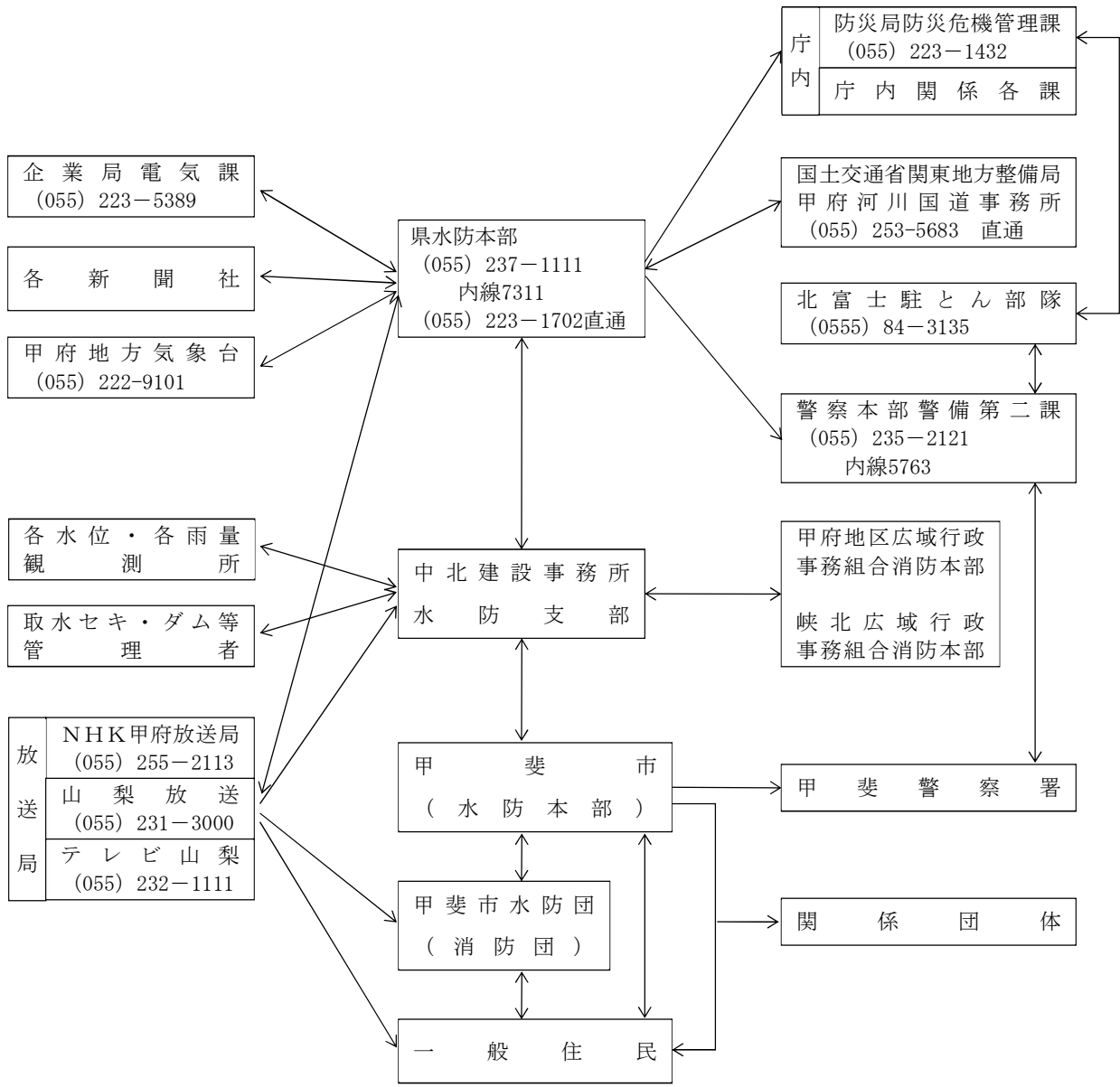
市道及び橋梁において、支障箇所が生じたときは、中北建設事務所水防支部及び甲斐警察署長に通報又は連絡する。

資料編 ◦ 異常気象時における道路通行規制区間

第6節 通信連絡

第1 連絡系統

市は、洪水予報及び水防警報を受けたときは、次の系統を通じて周知徹底を図る。



第2 通信連絡方法

1 水防本部の通信連絡

水防上必要な情報については、次によるものとする。

- 第1連絡 市防災行政無線
 - 第2連絡 NTT電話
 - 第3連絡 警察電話
 - 第4連絡 JR専用電話
 - 第5連絡 電報
 - 第6連絡 自動車
 - 第7連絡 自転車
 - 第8連絡 徒歩

2 水防管理団体の通信連絡

水防管理団体は迅速に通信連絡を図るとともに電話不通時に備えての対策を講じておくものとする。

水防管理団体は水防団体及び消防機関等との連絡のため、N T T加入電話（所有者）又は有線放送等を水防時に利用することを協定し非常通話ができるよう措置しておくものとする。

第7節 水位状況等の観測通報連絡

第1 水防状況等の確認、連絡

水防本部は、中北建設事務所水防支部から水防に関する通報を受けたとき、又は気象の状況等により相当の降雨が認められたときは、中北建設事務所水防支部と密接な連絡をとり、水位状況を確認する。

また、「第6節 通信連絡」の連絡系統により、一般住民、消防団等関係機関に連絡する。

第2 雨量の測定及び通報

雨量の測定は、中北建設事務所水防支部、甲府保線技術センターが設置する雨量観測所の測定により、その結果を直接電話等で通報し、本部で記録する。

第3 雨量及び水位観測所

雨量及び水位観測所は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○市内雨量・水位観測所

第8節 塩川洪水予報

山梨県知事が指定した塩川について気象庁と共同して行う洪水予報の発表は、山梨県土整備部中北建設事務所峡北支所長と甲府地方気象台長が共同して行うものである。

第1 洪水予報を行う河川及びその区域

河川名	区域		洪水予報基準地点
塩川	左岸	北杜市明野町上手字下反保278番ー1地先から 甲斐市宇津谷字滝沢5577番ー1地先まで	岩根橋水位観測所
	右岸	韮崎市小田町小田川字八ツ倉923番ー4地先から 韮崎市本町四丁目3125番地先まで	

第2 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
塩川	岩根橋	いわねばし	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m

第3 発表及び解除の基準

種 類		発表基準	洪水予報の解除
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、中北建設事務所峡北支所と甲府地方気象台が協議のうえ、決定する。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したときに発表する。	
	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したときに発表する。	
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	

第9節 国土交通省の行う水防警報及び水位情報

第1 水防警報を行う河川及び区域

水防法第16条に基づき水防警報が行われる指定河川及び区域は、次のとおりである。

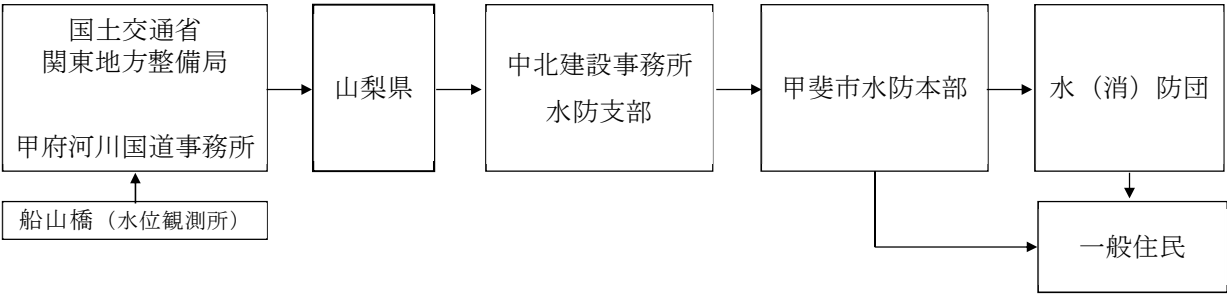
水系名	河川名	左右岸別	区 域
富士川	支 川 塩 川	左 岸	甲斐市宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで
		右 岸	韮崎市本町4丁目3125番地先塩川橋から幹川合流点まで

第2 水防警報の基準水位観測所

警報の基準水位観測所及びその所在地、通報水位、警戒水位、計画高水位は、次のとおりである。

水系名	河川名	基準水位 観測所	零点高	水防団 待機水位 レベル1 水位	氾 濫 注意水位 レベル2 水位	避難判 断水位 レベル3 水位	氾 濫 危険水位 レベル4 水位	計画高 水位
富士川	富士川 塩 川 御勅使川	船 山 橋	m TP 341.543	m 1.50 (TP343.043)	m 2.00 (TP343.543)	m 2.00 (TP343.543)	m 2.20 (TP343.743)	m 3.29 (TP344.833)

第3 水防警報の伝達経路及び手段



第4 水防警報の種類及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
1 待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
2 準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
3 出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
4 指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な事項を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告	大雨・洪水警報・大雨特別警報等により、又はすでに氾濫注意水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
5 解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

第5 水位情報の通知及び周知

1 水位情報の通知及び周知を行う河川名、区域

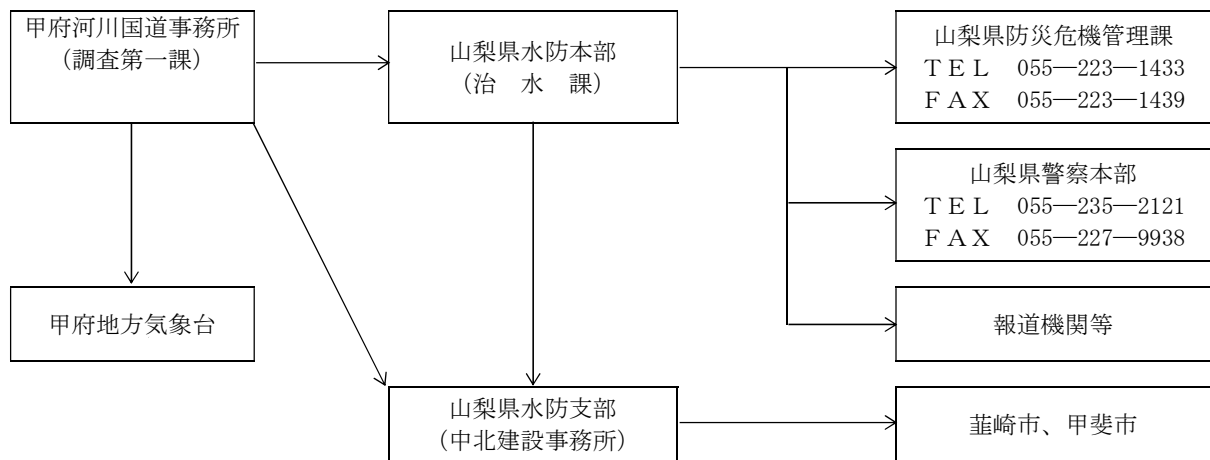
河川名	区域	
塩川	左岸	山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで
	右岸	同県韮崎市岩下地先塩川橋から幹川合流点まで

2 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名	氾濫注意水位 (m) (通報水位)	避難判断水位 (m) (警戒水位)	氾濫危険水位 (m) (洪水特別警戒水位)
塩川	金剛地	(6.60)	7.60	7.80

注) 氾濫注意水位 (通報水位) の () 内の数字は、水防警報発令の参考値である。

3 避難判断水位の水位到達情報の伝達系統図



報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	甲府CATV	エフエム甲府
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7111	055-225-1171
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-253-6827	055-225-1190

第10節 山梨県が行う水防警報

第1 水防警報を行う河川及び区域

水防法第16条（水防警報）の規定により県知事が指定する河川及び区域は下表のとおりである。

河川名	水防警報河川及び水位情報周知河川の指定区間	
荒川	左岸	甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで
	右岸	甲斐市牛匂88番－1地先金石橋から笛吹川合流点まで
塩川	左岸	北杜市明野上神取1666番－1地先から甲斐市宇津谷字滝沢5577番－1地先まで
	右岸	北杜市須玉町東向1068番－1地先から韮崎市本町四丁目3125番地先まで
鎌田川	左岸	甲斐市篠原字大冷間1163番地先から中央市今福字大角687番の1地先まで
	右岸	甲斐市篠原字大冷間1155番の6地先から中央市今福字大角687番の1地先まで
貢川	左岸	甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2775番の1地先まで
	右岸	甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目847番の1地先まで

第2 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	名称	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	所轄建設 事務所	関係水防 管理団体
荒川	荒川	1.80m	3.00m	3.40m	4.00m	4.00m	中北	甲府市、 中央市
塩川	岩根橋	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m	3.00m	峡北	北杜市、 韮崎市
鎌田川	鎌田川	3.30m	4.60m	5.30m	5.70m	6.60m	中北	甲府市、 中央市、 昭和町
貢川	貢川	1.40m	2.10m	2.40m	2.70m	2.90m	中北	甲府市

第3 水防警報の種類及び発表基準

種類	内容	発表基準
1 待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
2 準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
3 出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	大雨・洪水注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
4 解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、また、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
5 情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等、水防活動上必要と認められるもの	状況により必要と認めるとき。

第11節 山梨県が行う水位到達情報

第1 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	水防警報河川及び水位情報周知河川の指定区間	
鎌田川	左岸	甲斐市篠原字大冷間1163番地先から中央市今福字大角687番の1地先まで
	右岸	甲斐市篠原字大冷間1155番の6地先から中央市今福字大角687番の1地先まで
貢川	左岸	甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2775番の1地先まで
	右岸	甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目847番の1地先まで

第2 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

河川名	名称	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	所轄建設 事務所	関係水防管 理団体
鎌田川	鎌田川	3.30m	4.60m	5.30m	5.70m	中北	甲府市、 中央市、 昭和町
貢川	貢川	1.40m	2.10m	2.40m	2.70m	中北	甲府市

第12節 水位基準

国土交通大臣、山梨県知事が行う水防警報及び水位情報以外の河川、区域及び水位基準は次のとおりである。

河川名	水位観測所名	所在地	所管官庁名	水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)
富士川	信玄橋	甲斐市竜王2089—2	中北建設 事務所	2.50	4.00

第13節 水防機関の活動

第1 水防管理団体の非常配備

1 配備の基準

水防本部長（市長）が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- （1） 水防本部長が自らの判断により必要と認める場合
- （2） 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

2 非常配備態勢及び配備時期

- （1） 市職員に対する非常配備

本部長は、水防応急活動に関し、所要の人員を確保するため、第3章第2節第1項「職員の動員体制」に従って動員を発令する。

各職員への動員連絡は、第3章第2節第2項「職員への伝達方法」により、迅速に行う。

資料編 ○ 配備基準及び動員表

- （2） 水防団（消防団）に対する非常配備態勢

水防団（消防団）は、状況に応じた配備態勢につくものとする。

待 機	水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状態を把握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。 待機命令は、おおむね次の状況の際、発するものとする。 ア 洪水予報が通知されたとき。 イ 県水防本部が待機の態勢に入ったとき。
準 備	水防団（消防団）の団長、班長等は、所定の詰所に集合し、また資器材の整備点検、作業人員の配備計画等にあたり、水防上危険な工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させる。 準備命令は、おおむね次の状況の際、発するものとする。 ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されたとき。 イ 水防警報が通知されたとき。 ウ 自ら必要と認めたとき。
出 動	水防団（消防団）の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく。 出動命令は、おおむね次の状況の際、発するものとする。 ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 イ 水防警報（出動）が通知されたとき。 ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

3 報告

次の場合には、水防管理者は中北建設事務所水防支部に報告する。

- (1) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、またそれ以外の場合においても水防団が出動したとき。この場合水防管理者はその所轄区域内に出動信号を発するとともに、甲斐警察署長に通報する。
- (2) 危険が増して水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防その他の異常を発見したとき。

第2 水防作業

1 水防工法

水防団員は、次の水防上の心得に留意し、水防工法を実施する。

2 水防上の心得

- (1) 水防団員（消防団員）は、出動前によく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え後顧の憂いをなくし、一たん出動したなら、命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は終始敢闘精神をもち、上司の命に従い団体行動をとらなければならない。
- (3) 作業中は私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等想像による言語を用いてはならない。

第3 水防用標識等及び信号

1 標識等

水防作業を正確、迅速かつ規律正しい団体行動にて行わせるため次の水防標識を定める。

- (1) 水防要員の標識……左腕に腕章をつける。
- (2) 詰所の標識……昼間の標識は資料編に掲げるとおりであり、夜間は標識灯を掲げる。
- (3) 水防用自動車優先通行標識……水防用自動車として使用する車は資料編に掲げる標識を設備する。
- (4) 身分証明書……活動の際には身分証明書を携帯する。

資料編 ○水防本部の標識等

2 水防信号

種 類	設 備	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達しなお増大のおそれあることを知らせるもので水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○—休止 ○—

- (1) 信号は適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差し支えない。
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第4 避難のための立ち退き

- 1 水防管理者（市長）は、自ら防ぎよする堤防等が破堤した場合又は破堤の危険にひんした場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を通信連絡系統により指示する。
- 2 水防管理者は、当該区域を管理する甲斐警察署長と協議のうえ、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な措置を講じておく。
- 3 水防管理者は、立ち退き又は準備を指示した場合は甲斐警察署長にその旨を通知する。
- 4 立ち退き計画の主な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 立ち退きを要する人口、世帯数
 - (2) 避難地点及び避難地点までの連絡
 - (3) 立ち退きのための指導員編成
- 5 立ち退き実施計画

各地区における避難のための立ち退き区域は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○水防上避難立退予定区域一覧

6 避難立ち退きの誘導

事務分掌により避難誘導にあたる職員は、関係住民に対し、次の事項について周知徹底する。

- (1) 避難場所への道順は立ち退き経路図に定めた道順によること。
- (2) 避難の指示があった場合は、いつでも避難できるよう準備しておくこと。
- (3) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等要配慮者は早目に避難させること。
- (4) 避難のときは、まず火を始末し、戸締りを完全にすること。
- (5) 単独行動は避け、家族又は隣り近所がそろって避難すること。
- (6) 懐中電灯を用意すること。
- (7) 警察官、避難誘導員の指示に従って行動すること。

7 避難の通知

水防管理者が避難のため立ち退きの指示をしたときは甲斐警察署長にその旨を通知しなければならない。

第5 水防解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって水防管理者が水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、中北建設事務所水防支部を通じて知事にその旨報告する。

第6 堤防決壊の通報

堤防が決壊した場合は、水防管理者は、直ちに中北建設事務所水防支部及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者にその旨を通知する。

第14節 応援要請及び協力

第1 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求める。
- 2 他の水防管理者等から応援を求められたときは、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。
- 3 隣接する水防管理団体と協力、応援等水防事務に関しあらかじめ協定を締結しておく。

第2 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは甲斐警察署長に対し、警察官の出動を求める。

第3 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者は、状況により知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

第4 国土交通省関東地方整備局長の協力

国土交通省関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第5 県知事の協力

山梨県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、山梨県水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（管理する河川の水位、河川管理施設の操作状況に

関する情報、CCTVの映像)の提供

- (2) 水防管理団体に対して、氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者(関係機関・団体)の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき(氾濫発生情報を発表する場合を除く。)、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第15節 水防報告及び水防訓練

第1 水防報告

1 水防管理者が中北建設事務所水防支部長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 水防団を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者等に応援を求めたとき。
- (3) 破堤、氾濫したとき。
- (4) 洪水増減の状況
- (5) 応援の状況
- (6) その他必要と認める事態を生じたとき。

2 水防てん末報告

水防管理者は水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、資料編に掲げる水防実施状況報告書により、中北建設事務所水防支部長に報告する。

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 水防団に属する者の出動の時期及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第28条による収用若しくは使用又は器具、資材の種類及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者住所氏名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察の援助状況
- (13) 現場指導官公職氏名
- (14) 立ち退きの状況及びそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 功労者及びその功績
- (17) 雨後、水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設にして緊急を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- (19) その他必要な事項

資料編 ○水防実施状況報告書

第2 水防訓練

- 1 市は、県水防指導員の指導により、水防訓練を年1回以上行う。
- 2 訓練要領は、県総合水防演習に準じ、中北建設事務所水防支部長と協議のうえ、水防管理者が定める。

第16節 費用負担及び公用負担

第1 費用負担

水防法第41条の規定により、区域内の水防に要する費用は市の負担とする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は応援した水防管理団体との間で、協議によって定める。

第2 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条により水防のための必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石竹木その他の資材の使用
- (3) 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬員又は器具の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては身分証明書を携帯し、必要がある場合はこれを提示するものとする。

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
身分	所 属		
	氏 名		
上の者に	の区域に於ける水防法第28条第1項の権限行為を委任したことを証明する。		
年 月 日			
甲斐市水防管理者			
甲斐市長			印

3 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準すべき者に手渡してこれをなすものとする。

公 用 負 担 命 令 書				
第 号	目 的 物	種 類	員 数	
	負 担 内 容	使 用	収 用	人 分 等
年 月 日 時				
		甲斐市水防管理者	甲斐市長	印
		事務取扱者	事務吏員	印
殿				

第3 資料の提出及び立入り

水防法第49条の規定により甲斐市水防職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す次の証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

身 分 証 明 書	
身 分 所 属	
氏 名	
上の者は甲斐市	であることを証明する。
年 月 日	
甲斐市水防管理者	
	甲斐市長 印

第17節 災害補償

第1 公務災害補償

水防に従事した水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となったときは、市は条例の定めるところによりその者又はその者の遺族に損害を補償する。

第2 水防法第24条の規定による災害補償

水防法第24条の規定により水防に従事した者が、水防に従事したことにより負傷し若しくは病気にかかり、また水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し若しくは障がいの状態となったときは、市は条例の定めるところにより従事した者又はその者の遺族に損害を補償する。

第5章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画を策定する。

第1 災害復旧・復興計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、市内に著しく異常かつ激甚な災害が発生したときは、必要に応じて、県に工事の代行を要請する。

なお、平常時より民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結を推進するものとする。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

第2 災害復旧・復興対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

第2 激甚災害に関する調査協力

知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるので、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。